

海幕情報資料 第229号

部内限り

連番号

戦略地誌（尖閣諸島）

平成10年2月

海上幕僚監部調査部

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

資 料 紹 介

本資料は、「戦略地誌（尖閣諸島）」を高山 雅司氏に依頼して、一般の公刊資料を
基に平成9年3月までを対象として執務して頂いたものであり、参考資料として印刷配
布する。

なお、本書の記述内容の正否に関して、当調査部の責任はないものとする。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

	目	次	頁
	はじめに		1
	第1章 地勢及び自然環境		3
	第1節 地理的位置及び特徴		3
	第2節 各島嶼		4
	第1項 魚釣島		4
	第2項 北小島		10
	第3項 南小島		11
	第4項 久場島（黄尾嶼）		12
	第5項 大正島（赤尾嶼）		13
	第6項 その他の島嶼		13
	第3節 住民と産業		14
	第4節 気象海象		15
	第5節 通航船舶の状況		20
	第2章 戦略的価値		21
	第1節 経済的価値		21
	第1項 石油資源		21
	第2項 水産資源		30
	第2節 軍事的価値		30
	第3節 政治的価値		33
	第3章 尖閣諸島領有権問題		36
	第1節 歴史的経緯		36
	第2節 関係各国の主張		37
	第1項 我が国の主張		37
	第2項 中国側の主張		39
	第3項 台湾側の主張		41
	第3節 国際法的見地からの見解		42
	第1項 著名法学者等の客観的な見解		42
	第2項 国際司法裁判所における類似問題の判例		48
	第3項 国連海洋法との関係		53
	第4節 問題解決に関する姿勢		55
	第1項 日本の姿勢と対応		55
	第2項 中国側の姿勢及び対応		57
	第3項 台湾側の姿勢及び対応		59
	第4項 米国の見解と日米安保		60
	おわりに		64
	別紙第1 尖閣諸島関連年表		65
	別紙第2 参考文献		87

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

はじめに

有名な歴史学者E. H. カーは名著「危機の二十年」の中で、国の存在の基盤は今までは領土にあるとして将来はその壁がなくなる期待を述べている。

日本は隣国のいずれとも領土問題を抱える国である。歴史的に、領土紛争は武力でなければ解決されないのが通例である。尖閣諸島問題はそういった意味で火種になり得るものである。

最近の新たな情勢として国連海洋法の発効があげられる。大洋の真中にある一つの孤島を獲得すれば、それを起点に200海里の円内の日本の陸地面積に相当する海域を排他的経済水域として資源開発などに主権的権利を行使できるから、国家としてなんらかの理由がつけば小島であろうと岩礁であろうと獲得しようと躍起になるのは自然の成り行きともいえる。

そして、豊富な石油資源が埋蔵されているとなると、一層拍車をかけることになる。南シナ海では、中国はミスチーフ礁などにおける行動から判断すれば、東シナ海でも条件が整えば同じような行動をとる可能性はあり、油断はできない。

尖閣諸島は、日本が抱える領土問題の中で唯一実効支配しているケースである。

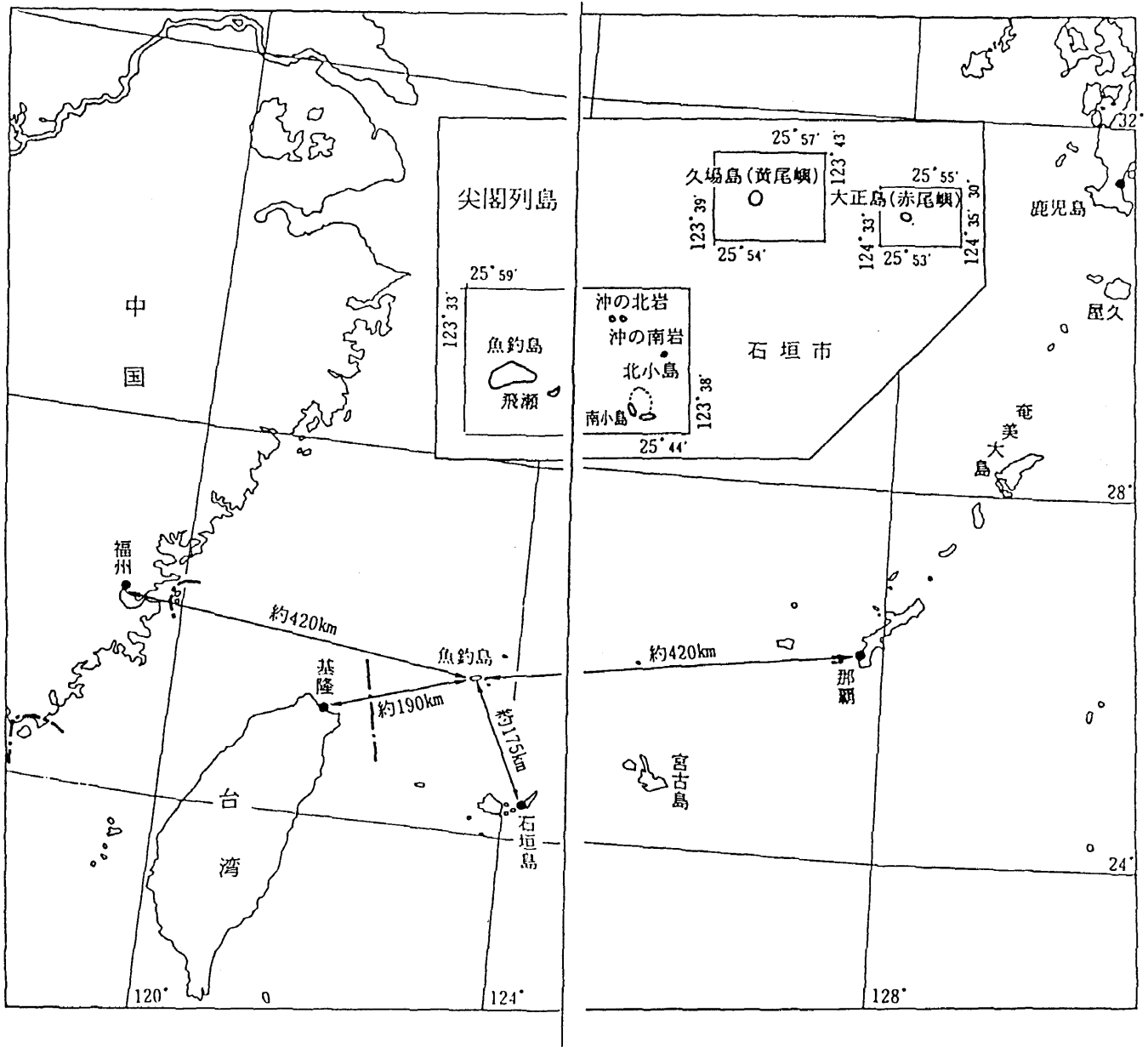
しかし、沖縄返還により施政権が戻った後は、何かにつけて、中国、台湾からクレームをつけられ実効支配の力が段々薄れて行く傾向にあるようにも思われる。

特に、北小島の灯台設置や国会議員の尖閣諸島訪問を契機に台湾、香港で反日運動が強まり、それらの活動家が尖閣諸島の領海侵犯、上陸をしばしば試みているようで、その動きに対して日本側の警備体制の強化はなされており、一応の対応阻止は行われているが、あえて日本の排他的経済水域内を海上保安庁巡視船の制止を無視して行動する中国海洋調査船や中国軍機の領空侵犯などの事象もでてきており、現在、尖閣諸島は目が離せない。

今回は尖閣諸島に関する限られた資料の中で、限られた時間の中でまとめたもので、私自身忸怩たるところがあるが、何かのお役に立てば幸せである。

高山 雅 司

尖閣列島位置図

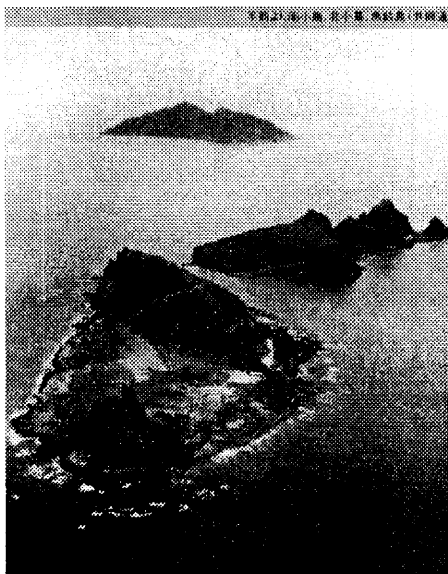


HP 『海軍砲術学校』 公開資料

第1章 地勢及び自然環境

第1節 地理的位置及び特徴

尖閣諸島は南西諸島の西端に位置し、石垣島から北方約175km、沖縄本島から西方約400km、中国本土から東方約400km、台湾から北東約200kmの距離にあり、範囲は、北端N25度56分、東端E124度34分、南端N25度44分、西端E123度28分に囲まれた地域内に点在する8つの島嶼からなる。尖閣諸島の名称は、英文航路図のPinnacle Islands（小尖塔・頂上）からきたものとされているが、最近の外国地図にもSENKAKU GUNTOの名称で記載されている。諸島は魚釣島、北小島、南小島、久場島（黄尾嶼）、大正島（赤尾嶼）、沖の北岩、沖の南岩、飛瀬などからなる。尖閣諸島の総面積は約6.3平方メートルで、富士の山中湖とほぼ同じ広さで、一番大きい魚釣島は約3.6平方メートルである。尖閣諸島の所在するところは、いわゆる東シナ海大陸棚の南東端に当たり、南側及び東側には琉球海溝に属する深海を控え、島の周辺及び北西側の海底は、水深200メートル以内の比較的なだらかな傾斜をなしている。地質的には第3紀層に属するが、各島ともに鋭い錐状の火山島嶼で、それぞれ隆起した珊瑚礁に囲まれている。黒潮の真ん中に位置し、その影響を受けて、付近は常に波が荒く、航路の難所となっている。特に、10月から4月までは、偏北風が吹き荒れるため漁船も近寄らないが、5月から9月の間は偏南風になり、海上は平穏になるので、豊富な魚群を追って、沖縄の宮古、八重山群島、あるいは台湾の漁船が集まってくる。尖閣諸島の島々に番地がついているが、1902年（明治35年）に八重島大浜間切登野城に編入され、1914年（大正3年）に石垣市字登野城となった。



(尖閣諸島全景)

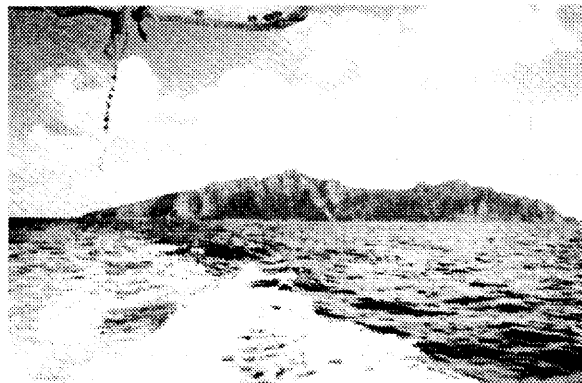
第2節 各島嶼

第1項 魚釣島

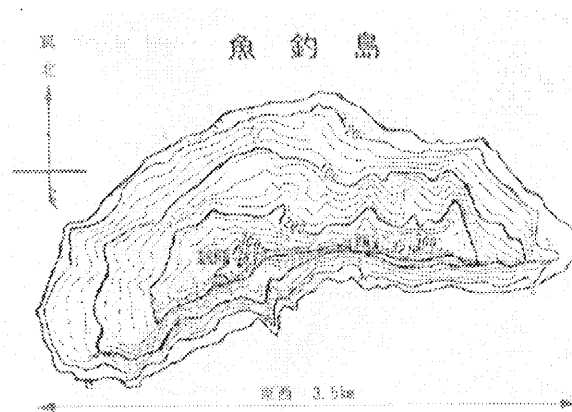
中国名、釣魚島 石垣市登野城（トノシロ）2, 392番地 面積=4.32平方キロメートル 島の周囲=1万1,128メートル 最高峰=海拔362メートル 地質=水成岩

1 地勢概要

魚釣島は尖閣諸島中で最大の島であるが、東西約3.3km、南北約1.2km、周囲約11kmで面積3.6平方キロの小島である。上空から見ると海鼠（なまこ）に似ている。全島が暗緑色のシュロ樹に覆われ、島の中央を東西に山陵が走る。両端と中央部に険しい峰がある。西峰は最高で362m、東峰は327mで中央峰は刃を立てたような尖出岩でできている。ところどころに奇形の岩石山が突出した尾根が南岸寄りに屹立しているため、島の南側は絶壁がそそり立ち、険しい景観を呈しているが、北側及び東西の西側は比較的ゆるやかな傾斜状で、灌木雑草等が繁茂している。

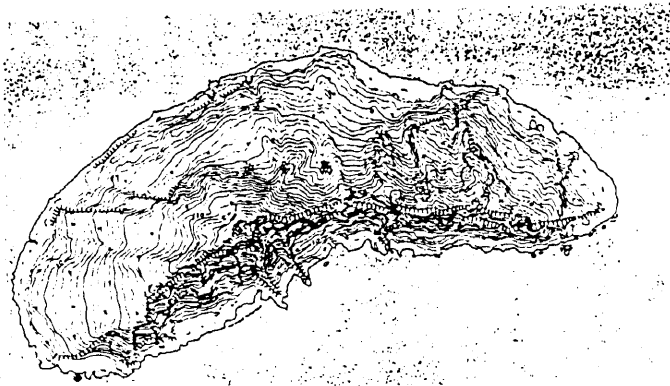
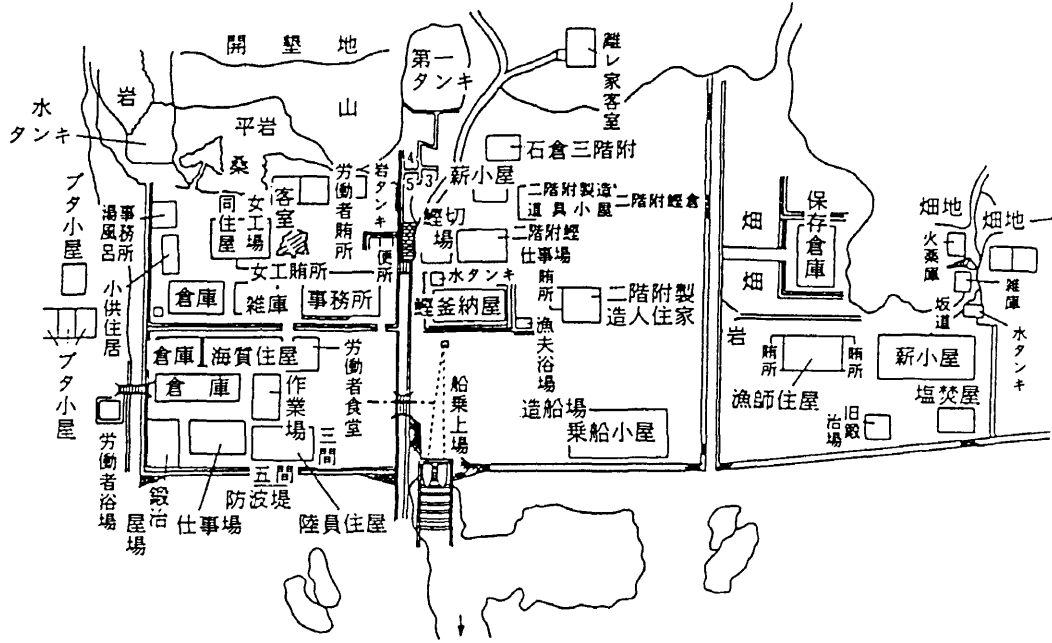


魚釣島（石垣島方面）より見た全景



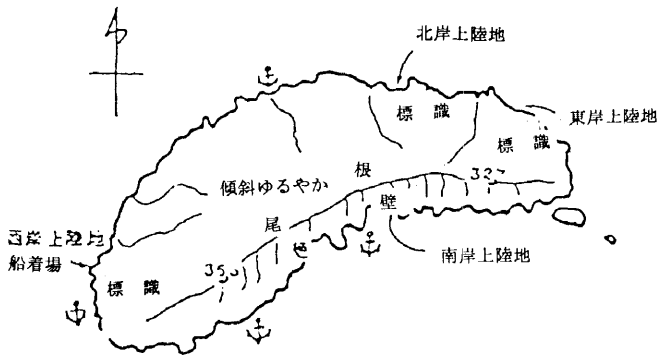
HP『海軍砲術学校』公開資料

魚釣島事業所建物配置図 (明治40年代・古賀辰四郎氏作製)

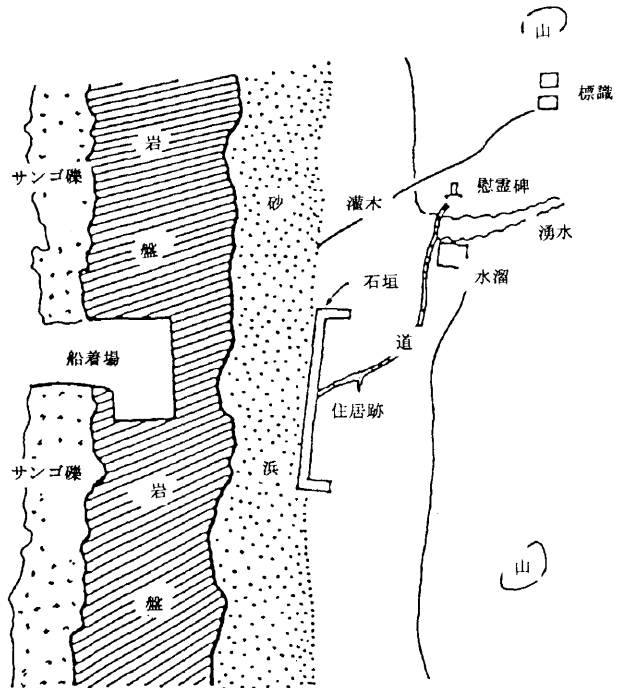


尖閣諸島・魚釣島

(国土地理院発行の25,000分の1地図「魚釣島」より)



西岸船着場付近



2 西岸上陸地及び付近の地勢等

(1) 旧船着場水路付近の状況

島の西岸中部には、西方沖合に向かい古賀善次氏によって開かれた船着場があり、そこに至る水路は、岸線に直角に長さ約50m、幅約10mに掘られ、最奥部は直角に右折して同じ幅に長さ約15m更に堀削しているが、右折部から奥は浅い。また、水路入口付近の先端部は崩壊している。船着場進入に際しては、進入水路のやや左寄りに岩石があり、また、水路内に2～3か所暗岩があるので、舟艇はこれらを避けて進入、水路両側の岩岸に横付け、上陸する必要がある。

(2) 旧船着場付近の状況

付近一帯の海岸は、一見、平坦な台地状珊瑚礁及び岩盤で、小石、泥、砂を混ぜて固めたような隆起水成岩から成るため、波浪による浸蝕が甚だしく、所々に大きな亀裂ができ、表面は複雑な凹凸になっている。

上陸して岩盤地帯を過ぎると、珊瑚礁のかけらを主都市、砂礫、貝殻の混ざった幅約50mの平坦な砂浜となり、この場所にはヘリコプターの発着も可能と思われる。

砂浜を過ぎて、更に奥に進むと平坦な土地があり、これから山腹にかけては、灌木が密生し、所々にはまゆうが群生して歩行は不可能に近い。標識に至る部分と住居跡から湧水地に向かう部分だけが、わずかに歩行可能である。

(3) 住居跡付近の状況

古賀辰四郎及びその子善次両氏によって建設された鰹節製造工場及びグアノ採掘事業の従業員用住居跡は、石を積み重ねて造られた高さ約3m、長さ約20mの石囲いで海に正対し、3か所の出入り口（いずれも0.5m×1.5m）があり、向かって最右側の入口から囲い内に入ると、住居跡には一面に雑草が茂っている。

(4) 貯水槽付近の状況

住居跡より小路と小谷を通り、約25m進むと澄んだ冷水が湧き出ており、2か所にコンクリート製の貯水槽があり、湧水量は家庭用水道のコックを八分目程度に開いた程の出であった。

更に、貯水槽横の小路を左へ約10mたどった所に昭和20年6月、台湾疎開中の婦女子など約180名を乗せて遭難した輸送船第1・第5千早丸の遭難慰霊碑が建てられている。

(5) 標識の設置状況

住居跡から小径をたどり、やや小高い場所に2基の石造標識がある。その内のひとつは石垣市の番地を記し、他は、尖閣諸島の各島を銘記したものである。

3 北岸及び東岸付近の状況

(1) 地形及び水路状況

海岸線近くに平坦な珊瑚礁と露出した巨大な岩盤が連なり、海岸線は曲折が多く、しかも岩盤には所々裂け目があって、その水際付近は急激に深くなっているため、舟艇はその裂け目の一つに横付けする。上陸したならば岩盤の斜面を登れば標識のある場所に行ける。

(2) 標識の設置状況

北岸上陸地付近と東岸上陸地付近の岩盤上に、琉球政府によって建てられた石造標識がそれぞれ1基ずつある。

4 南岸上陸地付近の状況

(1) 地形及び水路状況

沖縄の本土復帰に際し、右翼分子によって日章旗を立てられた岩場がある。南岸中央部は、暗岩が多く上陸するには嚴重な注意が必要である。

上陸地付近は極めて険しい地形で、尾根から山裾に至る急斜面は絶壁の岩肌が多く露出し、多数の岩塊が海岸一帯に散在し、崩壊した巨岩、奇岩が累々としており、所々に洞穴がある。

海岸付近に隆起した珊瑚礁が複雑に起伏し、不規則な凸凹状の岸線を形成し、水際線付近の水深は、他の所と同様に急に深くなっている。

(2) 油塊の漂着状況

上陸地付近の珊瑚礁の窪みには、所々黒色のスラッジが大小様々の塊になって散在し、その一部は日射によって油塊の表面が溶けて変形し、岩肌に粘着している。

5 飲料水

島の北斜面には、広範囲にわたって随所に飲用に適する真水が流れているが、西端及び東端付近では水量が少なく、ほとんど溜まり水で海水の影響を受け飲用には不適である。

なお、尖閣諸島の水の特徴として、一般的に次のことが言える。水質は著しく海水の影響を受け、NaClが主成分となっており、海水の水質によく似ている。いずれの水もPHが低く、PHの値は2.8-4.4である。魚釣島の水は硫酸を含んだ水である。

ちなみに、魚釣島住居跡にある貯水池及び住居跡の北100mにある池の水の水質試験結果は次のとおりである。(沖縄公害衛生研究所調べ)

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

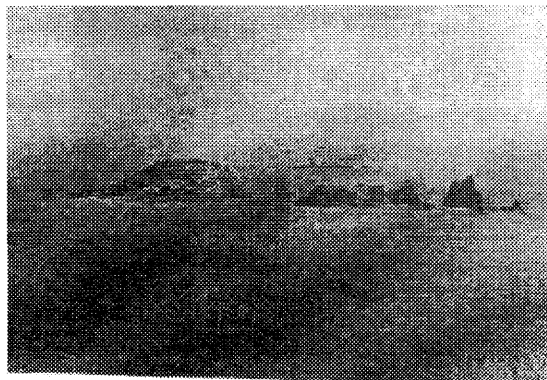
検 査 項 目	貯 水 池	北 1 0 0 m にある池
臭 気	正 常	正 常
色	正 常	正 常
濁 り	な し	な し
水素イオン濃度	6. 6	6. 6
アンモニア性窒素	+	—
亜硝酸性窒素	—	—
硝酸性窒素	0. 0 p p m	0. 0 p p m
塩素イオン	1 1 1. 9 p p m	1 8 0. 5 p p m
過マンガン酸カリウム消費量	6. 0 p p m	4. 4 p p m
硬 度	1 0 4	1 2 2
鉄・銅・鉛・亜鉛	限量以下	限量以下
判定及び意見	飲用不適	飲用適

6 動植物

(1) 動物は住居跡の状況から 2. 5 m 級の蛇が生息する他、とかげ、燕、トンボ、蝶などが見られ、松虫や蛍もいる。また、海岸珊瑚礁の水たまりには、白黒縦縞の体長約 1 0 c m の小魚及びはげに似た体長約 3 c m の小魚、殻長約 5 c m の蟹が多数生息し、水際付近のふじつぼの付着した岩場には小さい虫が群をなしていた。海鳥類はあまり見かけられなかった。

(2) 植物

植物は日陰にしだ類（おおたにわたり等）が生え、ガジュマルが根をおろして涼気を誘い、日向には雑草の花が咲き、その中に浜優、あざみ、百合、ぶどう及びびんろう樹、くばの木等の灌木が密生している。

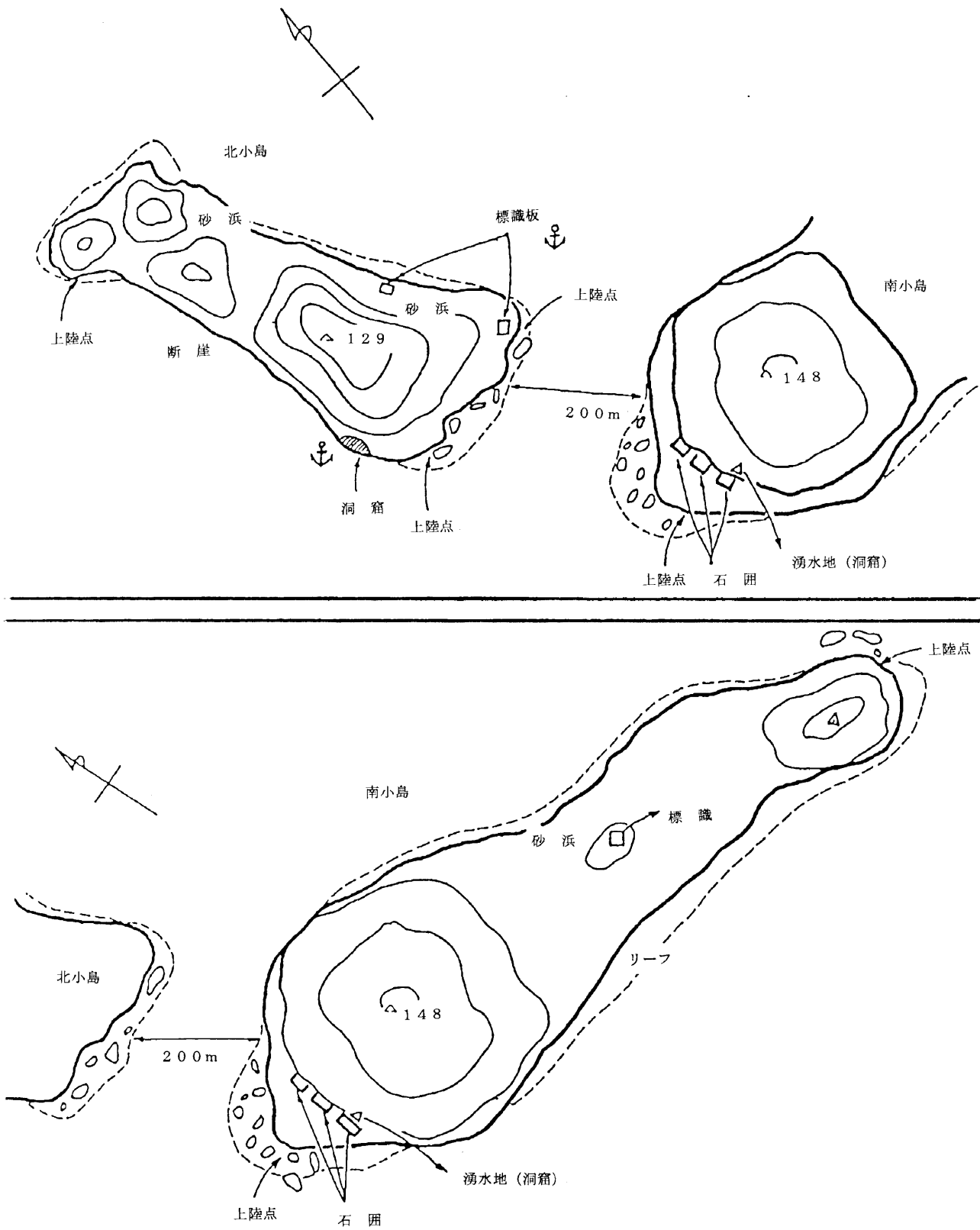


南小島

北小島



南・北小島見取り図



HP 『海軍砲術学校』 公開資料

第2項 北小島

中国名、北小島 石垣市登野城（トノシロ）2, 391番地 島の周囲＝3, 164メートル 最高峰＝海拔129メートル 地質＝水成岩

1 地勢概要

魚釣島の東約5kmにあり遠くからは南小島と一緒に1島に見えるが幅200mの浅水道で隔て、分かれている。面積は0.4平方m全島巨岩の絶壁をめぐらした小島で、およそ北々西に測る島長約1km、東北東に測る島幅約500m、周囲わずかに約3.2kmの島の北部は堂塔を思わせるような3個の直立巨岩（最高頂120m）が並列し南部に巨大な升を伏せたような高さ129mの岩塊が座り、それぞれの巨岩周壁はほとんど絶壁化し、暗茶褐色の険粗な岩肌を露出しているが、島の東岸中部に狭い砂浜（砂質は魚釣島に同じ）がある。南岸は隣接の南小島に面した海岸の一部に隆起珊瑚礁が緩やかな傾斜をなしているほか、ほとんど絶壁（岩質は魚釣島同様砂岩）でところどころに亀裂や洞穴を生じている。

2 上陸地付近の地形

上陸地点である島の北端部から南端部へ歩行することは、島を囲む絶壁や岩盤の亀裂に阻まれ不可能である。また、南端部の崩落岩と断崖の隙間には上陸可能地点が2か所あり、これから南部の升状の巨岩への登頂は可能である。

3 標識の設置状況

島の北部と南部の東隅の2か所に標識が設置されている。魚釣島のものと同型である。又、島の中部の丘上に40×40cm、高さ約70cmのコンクリート柱があるが、記入文字はない。

4 動植物

(1) 動物

島の塔状の山には多数の海鳥が生息し、かつお鳥、くろあじさし、あほう鳥の3種類が主なものである。

5月－6月はかつお鳥の産卵期で、東岸の砂浜一帯及び升状巨岩頂部には直接地面に産卵し、抱卵している姿が無数である。約2mに近かずいても飛び立つ気配を見せない。卵の殻は白色の紅の斑点があり、小型鶏卵位の大きさを砂上に無数に産み落とされている。水際付近の魚貝類については魚釣島と同じである。

(2) 植物

巨大な岩の塊のような、この島には、南部の升状巨岩頂部に灌木が密生しているほかは、北部の塔状の岩や岩塊にしがみつくようにして、風雨にさらしぬかれてきた少数の灌木雑草があるだけである。

第3項 南小島

中国名、南小島 石垣市登野城（トノシロ）2，390番地 島の周囲＝2，509メートル 最高峰＝海拔148メートル 地質＝水成岩

1 地勢概要

北小島と約200mの水路を隔て、魚釣島と同様東西に向き、その長さ約1.1km、南北の幅約400m、周囲約2.5kmの小島で巨大なピラミッドを思わせる高さ149mの岩山が島の西部に偏してそびえ、また、雄大な岩柱が島の東部に寄って海中から直立しているように見え、航路の好目標とされている。

岩山と岩柱の間約300mは、海拔の低い平坦地で北側は砂浜（砂質は珊瑚礁片、礫、砂、貝殻等）となり、南側は平坦な露出岩の外側に珊瑚礁がある。

南小島の岩質は前述各島と同様に砂岩であり、また岩線も複雑であり、その岩盤部は波浪の浸蝕により激しい凸凹状を示している。

2 上陸地付近の地形

島の西端部に岸線の窪みがあり、この窪みを進入して岩盤端部に舟艇を着け、上陸後、北岸沿いに進むとかつての海鳥の剥製用作業場跡があり、石を積み重ねた囲壁が残っている。囲壁の規模は魚釣島の旧船着き場付近の住居跡囲壁の5倍以上で、この作業場奥の岩山裾にある洞窟内には湧き水があり、レンガ積み水槽（8×8m）が2つあり、ともに満水している。作業場跡から島の東部や南部へは、ピラミッド状の岩山険崖に阻まれて近接できないが、東端部の直立岩直下に岸線の曲折が著しい部分があり、その窪みに、海上平穏のときをねらってボートを接岸させ上陸することができる。

3 標識の設置状況

前記、平坦地のほぼ中央付近の小高い岩盤上に琉球政府の設置した長方形の石造警告板が1枚頑丈な2本の脚材に取り付けられ、注意書が掲示されている。

4 飲料水

島の東側に1か所だけ飲用に適する水が流れている。（という）

5 動植物

海浜生物の生成状況は前述各島とほぼ同様である。

(1) 動物

動物では、岩山を住家とした海鳥、その直下の海岸付近のかつおどりの抱卵等の光景は北小島と同様で、ほかに、大型の海鳥が東端部にそびえる岩柱を利用して雛鳥を育てている姿が多数見られた。

(2) 植物

植物は島の中央部平坦地にあだん、しろがじゅまる等の灌木や雑草がかなり生い茂っているほか、岩山の絶壁や岩石の累積した岩柱の裾あたりにも灌木はまばらに生えている。

第4項 久場島 (黄尾嶼)

中国名、黄尾嶼 石垣市登野城 (トノシロ) 2, 393番地 面積=1.08
平方キロメートル 島の周囲=3,491メートル 最高峰=海拔118メー
トル 地質=火山岩

1 地勢概要

諸島の北東隅に孤立した円形の火山島で、黄尾嶼とも呼ばれ、魚釣島に次いで大きい面積 (約1平方キロ) を持つ島である。古賀辰四郎は最初の開拓地に久場島を選んだ理由は魚釣り島程、地形が複雑でないことが挙げられる。現在、米軍の射爆場として使用されている。

2 上陸地付近の地形

島はほぼ円形に近い岸線を巡らし、周囲約3.4km。中心部の島頂は海拔117m、海岸までなだらかな斜面をなし、一見お椀を伏せたような形状をしている。島裾周囲は暗褐色の岩肌を露出した岩盤で囲われ、岸線は複雑で各所に洗岩がある。

3 標識の設置状況

島の北岸、海拔117mの山の直下、海岸より約5m奥の小高い岩の上に警告板がある。島の北東端の岬より、やや南寄りの海岸には、台湾人が解体したパナマ船籍の遭難貨物舟の残骸がある。

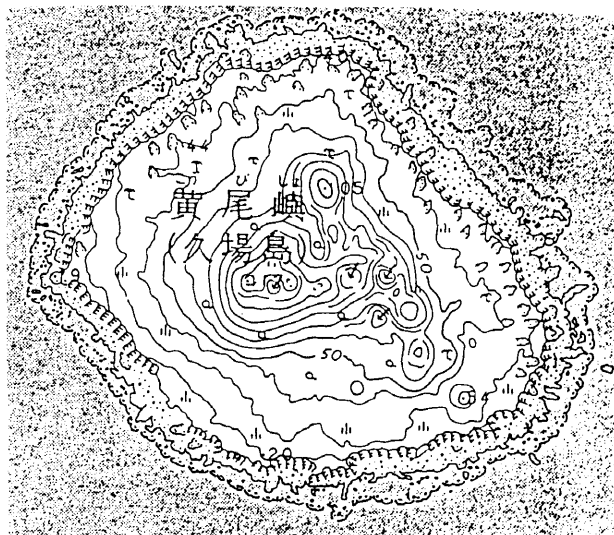
4 動植物

魚釣島と同種の植物が繁茂している。山肌はおおむね緑に覆われており、海鳥類の飛来も多い。山猫、トカゲもいるが、蛇はいない。

土壌は肥沃のようで島の南斜面には数ヘクタールと思われる砂糖キビが見られ、パイナップルの木や柑橘類も見受けられた。

5 その他

久場島は、昭和30年から米海軍と空軍の射爆場として使用され所有者に対して軍用地使用料を払っている。



HP 『海軍砲術学校』 公開資料

第5項 大正島（赤尾嶼）

中国名、赤尾嶼 石垣市登野城（トノシロ）2, 394番地 最高峰＝海拔84メートル 地質＝水成岩

大正島は、石垣島北東約130kmにある四面垂直の溶岩島で赤尾嶼とも呼ばれる。同島を遠方より望見すると、海原に大屏風が屹立しているような感じを抱かせる岩礁で、海拔84m、周囲約109mの弧嶼を接近して望めば、平坦な露出岩礁が周囲を取り巻き、屹立した荒々しい絶壁には植物らしいものは見当たらず、海鳥が群棲している。大正島は国有地であり、昭和21年から米海軍と空軍の射爆場として使用されている。

第6項 その他の島嶼

1 沖の北岩

石垣市の土地台帳に記載なし。海拔24メートル。危険で上陸できず。

沖の北岩は、久場島南西約11kmにある高さ24mの岩礁である。岩肌を露出した岩塊（水成岩）で外周を珊瑚礁がめぐらしている。岩肌に植物は認められず、また海鳥は飛来しているが、その生息している様子は見受けられない。

2 沖の南岩

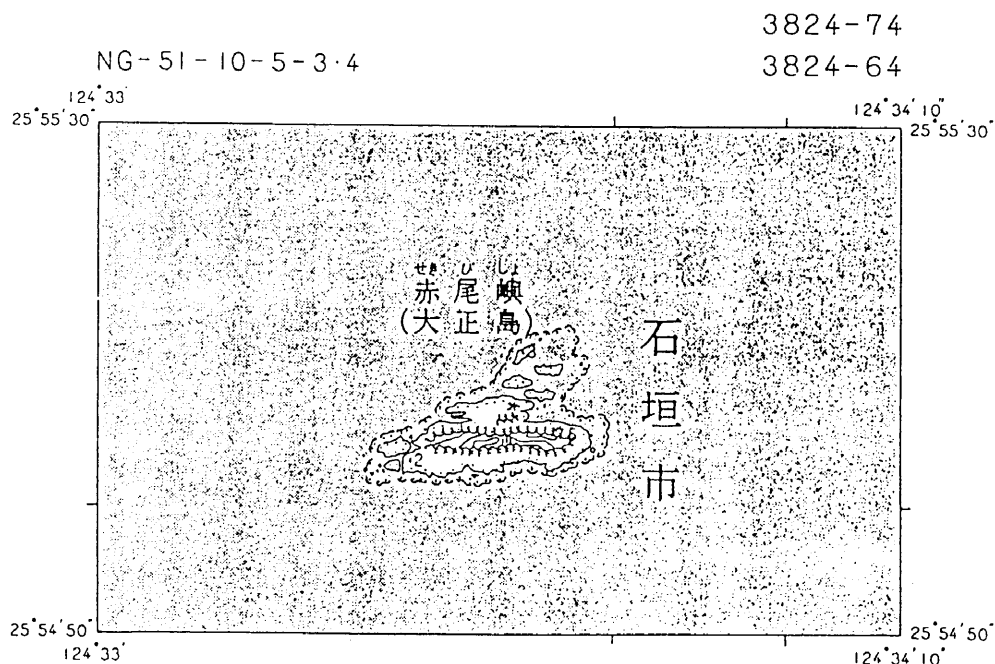
石垣市の土地台帳に記載なし。海拔5メートル。危険で上陸できず。

北岩の南約3kmにある高さ5mの岩礁である。状況は北岩と同じである。

3 飛瀬

石垣市の土地台帳に記載なし。海拔3.4メートル。危険で上陸できず。

魚釣島のおよそ東方約1.5km沖合に岩頭がわずかに突出した小岩礁（水成岩）で特記するものはない。



HP『海軍砲術学校』公開資料

第3節 住民と産業

昭和15年までは住民がおり、産業もあったが、現在は無人で、これらの島に立地する産業は皆無になった。また、ここを作業場とする出稼ぎもその後はない。

明治17年(1884)、福岡の茶商、古賀辰四郎は、茶を求めて無人島を探検中、尖閣諸島を発見、多数の群れをなすアホウ鳥などの海鳥を発見し、同年労務者ととともに久場島に渡り、羽毛、鼈甲、貝類の採集に着手した。最盛期には年間15万羽の海鳥を捕獲した。アホウ鳥の羽毛は遠くヨーロッパまで輸出され、パリジェンヌ達の帽子を飾っていた。同じ頃、古賀辰四郎は真珠王 御木本幸吉と組んで、石垣島で天然真珠を養殖しパリの万国博覧会に出品するなど活発に事業活動を行っている。古賀辰四郎は明治28年(1895)に本籍を福岡県から沖縄県に移し、本格的に腰を据えて事業に取り組むことになった。明治30年(1897)沖縄県庁に開拓の目的をもって無人島借区を願い出て、30年間無償借地の許可をとり、翌年には大阪商船の須磨丸を久場島に寄港させて、移住労働者28名を送り込み、更に1899年には、大阪商船の平安丸で29名送って、前住者と交代させ、1900年には大阪商船の永康丸で男子13名と女子9名を送り込んだ。この年の久場島在留者は33名となり、古賀村なる村を形成した。

明治42年(1909)の定住者は、248名に達し、99戸を数えた。肥料としての鳥ふん(グアノ)の採集、貝類、鼈甲、フカの鰭、鰹節製造工場の建設等、尖閣諸島開発と事業に努力を重ねた。椿、蜜柑、さつまいも、砂糖キビなどを植えた。1907年の古賀商店の産物価格は13万4千余円で当時としては大変な金額である。この頃の三越の食堂での料理が一食50銭、洋菓子10銭、紅茶・コーヒーがそれぞれ一杯5銭であった。古賀辰四郎は大規模な資本を投じ、魚釣島と久場島に家屋、貯水施設、船着場、棧橋などを構築するとともに、排水溝などの衛生環境の改善、海鳥の保護、実験栽培、植林などを行ってきた。この功績で、日本政府は1909年古賀辰四郎に藍綬褒章を授与している。1918年に古賀辰四郎は亡くなり、その子供の古賀善次により尖閣諸島における事業は続けられ、特に魚釣島と南小島で、鰹節及び各種海鳥の剥製製造、森林伐採が営まれた。最盛期には鰹節製造の漁夫80人、剥製作りの職人70~80人が居住していた。余談になるが、大正8年(1919)の冬、魚釣島付近で中国福建省の漁民31名が、暴風に合って遭難した。古賀善次他はこれを救出し看護し石垣島経由で中国へ送り届けた。これに対して中国政府は、長崎駐在の中華民国領事を通じて、古賀善次他に感謝状を贈っている。その文面には「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島内和洋島(魚釣島のこと)に漂着した際、救助され熱心な看護で故国に生還できた」と書かれている。当時の中国外交官が、尖閣諸島を日本領土として認めていたことを示す記録である。与那国島からロープや船舶の箒の原料となるクバの葉脈を採取するために男女53名の入夫が仮小屋を作り合宿していたこともある。1932年3月31日、日本政府は、古賀善次に尖閣諸島を売却した。価格は魚釣島1、825円、久場島247円、南小島47円、北小島31円50銭であった。アホウ鳥の羽毛採集は乱獲と猫害などのため1

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

915年以降は事業継続が困難になり、また、鳥ふん（グアノ）の採掘と積み出しは、船価が高騰し、採算が取れなくなり中止された。その他の事業も、第2次大戦直前、船舶用燃料が配給制になり、昭和15年ころには事業を止め、人員を引き揚げたため、それ以後は尖閣諸島は無人となり、今日に及んでいる。尖閣諸島の内、魚釣島、南小島、北小島の3島は1978年頃に、古賀善次夫人花子から埼玉県在住の実業家・栗原国起2,500万円で売却された。米軍の射爆場になっている久場島は古賀家所有のままである。かつての産業の有様をしのぶものとして、大正島を除く各島に次の表に示す施設跡が現存している。

古賀氏による開拓施設跡一覧表

島名	施設名	備考
魚釣島	西側に鰹節製造所跡、貯水槽×4、畑地跡住宅跡（数戸）、舟艇用掘割水路、10t級舟停泊地跡	最盛期の人口85人
北小島	商店跡（石畳を積み重ねたもの）	
南小島	北西端に貯水タンク、鳥の剥製処理用小屋の跡	
久場島	畑地及び果樹園跡、住宅跡（4～5戸）	

漁業については、尖閣諸島周辺海域は好漁場であり石垣島や沖縄からの漁船が出漁している。かつては尖閣諸島を基地として、鰹節とフカの鰭を作るために周辺でそのための漁業が行われた。1950年代の末頃から台湾漁船の数が急激に増え、魚釣島付近は台湾漁民の好漁場で、年間延べ3,000隻の漁船が漁労に従事しているという。

第4節 気象海象

第1項 気象

当地方は北回帰線からあまり遠くなく、また、黒潮の北東転向点近くに位置しているため、気候は亜熱帯気候の特徴を示し、年間を通じて気温の変化が少なく温暖である。毎年10月より翌年4月までの気候は北-北東の季節風が連吹し、海上では波浪が大きく、陰鬱な天気が続く。これに対して夏の季節風は冬ほどに顕著ではなく、南東-南西風が多い。しかし、夏季は台風の通路に当たっているため、暴風雨の洗礼を受けることがしばしばである。

当地方には従来陸上に設置した気象観測施設がなかったため、継続した気象統計書はない。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

1 石垣島気候表

要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
気温 (°C)	平均	17.8	18.3	20.2	22.6	25.6	27.4	29.0	28.5	27.6	24.9	22.5	19.6	23.7
	日最高平均	20.6	21.2	23.1	25.8	28.7	30.3	32.1	31.7	30.8	28.1	25.4	22.3	26.7
	日最低平均	15.4	15.9	17.7	20.2	23.2	25.4	26.7	26.1	25.1	22.5	20.2	17.4	21.3
湿度 (%)		76	78	79	81	84	85	80	81	80	76	77	77	79
降水量		125.2	106.2	127.6	141.2	228.1	259.5	158.1	190.8	219.9	169.6	203.3	169.7	2027.4
最多風向		NNE	NNE	NNE	NNE	S	SSW	S	SSE	E	NNE	NNE	NNE	
次多風向		NE	NE	NE	NE	SSW	S	SSW	SE	ESE	NE	NE	NE	
平均風速(m/s)		4.5	4.4	4.2	3.9	3.8	4.0	4.6	4.2	4.6	4.5	4.7	4.3	4.3
雲量		8.0	8.0	7.6	7.4	7.4	7.8	6.2	6.1	5.9	6.4	6.9	7.8	7.6
日照	時間	97.3	97.2	124.4	150.2	182.9	199.9	276.5	252.0	226.1	182.3	130.8	101.0	2020.7
	(%)	29	31	33	40	44	49	66	63	61	51	40	31	46
気温 °C	最低25°以上				0.6	8.1	18.4	28.4	25.6	17.6	2.4	0.2		101.2
	最高30°以上				0.8	10.6	19.5	28.5	27.8	22.6	4.9	0.2		114.9
	最高25°以上	2.8	4.1	10.0	19.2	29.3	29.7	31.0	31.0	29.8	28.8	17.6	5.4	238.8
	最低0°未満													
	最高0°未満													
降水 量	1.0mm以上	12.9	11.2	11.4	9.3	12.3	12.4	8.6	14.1	13.6	11.1	12.4	13.1	142.1
	10.0mm以上	4.1	3.3	3.5	3.9	5.6	6.1	3.2	5.3	5.5	3.7	3.9	4.2	52.1
	30.0mm以上	1.1	0.7	1.1	1.4	2.0	2.5	1.3	2.0	2.2	1.6	1.5	1.3	18.6
気積 雪量	10cm未満													
	10cm以上													
	20cm以上													
	50cm以上													
日平均 雲量	2.5未満	1.1	1.4	2.2	2.1	2.1	0.8	3.5	3.7	4.6	3.0	2.9	1.8	29.4
	7.5以上	20.8	18.6	18.7	17.6	17.4	18.8	11.3	11.1	10.1	12.3	15.5	19.9	192.1
最大 風速	10m/s以上	2.1	1.7	2.3	1.1	2.0	2.9	6.0	5.5	5.5	3.6	4.3	3.1	40.1
	15m/s以上		0.2	0.1	0.1	0.2		0.7	0.9	1.7	0.5	0.2	0.1	4.7
	29m/s以上									0.5				0.5
天象	無日照	6.2	5.7	6.4	3.4	2.7	2.9	1.2	1.5	1.5	2.1	5.1	6.9	45.6
	雪													
	霧	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7
	雷	0.3	0.3	1.3	2.6	4.2	3.1	2.2	2.6	2.3	1.1	0.5	0.1	20.6

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

2 巡視船観測気象状況 昭和47年5月－10月

5月：東寄りの風が多く、5.5－8.0 m/s の風が8日間あり、天気は曇りがちである
6月：南寄りの風が多く、3.3－5.5 m/s の風が13日間あり、天気は晴天の日が多い。
8月：南東寄りの風で5.5－8.0 m/s の風が10日間あり、天気は晴天の日が多い。
9月：北寄りの風が吹き、風も弱く、晴17日、快晴7日の好天であった。
10月：東寄りの風、3.4－5.5 m/s の風が8日間あり、晴れ17日、快晴5日と9月と同じ天気模様であった。

第2項 海象

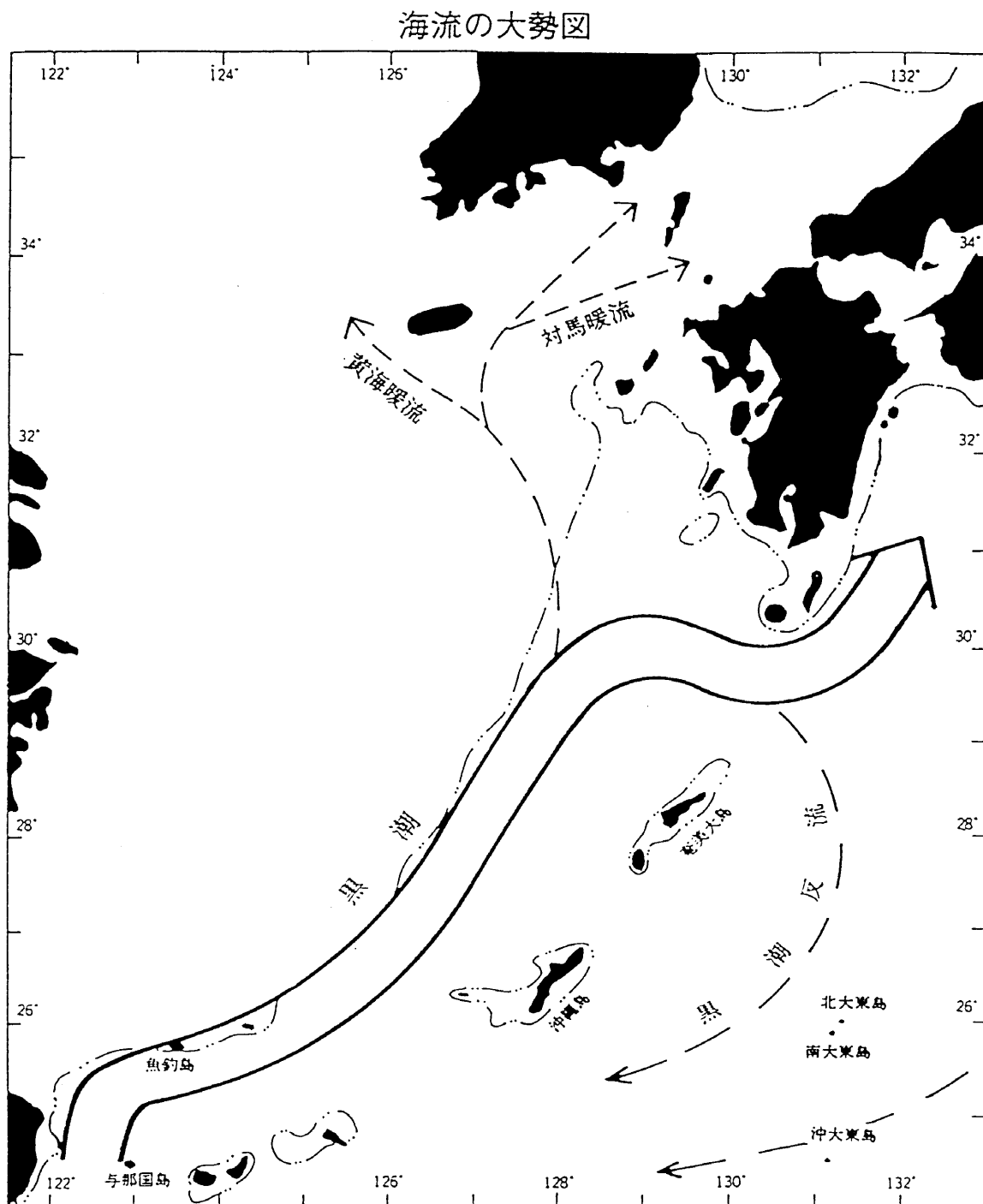
1 海潮流

当海域は黒潮の北東転向点に当たり、また、琉球海溝の深海から東シナ海大陸棚の浅海部にさしかかる流路に当たるため海流は強く、北東流2－3 k tに達することがあるという。特に、距岸1,000 m内外の地点では、潮流の影響を受けて3－4 k tに達することがある。

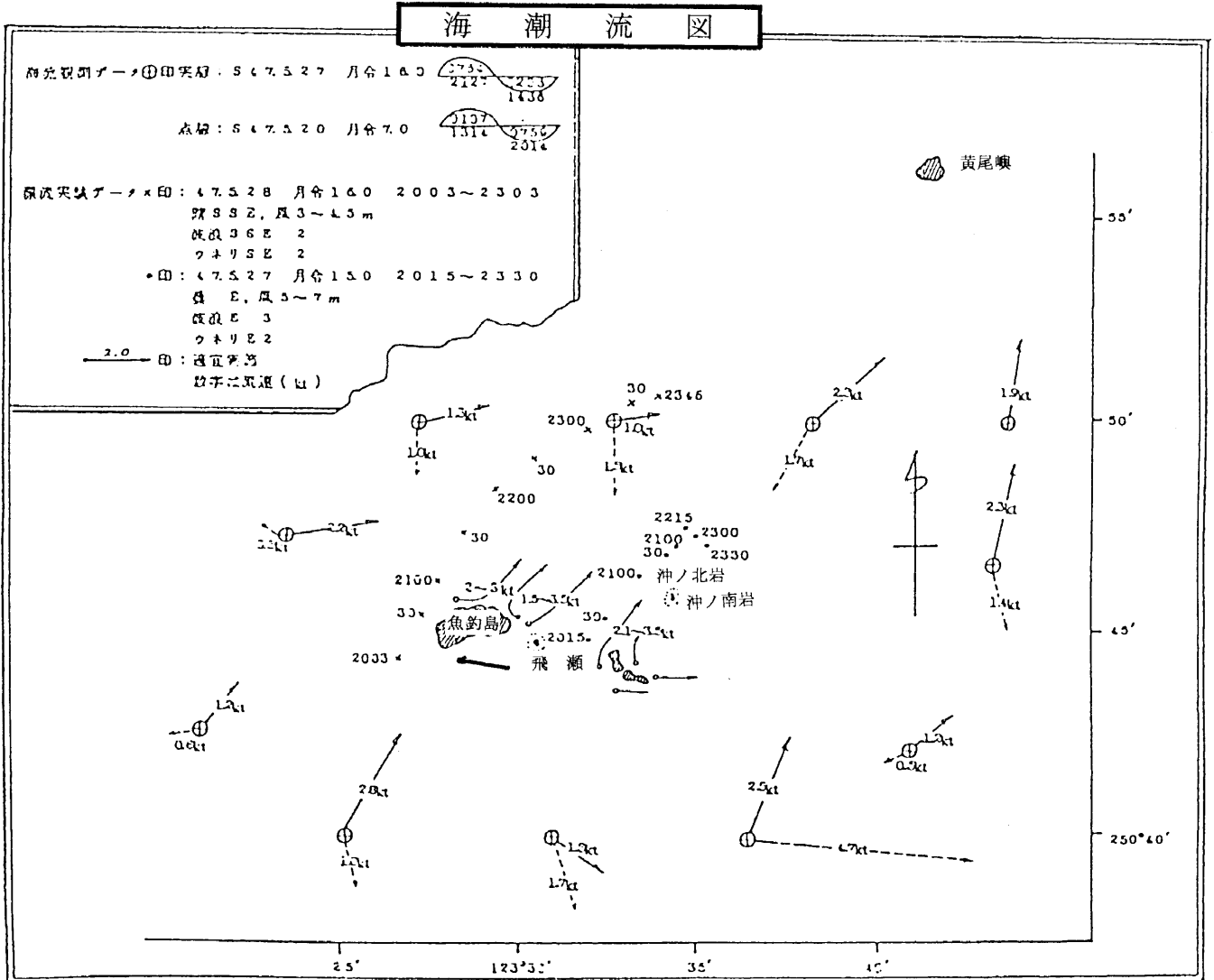
2 巡視船の海潮流観測（昭和47年）

観測月	観測船	記事
5月	さつま	尖閣諸島付近は北東に流れる黒潮があるのが、場所によっては最強4.7 k tの東流を観測した。
11月	はちじょう	前記海流図に示す成果は得られなかった。 沖の北岩及び沖の南岩付近では、非常に強い西－西南西流があり、また、時間帯によっては逆の流れもある模様である。
11月下旬 ～ 12月下旬	のじま	当海域は黒潮本流の中にあっても、比較的流れの弱い所に当たり（魚釣島付近海域）大体1.0 k t前後である。 流れの方向はEを中心として潮流の方向と合成された方向に変化する。即ち、潮流の停滞時はEで、上げ潮、下げ潮の変化につれて流向はN寄りあるいはS寄りになるが、潮位の変化と流向との明確な相互関連性は判然としない。

3 尖閣諸島海域の海潮流図



HP 『海軍砲術学校』 公開資料



HP『海軍砲術学校』公開資料

第5節 通航船舶等の状況

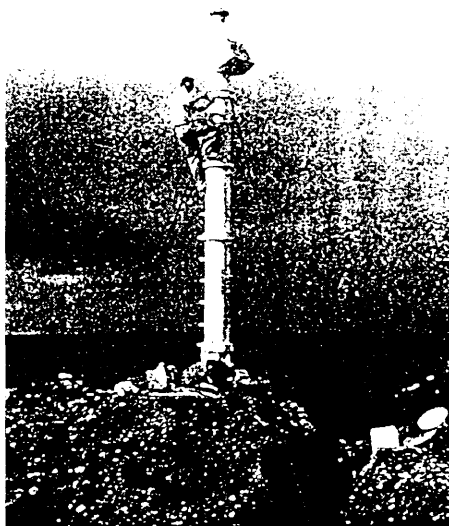
通航船舶の動向については、魚釣島西方及び東方を北航又は南航する船舶は1日に1～2隻と、魚釣島南方7～10海里付近を東航又は西航する小型貨物船が1日に1隻位の平均で見られるという。また、台湾北方と沖縄北方を結ぶ航路をとる船舶が、尖閣諸島周辺5～7海里付近を通航しているものと推定される。

尖閣諸島には未公認の灯台が2つある。いずれも日本の政治団体日本青年社が建てたものであるが、実質的には灯台として光達距離もかなりのものであるし漁船等により利用されている。

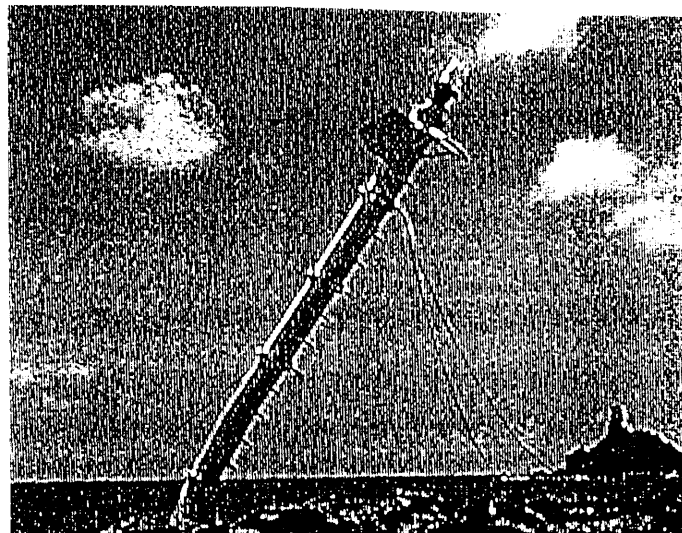
一つは魚釣島にあり、1989年8月に設置され高さ6メートル、耐蝕アルミ軽合金の太陽電池式で光達距離30kmのものである。1996年7月には北小島にはほぼ同じ高さ5メートル、重さ210kg、耐蝕アルミ軽合金の太陽電池式で光達距離30kmが設置された。これらの灯台は、海上保安庁に申請し正式に許可される予定であった。

魚釣島の灯台は、1990年に許可の予定であったが1990年10月、中国外交部が尖閣諸島は中国固有の領土であり、島に設置した灯台は、中国の主権を侵犯する行為であると厳しく批判したので、海上保安庁は許可を保留した。

北小島の灯台は丁度、1996年7月は、日本が国連海洋法条約に基づく排他的経済水域などを発効する直前であり、尖閣諸島の領有権問題がクローズアップされているときであったので、注目を集め中国、台湾、香港において灯台建設に反対する抗議活動が盛んになった。台湾の漁業組合は多数の漁船を動かし尖閣諸島に上陸し灯台を壊し、青天白日旗を掲げる計画を立てたが、台風のために計画は延期し、持ち越されたが、10月に約50隻の漁船が尖閣諸島に押し掛け一部上陸した。北小島の灯台は、7月末の台風で傾き使用できなくなったが9月に修復した。結局灯台は破壊されることはなかった。10月、日本政府は灯台の許可申請を保留することに決めた。



(日本青年社のメンバーが第2灯台を修復)



(台風の直撃を受け傾いた第2灯台)

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

第2章 戦略的価値

第1節 経済的価値

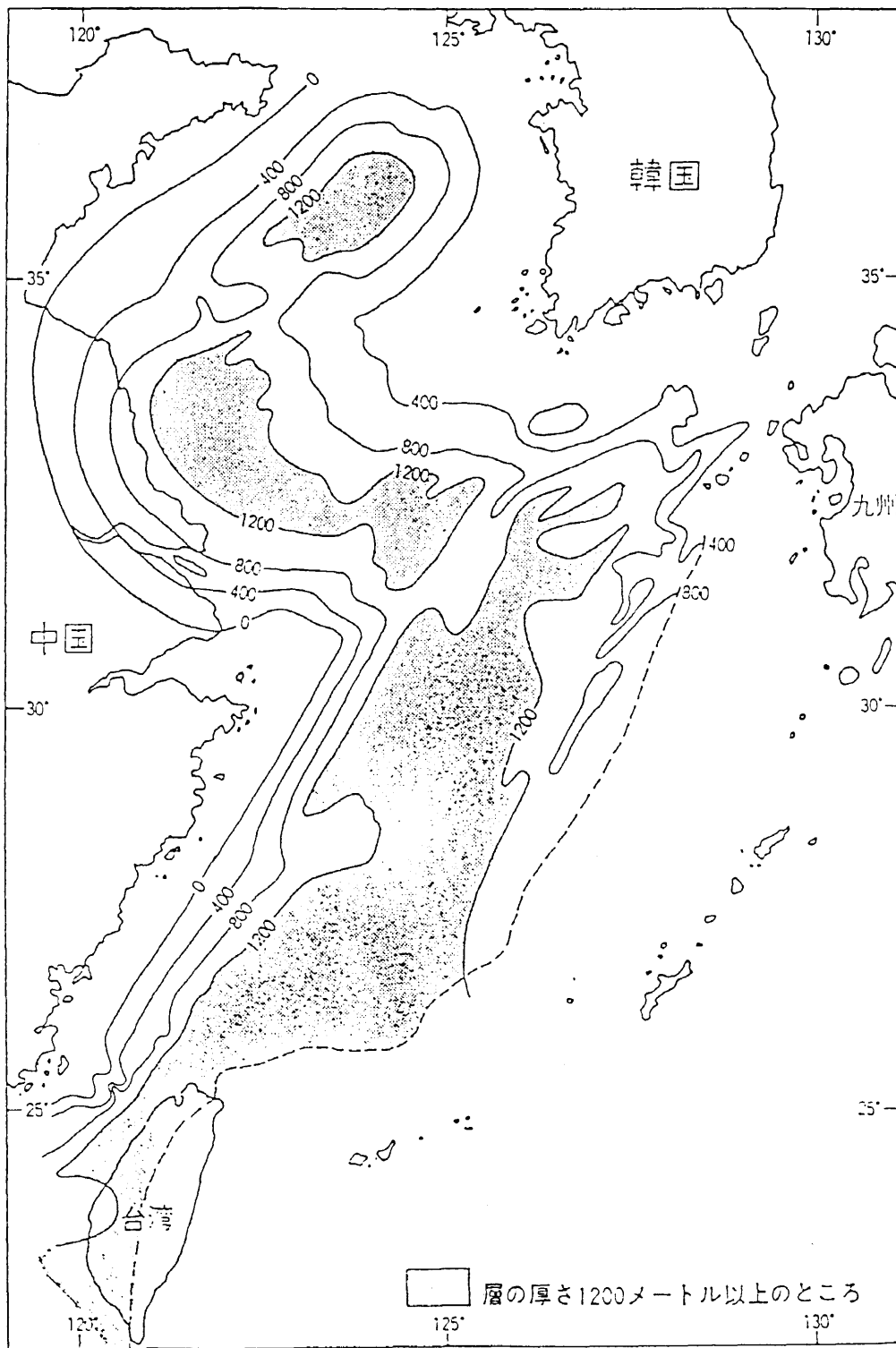
第1項 石油資源

尖閣諸島付近海域の海底には豊富な石油資源が埋蔵されていることがわかっている。そのことが領土紛争に繋がっている。石油資源埋蔵が発見され、その開発の動きを以下に記す。

1961年、東海大学の新野弘教授（地質学）及びウッズホール海洋研究所のエメリー氏共著の「東中国海および南中国海浅海部の沈積層」と題する論文は、この海底に豊富な石油と天然ガス埋蔵の可能性を指摘するものであり、世界の地質学と国際石油資本の注目するところとなった。1966年、エカフェ（ECAF E、国連アジア・極東経済委員会＝現在の国連アジア太平洋経済委員会）はCCOP（アジア沿海鉱物資源共同探査調整委員会）を設け、アジア東海岸の海底鉱物探査を援助することにした。このCCOPの広域概査プロジェクトは黄海・東シナ海の空中磁気探査、黄海・東シナ海・台湾海峡・南シナ海の地震探査などであった。当初CCOPのメンバーは、日・韓・台・フィリピンで、その後、米・英・仏・西独が顧問として参加した。そして、後にタイ・南ベトナム（1967）、カンボジア（1969）、マレーシア、インドネシアが参加した。1967年6月、新野弘教授（地質学）とエメリー氏は、さらに「東中国海と朝鮮海峡の海底地質層および石油展望」と題する論文を発表した。米国は、1967年から1968年にかけて、第7艦隊所属の調査船によつての調査を行い、1968年6月には、エカフェの依頼により航空磁気探査を行った結果、中国の黄海、東シナ海、南シナ海の大陸棚に豊富な石油埋蔵の可能性を確認した。1968年7月、日本は、尖閣諸島へ琉球政府水産研究所所属の凶南丸（159トン）を使用して調査団（団長 高岡大輔、沖縄問題等懇談会委員）を派遣した。1968年9月には、エカフェの斡旋で米・日・韓・台の共同調査が行われた。この調査には水産大学の海鷹丸が使用された。主役は米国ウッズホール海洋研究所で、日本からは石油開発公団の技術者が参加した。1968年10月12日～11月29日の間、CCOPの依頼により米海軍は海洋調査船ハント号（850トン）で調査した。この調査には日・米・韓・台の科学者が参加した。1969年2月2日、沖縄県の大見謝恒寿氏は、尖閣諸島周辺海域の石油に対する鉱業権5, 219件を琉球政府に出願した。大見謝恒寿氏は1961年頃から沖縄周辺海域の石油、天然ガスについての調査に着手していた。1969年2月11日、石油開発公団は、沖縄県籍の社員古堅総光氏の名義で、7, 611件の鉱業権を琉球政府に出願した。沖縄の新里景一氏が1万1, 726件の鉱業権を琉球政府に出願した。新里景一氏の出願は、大見謝恒寿氏の書類の不備をついたもので、申請鉱区は大見謝恒寿氏のそれと重複していた。1969年4月には、ハント号の調査報告書をバンコックで発表した。海底に莫大な石油資源が埋蔵されている可能性を示唆するものである。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

第三紀層の等層等厚図



注 1968年のエカフェ調査による。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

1 E C A F Eによる調査報告の概要

東シナ海は、日本の南西諸島の西、中国の浙江省、福建省、広東省の東に位置し、北は中国の長江河口から朝鮮半島の済州島を連ねる黄海との境界線、南は中国の広東省の海南島及び台湾の鵝鑾鼻に連なる南シナ海との境界線である。

東シナ海は地形により、大陸棚、大陸斜面、海底谷及び島の4つに区分される。面積は約77万平方キロメートル、東西の長さ約400キロメートル、南北の長さ約700キロメートル、そのうち大陸棚は面積46万平方キロメートルである。大陸棚の北は日本と朝鮮半島との間の対馬海峡で、その幅は約150キロメートル、大陸棚の中央部は黄海に面し、その幅は長江河口沖合で最も広く450キロメートルに達する。南部では台湾の西で約125キロメートルに狭まっている。調査により、大陸棚の西半分には沈泥及び粘土、東半分には砂が堆積されている。沈泥及び粘土は黄海西部から南西にベルト状に連なっており、長江及び黄河から運ばれた新しい沈殿物である。東半分の砂は石灰質で、しかも鉄分を含んでおり、それは、氷河作用で海面が下げられた洪積紀以来、多くの大陸棚で埋められないままであった残存堆積物のなかでも典型的なものである。残存物は陸上哺乳動物、浅海軟体動物などの化石を含むサンプルによって確認された。そして大陸棚の上に2キロメートル以上の厚さを有する堆積物の区域は約20万平方キロメートルで、この区域だけの堆積物の分量は40万～70万立方キロメートルに達する。もし、新生代を通じて沈殿したとするならば、沈殿の平均的割合は専念につき4センチメートルであり、これは米国の大西洋側大陸棚の場合の割合の約5倍になる。(図参照)

このような調査に基づいて、E C A F E報告は、「石油及び天然ガスについて、その地域の最も有望な部分は台湾北東の20万平方キロメートルである」

大陸棚の堆積物の大部分は、島及び海床上の露出、並びに台湾でのボーリングにより新第三紀層から出ている。従って、「台湾と日本との間の大陸棚は世界で最も有望な石油貯蔵場所の一つであろうという高度の蓋然性が存在する」と結論した。しかし、埋蔵量について報告は、ペルシャ湾に匹敵すると述べただけで具体的な数字は挙げていない。

2 東シナ海の石油埋蔵量

東シナ海の石油埋蔵量について、確実な数字は得られていないが、国連のC O P (アジア沿海鉱物資源共同探査調整委員会)、米国・日本・英国などの石油企業、米国・ドイツ・フランスの独立した地球物理探鉱企業、日本・韓国・台湾・ベトナムの国営石油企業の諸機関が実施した地震探鉱、その他の地球物理調査に基づいて、いくつかの定量化が試みられた。E C A F E報告について、多くの地質学者は、彼等は海洋学者なので地質学的要因を十分考慮に入れておらず、潜在石油資源を過大に評価していると批判している。また、多くの石油関係者はE C A F E報告のペルシャ湾からの類推は楽観的過ぎると考えている。最も、石油関係者の技術資料は秘密が守られ、彼等の外部向けの態度は一般に、現実の計画や意図とは合致しない。しかし、米国カーネギー財団で

HP『海軍砲術学校』公開資料

中国の石油を研究したハリソン氏は、「中国周辺の海洋地域に関する消息筋の評価には相当の一致がみられる。」として、「個々の海域に関しては差異はあっても、この海域全体として、未探鉱海洋地帯のうちで最も有望な海域であることには、広く意見の一致が見られる。」と結論している。

1997年に発表された米国のCIAの「中国石油生産の展望」報告書によれば、中国の陸地における石油埋蔵量は、米国の残存埋蔵量53億トンと同程度で、海底の埋蔵量もほぼ陸地と同程度というのが、米国における学会、石油業界及び政府地質関係部門の一致した見方であるとされている。

日本政府（通産省、資源エネルギー庁）は、5億8千万トン、米国は17億トン、日本の開発業者は50億トン、中国は150億トンと推定している。

東シナ海には、開発の容易な大規模な貯油層があるのか、それとも小さい集積が分散しているのかは今からである。この海域は領土紛争が絡み開発の着手が難しい。それに加えて、気象条件もそれほど好ましくないので開発の費用も相当掛かることが予想される。さらに中国の河川から流れる堆積物は海洋有機物ではなく植物からなる湿性物質が主要な構成物であるので、この海域では石油よりも天然ガスの発見される可能性が高いと思われる。（三角洲堆積層をなす他の地域では、一般にほとんどが天然ガスである。）中国は、戦略的政治的配慮から、民間企業が非経済的とみなすような探鉱や生産に対しても投資することはあり得る。ハリソン氏は「定量的な推定を試みるのは時期尚早であろう。

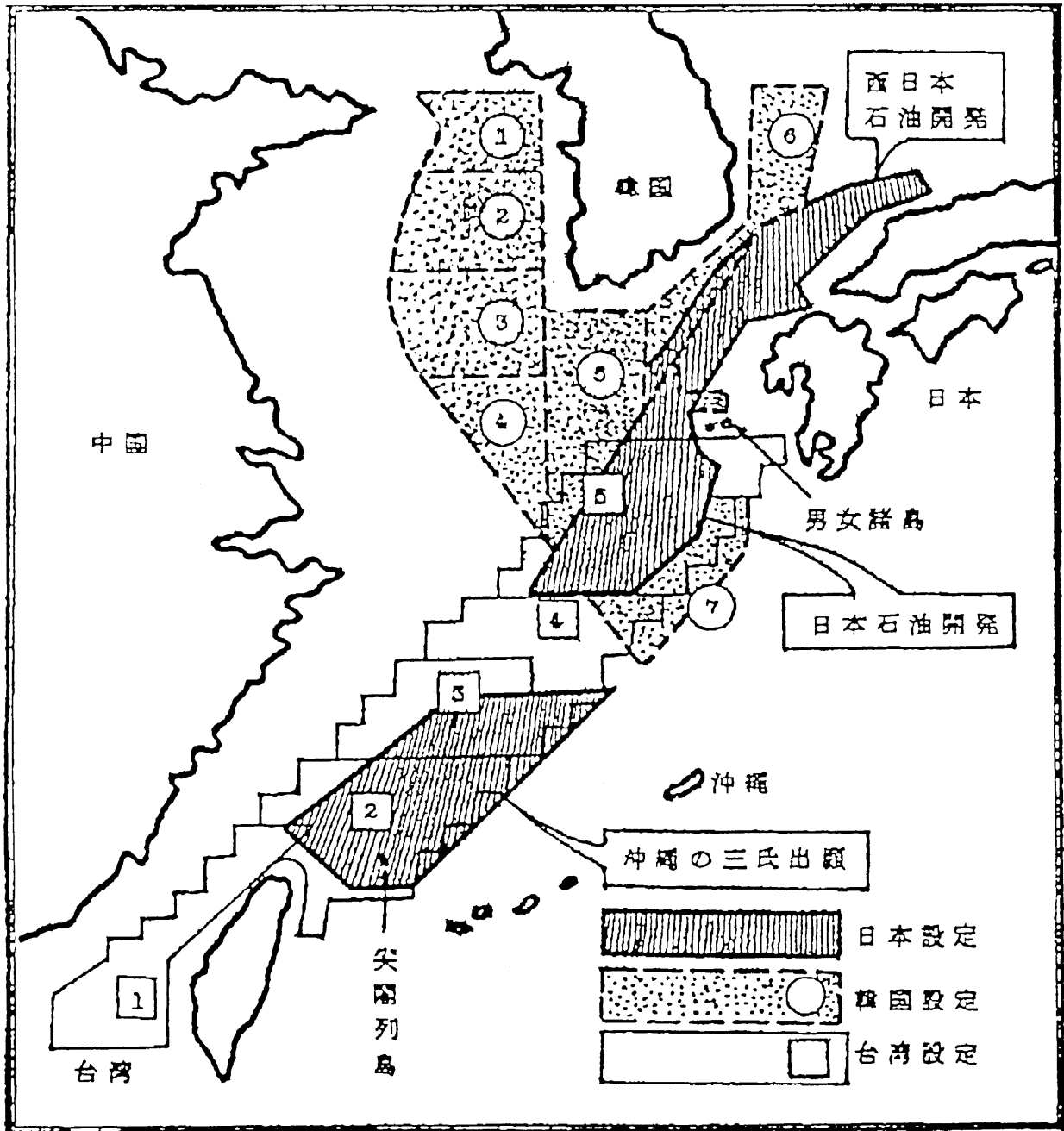
公開された調査と未公開の断片的な資料を総合すれば、最も有望な地質構造が存在すると考えられる場所の概略を示すことはできる。」として、それまでに地震探鉱結果に関連した米国、欧州および東アジアの専門家の在来知識に基づいた合成概念図を示している。その図では尖閣諸島周辺海域は大規模な貯油層が存在する。

3 尖閣諸島周辺を含む東シナ海における石油資源開発計画について

1961年頃から東シナ海大陸棚の海底には石油が埋蔵されているとの論文がだされ1966年からエカフェの資源調査が始まり1969年には、その可能性を示す結果が発表され、その前後から尖閣諸島の領有を台湾と中国が主張するようになり、同時に日本、台湾、韓国、中国で相次いで、東シナ海の大陸棚の開発計画を発表し鉱区の設定を行った。鉱区は互いに重複するところから、共同開発計画が話し合われ、幾つかは協定まで結ばれたが、中国の大陸棚の主権主張や尖閣諸島の領有権主張とも絡まって、計画はいずれも中止又は棚上げ状態にある。国際海洋法条約が発効され、排他的経済水域の境界画定と関連して、これらの問題は一層複雑になるが、この交渉を契機に合意が得られれば、将来共同開発計画は進展する可能性がある。以下その概要を述べる。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

日韓台の設立した鉱区の概略図



HP 『海軍砲術学校』 公開資料

(1) 日本の東シナ海石油資源開発計画

1969年2月2日、沖縄県の大見謝恒寿氏は、尖閣諸島周辺海域の石油に対する鉱業権5, 219件を琉球政府に出願した。大見謝恒寿氏は1961年頃から沖縄周辺海域の石油、天然ガスについての調査に着手していた。1969年2月11日、石油開発公団は、沖縄県籍の社員古堅総光氏の名義で、7, 611件の鉱業権を琉球政府に出願した。沖縄の新里景一氏が1万1, 726件の鉱業権を琉球政府に出願した。新里景一氏の出願は、大見謝恒寿氏の書類の不備をついたもので、申請鉱区は大見謝恒寿氏のそれと重複していた。1970年12月2日、(株)日本石油開発は米国のテキサコ、シェブロン両社と男女群島沖に広がる東シナ海の石油資源の共同開発に同意した。1971年4月23日日本石油開発(株)は、東シナ海の石油開発を、当分見合わせると発表した。

その後は台湾、韓国との共同開発は中国の抗議でいずれも中止せざるをえない状況になった。そして中国との共同開発も計画されたが、尖閣諸島の領有を巡り折り合いがつかず実現されていない。

(2) 韓国の東シナ海石油資源開発計画

韓国は1970年2月、東シナ海の大陸棚の28度線以南の海域を6つの鉱区に分け第1、第5鉱区権をカルテックス、第2、第4鉱区権をガルフ、第3、第6鉱区権をロイヤル・ダッチ・シェルに与えたと発表した。この海域は黄海にあり東シナ海大陸棚にあるが、日本・中国とは協議をせずに区分を決めた。これは日本・台湾との計画と競合する部分があるのでこれらの国との協議で日韓台三国の共同計画に移った。

(3) 台湾の東シナ海石油資源開発計画

台湾は、1970年7月末、東シナ海の大陸棚の鉱区権を米国のガルフ石油会社の日本法人であるパシフィック・ガルフ社に与え、ガルフ社は12月から探査開始の予定を発表した。同年10月15日台湾は台湾海峡及び東シナ海大陸棚に天然資源の調査開発のために5鉱区を設置したと宣言した。第2鉱区には尖閣諸島が位置しており、日台間に摩擦が生まれたが、調整の結果、日韓台三国の共同計画が生まれ移行した。

(4) 日韓台の共同計画

日韓台三国が重複する鉱区を持つ東シナ海大陸棚の石油開発について調整する「日・韓・台湾三国連絡委員会」が1970年11月12日にソウルで開かれ、東シナ海の石油開発について、原則的な合意を得て、1970年12月21日～22日「日・韓・台湾三国連絡委員会」の「海洋開発研究連合委員会」は東京で会議を開き、領土の領有問題、大陸棚主権問題を棚上げして、共同で東シナ海の石油資源を開発することを決めた。これに対して中国は、強硬な非難と反対を繰り返した。1971年1月25日、日中国交回復促進議員連盟(藤山愛一郎会長)は、尖閣諸島周辺の日・韓・台共同開発は好ましくないと政府に申し入れるなど日本国内にも中国に同調する動きが生まれた。結局、中国の動きに負け、1971年3月11日、日本は、台湾

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

海峡における石油の日・韓・台共同開発を当分見合わせる方針を固め、事実上共同開発を断念し、日本政府は、尖閣諸島周辺の石油開発を沖縄返還まで凍結することとした。米国国務省は、1971年4月9日中国の正式の申し入れを受けて、中国の黄海、東シナ海での海底石油探査活動を中止するよう、米国系石油開発会社に要請したことを正式に表明した。尖閣諸島付近で調査中のガルフ・オイル社の調査船ガルフ・レックス号は、佐世保に引き揚げた。

(5) 日韓の共同計画

沖縄返還後、凍結していた共同開発計画を1972年10月5日、日・韓両国の実務者会議は、東シナ海に両国が、石油、天然ガス開発のために設定した鉱区が重複して紛争となっていたが、世界に前例のない大陸棚主権棚上げの共同開発方式で、開発の臨むことを決めた。1974年1月30日「日韓大陸棚共同開発協定」がソウルで調印された。

それに対して、中国政府は1974年2月7日、「日韓大陸棚共同開発協定による共同開発地域は中国の主権を侵犯するものであり、同意できない。

開発を進めるならば、これによって引き起こされるすべての結果に対して全責任を負わなければならない。」と発言した。1977年4月7日「日韓大陸棚共同開発協定」は、衆議院で可決され、6月9日、参議院で自然承認された。1977年6月13日、中国は「日韓大陸棚共同開発協定の自然承認に対して、中国をさしおいて一方的に調印したもので完全に不法なものであり、無効であるとし、中国の同意なしに東シナ海の大陸棚で勝手に開発行動を進めてはならない。」と反発した。1978年4月12日～16日には中国の武装漁船約140隻が尖閣諸島を領海侵犯したのも関連した中国のデモンストレーションと考えられる。1978年6月3日、日本と韓国は「日韓大陸棚共同開発協定」の批准書を交換したが、これに対し中国は、今までと同様に激しい口調で抗議声明を出した。1978年9月20日「日韓大陸棚共同開発協定」に基づいて、通産省は日本側の開発権者として日本石油開発(株)と帝国石油(株)の両社に探査権を認可した。しかし、南シナ海と東シナ海における中国の強い態度等から、日韓大陸棚共同開発は日中国交正常化交渉の過程の中で中止された。

(6) 日中の共同計画

中国は、1990年10月27日在中国日本大使を呼び尖閣諸島の灯台を航路標識として認定する日本政府の意向に対して抗議した際に「双方が主権問題を棚上げし、釣魚島海域資源の共同開発、釣魚島海域の漁業資源開放などの問題について、できるだけ早く話し合う。」ことを提案した。その後の共同開発交渉では、中国は東シナ海大陸棚は中国に主権的権利があるとして譲らなかつた。中国は、1992(平4)3月日本との共同開発の交渉を打ち切り、6月にはおおむね日本との中間線の北側に独自の鉱区を設定し国際入札にかけた。1996年9月25日、日本石油公団の役員がシンガポールで、尖閣諸島海域での共同事業は「緊張緩和を促進する可能性がある。」と関連諸国の間で海底石油の共同開発を進めることを中国に呼び掛けた。それに答

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

えて9月26日、中国海洋石油総公司是、「尖閣諸島での石油共同探査について、日本企業との交渉再開に応じる。」と答えた。そして、10月12日、中国外相は日本報道界訪中団の質問に文書で回答し、尖閣諸島の領有権棚上げによる石油資源の共同開発を提案したので、今後の進展は期待できる。

(7) 中国の開発計画

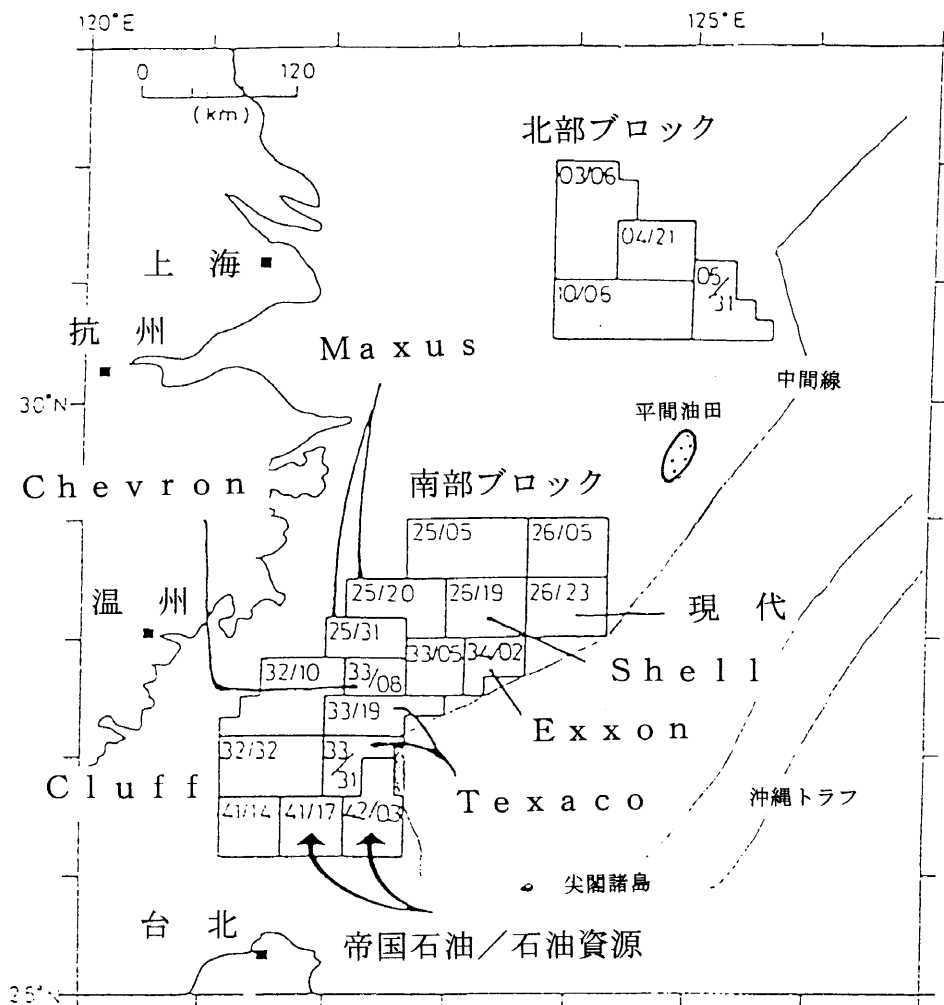
中国は、日本との共同開発計画を打ち切り、1992年6月30日 東シナ海大陸棚の日中中間線の中国側海域に2か所の大鉱区を設置して、世界の石油企業に国際入札を呼び掛け、1993年末までにテキサコ、エクソン、ロイヤル・ダッチ・シェルなどの世界の代表的な石油企業が次々落札した。日本からも帝国石油、石油資源開発が参加している。

(8) 中台の共同計画

1993年4月、シンガポールで中国と台湾の民間トップ会談が行われた際、エネルギー資源の開発と交流についての合意が得られた。1994年1月3日、台湾が大陸に対して「主権問題に触れず。」に、かつ「投資額に応じて石油を配分する。」二つの原則に基づいて、共同で大陸棚を開発することを提案したと『聯合晩報』は報じた。そして台湾と中国との関係者の往来が激しくなる。1月6日、台湾の石油視察団が大陸を訪問し、1月16日には中国科学院院長を団長とする24人の代表団が台湾を訪問した。そして1月24日、中国海洋石油総公司是台湾と協力する旨を表明した。4月には中国科学院と台湾大学海洋研究所が共同で南シナ海の海洋調査を実施すると発表し、中国と台湾の海洋調査船がベトナム南部の沖合の南沙諸島海域で共同で探査活動を行った。1995年2月台湾經濟部は、台湾の大陸委員会が中国石油公司の子会社・海外投資公司が大陸と海域での石油探査などで共同事業を進めることに同意した。1996年7月11日、中国と台湾が共同で台湾海峡南部海域における海底石油探査を実施する契約に台北で調印した。1996年3月の台湾近海におけるミサイル発射訓練の後にもかかわらず行われ今後の動きが注目される。

HP『海軍砲術学校』公開資料

中国の東シナ海石油鉱区



33/05, 33/19	温州の東方60-200 km、総面積8,100 km ² 、平均水深100 m
33/31鉱区(1)	10月27日、テキサコ、AGIP・マールス・グループ(米国、イタリア、デンマーク)
33/08鉱区(2)	温州の東方1500 km、総面積1,820 km ² 、平均水深80 m 10月29日、シェブロン(米国)
25/20	温州の東方140-150 km、総面積5,020 km ² 、平均水深60-70 m
25/31鉱区(3)	11月12日、マクシェース・エネルギー(米国)
34/02鉱区(4)	温州の東方250 km、総面積2,120 km ² 、平均水深80-100 m 11月30日、エクソン(米国)
26/19鉱区(5)	温州の東南方250 km、総面積3,700 km ² 、平均水深70-90 m 12月10日、ロイヤル・ダッチ・シェル・グループ(英国、オランダ)
41/17	温州の東南方150-200 km、総面積6,400 km ² 、平均水深80-120 m
42/03鉱区(6)	12月8日、帝国石油・石油資源開発(日本)
26/23鉱区(7)	現代(韓国)
32/32鉱区(8)	グラフ(香港)

出典：(1)「中国通信」1993年10月29日(2)同11月4日(3)同11月16日(4)同12月2日(5)同12月14日(6)帝国石油提供
中国側は公表していない。(7)と(8)は中国側が公表していないので、鉱区の詳細は不明。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

第2項 水産資源等

1 魚類

尖閣諸島周辺海域には魚が多い。黒潮にのって北上するカツオ、マグロ、カジキ等は、必ずこのあたりを通り、またサメ類、サバ、アジなどもいる。

沖縄の石垣、宮古、与那国の各島を始め、本土九州沿岸からも多数の漁船が繰り出す。台湾漁船もよく近海で操業している。尖閣諸島海域での水揚げ高は、年間約8万トン、その内、沖縄県の漁獲量は1,600トンしかない。漁業の主体は、カツオ、マグロ、ハマチ類で、さんごはこの海域の特産品となっている。

日本は1996年7月20日に国連海洋法条約を発効させその際、日本の排他的経済水域の境界画定を行い尖閣諸島をその範囲に含めた。これにより日本は漁業資源を含む天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を持つことになった。

2 海鳥

かつて、尖閣諸島には無数の海鳥が群集していた。アホウ鳥（開拓者古賀辰四郎はバカ鳥と呼んだ）はかつては数十万を数え、その他クロアジサシ、セグロアジサシ、カツオドリ、オオミズナギドリなどがいた。古賀辰四郎は毎年15万羽の海鳥を捕獲し羽毛を販売し剥製を作っていた。

第2節 軍事的価値

第1項 軍事基地としての価値

尖閣諸島には、適当な港湾は存在しないし、飛行場もない。しがって、補給整備基地としての価値はない。気象海象の影響も大きく小舟艇によって近接上陸をしようとしても容易ではない。仮に軍事施設を建設したとしても、補給上の困難から施設の効果的な能力発揮は期待できないであろう。尖閣諸島は日本にとって軍事戦略上の要地でもない。軍事的には、もし外敵が攻めてくる場合は島の上で防衛することは困難である。防御する兵力は沖縄などを出撃基地として主として艦艇航空機によって守ることになる。逆に、尖閣諸島を攻撃する場合は艦艇・航空機それに海兵隊という両用戦の能力があれば、比較的容易であるともいえる。平松氏が「続中国の海洋戦略」で指摘しているが、東シナ海は日本にとっては裏庭かもしれないが、中国にとっては表玄関である。太平洋にでるためには必ず通過しなければならないのが南西諸島である。したがって海洋海軍を目指す中国にとって尖閣諸島は極めて重要な地域になるといえよう。

日本は現在尖閣諸島を実効支配をしており、巡視船を周辺に配備しているが、無人島であり、中国や台湾が軍事力で占領しようと思えば可能であろう。国連海洋法が発効され排他的経済水域が200海里に亘り設定が可能となった現在は尖閣諸島を領有することによりかなりの水域を入手できることになり、その海域に石油埋蔵の可能性があり経済的な意味も含めて戦略的価値は極めて高く重要といえる。中国は西沙諸島をベトナムから武力で奪取した。石油資源のある南沙

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

群島における武力を背景にした行動から判断すれば、状況が許せば、東シナ海でも同じような行動を取るであろう。中国は台湾解放に武力を使用することもあると公言している。尖閣諸島の領有権を中国は強く主張しており、台湾解放と同様に、もし、状況が変化すれば、軍事力を持って中国が尖閣諸島を獲得する可能性は否定できない。現在の中国海軍は海上自衛隊や米海軍に対抗できないことはそういう行動ができない一つの大きな理由であろう。しかし、21世紀に向けて中国は、海軍力の整備に向けて力を注ぎSU-27戦闘機、キロ級潜水艦をロシアから更にソブレンヌイ級駆逐艦やTU-22爆撃機を入手し、更に大型の本格的空母を保有する計画を持っている。これは明らかに海洋海軍の整備を目指し米海軍や海上自衛隊に対抗できるものを望んでいると考えられる。その意味で尖閣諸島の警備と防備は重要であると思われる。

第2項 尖閣諸島と日米安保との関係

尖閣諸島が日米安保の適用範囲に入るかどうかは大きな問題である。米国の考え方からすると日本の施政権下にある領土は当然のことながら日米安保の対象である。従って、尖閣諸島はその対象範囲に入ることは疑いない。米国の有識者例えばモンデール前駐日大使の「尖閣諸島の領有権については米国が関与しない」とする発言が、米国は有事の際に何もしないと誤解されて、マスコミにより伝達されたといえる。（詳細は第3章第4節第4項の米国の見解と日米安保との関係を参照のこと）。1997年5月19日コーエン米国防長官は4年に一度の「四年期国防見直し」（QDR）案を正式発表した。それによると最高6万人の米軍の兵力削減にもかかわらず、アジア太平洋地域には、なお不安定要因が残るとして10万人体制の維持を明示した。米国にとって、日本の基地はアジア太平洋における必須の重要な要であり、また、それだけに日本との同盟は極めて重要である。特に、沖縄を含めて台湾・尖閣諸島に対する武力行使について米国が傍観することはありえない。ただし、無防備の尖閣諸島が、もし無血占領でもされ既成事実を作られてしまった場合、日本がこれを取り返すことは竹島の場合と同様極めて困難になろうと思われる。その場合、日本が何もできなければ、日米同盟が存在するといえども、米国の支援を期待するのは無理となろう。

第3項 海洋調査等の不審な行動

尖閣諸島周辺海域において、中国海洋調査船による調査や中国石油掘削リグ船による石油の試掘が頻繁に行われている。日本が排他的経済水域と定めた海域において公然と海上保安庁の巡視船の制止を無視して行われている。国連海洋法では、排他的経済水域における海洋調査は、当事国の主権的な権利である。海洋調査は潜水艦の行動のための資料収集にも繋がるものといえよう。また、SU-27戦闘機と思われる尖閣諸島の領空侵犯も起こっており、台湾香港の活動家による意図的な領海侵犯と尖閣諸島上陸の企ても続いており、軍事的な意味においてもこれらの動きは油断できない。

HP『海軍砲術学校』公開資料

1 中国等による海洋調査

1994年11月、国連海洋法条約が発効した。この影響を受けてか、中国は1995年から中国の東シナ海の尖閣諸島周辺や沖縄近海での海洋調査活動が活発になった。

1995年5月から6月にかけて、中国海洋調査船「向陽紅09号」は、尖閣諸島海域において、海上保安庁巡視船の警告を無視し、2回延べ18日間、領海侵犯し調査活動を行った。12月初頭、中国の石油掘削リグ・勘探3号が東シナ海大陸棚のより570メートル日本側に入った海域に錨泊し、1996年2月中旬まで海上保安庁の中止要求にかかわらず作業を継続し、商業生産の可能性はともかくとして、石油の試掘に成功した。1996年4月24日から26日間の予定で中国フランス共同の沖縄近海の海洋調査活動が行われた。中国は、海洋13号（2,000トン）、東標203号（以下いずれも1,000トン）、東標223号、東標226号、東標227号の5隻の海洋調査船が、フランスは海洋調査船アテランテ（3,500トン）が参加し、沖縄本島と宮古島の上に位置する宮古海峡を中心とする日中中間線の日本側の海域で海洋調査を実施した。6月2日、中国海洋調査船 奮闘7号はケーブルを引きながら、日中中間線を越えて日本側海域に入ってきた。海上保安庁の巡視船の質問に対して「目的は資源調査、中国政府の許可で活動している。」と回答した。8月4日から13日まで北京で開かれた国際地質大会で中国は大洋底掘削計画への参加を決定した。これにより中国は南海、東海及び沖縄トラフの海底掘削を実現して中国大陸及びその周辺地域の地質構造を解明することを目的とする学術研究を実施した。9月2日～3日、中国の海洋調査船・海洋4号は尖閣諸島・大正島の南方海域を、短冊型に何回も往復して海洋調査を実施し、その際日本の領海を数回にわたり侵犯した。9月8日～9日、中国の海洋調査船・大洋1号は尖閣諸島・久場島から大正島の北方海域を、西から東に向けて航行し、その際、日本の領海を侵犯した。10月12日、中国の海洋調査船・雪竜号（1万4千5百トン）は、南西諸島・久米島の北西約140海里的海域で海洋調査を行い、日中中間線を越えて約20海里日本側海域に入った。海上保安庁巡視船の警告により日本側海域を離れ中国側に移動した。10月13日、中国の海洋調査船・海洋13号は、南西諸島・久米島の南西33海里で宮古海峡の北側入り口に当たる海域で海洋調査を実施した。海上保安庁巡視船の警告を無視して海洋調査を継続した。10月31日、中国の海洋調査船・海洋13号は、魚釣島と与那国島間の海域で、東測226号と東測227号は、平湖油田の南で中間線の日本側に少し入った海域で海洋調査を実施した。これらの海洋調査船は海上保安庁巡視船の問い合わせに応答しなかった。

1997年4月、中国海洋調査船「海洋13号」（2千トン）1隻が沖縄県宮古島近くの排他的経済水域に進入し、4月17日1000以降漂泊、先端に円筒形の観測機器（直径約25センチ、長さ約70センチ）のついたワイヤーを海中に垂らし、無許可で調査活動を4月21日まで続けた。同調査船は海上保安庁の度重なる活動中止要求は無視し巡視船からの交信に対して「本船は中国

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

の大陸棚を航走しており、何ら不法ではない。」などと応答した。同船は昨年4月下旬から5月上旬にかけてと、10月中旬から11月上旬にかけても、今回と同様に日本側に無許可で調査活動を行っていた。東シナ海や太平洋の日本が主権的権利を持つ排他的経済水域において、無許可で調査活動を行った外国調査船は昨年延べ16隻であった。その内訳は中国船が15隻で、フランス船が1隻だった。中国の調査船は1996年も海上が穏やかになった4月以降に調査を開始した。現在、日本の経済水域における外国船の無許可調査活動に対する日本側の対抗措置は整備されていない。中国船は近年、こうした日本側の無抗議状態に乗じて「日本の海」で調査活動を日常的に実施しており、活動の既成事実化を図っていると見られる。(9.4.19、4.22 産経)

2 中国軍の尖閣諸島領空侵犯等の行動

中国軍は、能力の高いSU-27戦闘機を取得するなど尖閣諸島周辺海域を行動することが見られるようになった。1995年8月16日、中国軍SU-27戦闘機2機が尖閣諸島上空を領空侵犯し、自衛隊F-4戦闘機2機がスクランブル(緊急発進)を行った。

1996年3月、中国は3.8～25日の期間に計3回、台湾近海においてミサイル発射訓練、海・空軍の実弾演習、陸海空統合演習を実施した。7月末、中国海軍は、尖閣諸島付近の海上に潜水艦2隻を派遣し、3日間にわたって、周辺海域を遊よくさせたとの情報がある。9月18日には、中国東海艦隊は補給訓練を中心として、潜水艦や海軍陸戦隊の参加した島嶼攻略作戦の軍事演習を実施した。9月30日、中国海軍東海艦隊のミサイル駆逐艦2隻、護衛艦2隻、原子力潜水艦が、尖閣諸島の約30海里的の海域を遊よくし、南京軍区空軍のF8戦闘機4機とSU-27制空戦闘機4機が尖閣諸島の上空を通過したと香港「星島日報」は報じた。10月13日、台湾「中国時報」は10月1日～3日に中国空軍は東シナ海で空中演習を実施し、毎日2機の戦闘機が1時間おきに6回出動し、尖閣諸島から140マイル離れた空域であるが、日本と台湾の防空識別圏に向けて飛行した。尖閣諸島の領有権争いに関連した対日示威行動であると台湾軍の参謀本部ではみていると報じた。

第3節 政治的価値

第1項 海洋法の適用

日本では国連海洋法が1996年7月20日から発効され、200海里の排他的経済水域の宣言が行われた。大洋の真中にある小島でもそれを領有することは、これを起点とする半径200海里の円の面積は日本の陸地国土面積37万平方キロメートルに匹敵する広さの海域になる。これを排他的経済水域とすればこの内の海洋資源利用、海洋調査などに排他的な主権を持つことになる。日本は排他的経済水域の境界を決めたが、尖閣諸島付近海域では尖閣諸島と中国大陸との中間線又は合意線に境界をおくと定めた。従って他国との合意が得られるまでは中間

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

線をもって日本の排他的経済水域の境界となる。尖閣諸島を中心とする排他的経済水域は前記の場合よりも小さくなるが、政治的経済的には大きな価値を生んだといえる。大陸棚との関係においても尖閣諸島を領有することにより中国大陸棚に楔を打ち込んだ形になっている。中国は1996年5月海洋法を発効しているが、尖閣諸島についての境界は保留にしている。中国は大陸棚では自然延長論をとり、1992年2月制定した中国の領海法でも、尖閣諸島を中国の領土としているので、今後、日中石油共同開発などの交渉を通じて尖閣諸島が中国の領土であることと中国側の排他的経済水域の境界内に尖閣諸島を入れる方向で努力を継続するであろう。

第2項 日中関係

尖閣諸島問題は、日中国交回復のときに棚上げされているが、日中間の最大の政治的懸念事項であることは間違いない。日本は1895年（明治28年）1月に沖縄県に編入し日本の民間人は既に尖閣諸島で産業を興し第2大戦が始まるまで継続していた。戦後は米軍の統治下であり、射爆場などとして使用されており、1976年沖縄返還後も無人島であるが、日本が実効支配を続けている。台湾は1969年12月から、中国は1970年12月頃から尖閣諸島の領有権を主張するようになった。東シナ海の石油資源の開発は、領土問題が絡み今までは進展していない。日中交渉の中で平和条約締結時とか海洋法条約の発効のときに尖閣諸島問題は台湾香港などの活動家を刺激し日本への抗議運動に発展している。

日中友好平和条約を締結する前提として尖閣諸島領土問題は棚上げということにされている。が、曖昧な存在であるが故に尖閣諸島は何かときに日中間の政治問題になる。

過去の尖閣諸島に関連した中国・台湾・香港等の反日活動は次のとおりである。

沖縄返還に関連して1971年1月29日・30日、在米中国人はニューヨーク、ワシントン、シカゴ、シアトル、サンフランシスコ、ロサンゼルスで尖閣諸島の領有問題に関し請願デモを行い抗議した。2月20日、香港の学生約200名が尖閣諸島問題で日本総領事館に抗議デモを行った。4月10日、米国ワシントンで2,500人の中国系による日本の尖閣諸島領有権主張に反対するデモが行われた。同日、ロサンゼルスに日本領事館へ200人の中国系が押し掛けた。9月18日、香港の中国学生約1,000人「日本帝国主義の釣魚台列島侵犯反対」のデモが行われた。1972年5月13日、米国留学の中国学生約1,000人は沖縄返還反対、米国の陰謀粉砕、日本軍国主義打倒、釣魚島を守れなどを掲げワシントンでデモを行った。

1978年4月12日～16日 中国漁船団は大挙して尖閣諸島周辺に来航、140隻を数え、殆ど漁船は13ミリ機銃を備え武装しており、その内40隻は領海侵犯をした。この理由は明確ではないが日韓大陸棚共同開発協定の批准に対するものと考えられる。

1996年7月21日、北小島に灯台を設置したことに抗議して、台湾東岸の漁業組合は、7月28日から8月2日までの間に漁船200隻以上で尖閣諸島に上陸

HP『海軍砲術学校』公開資料

を敢行し、台湾の国旗を掲げる方針を表明した。台湾内政部は漁民保護のために沿岸警備を担当する保安警察第7総隊の巡視船の派遣を明らかにした。しかし、28日頃台風が来襲し、漁船団の派遣は延期され加えて台風のために灯台が傾いたために灯台の申請が取り下げられ、派遣は中止された。7月22日、台湾内政部が抗議を表明し、台北では民間団体が日本国旗を焼いて抗議した。8月12日、台湾の39地区漁業組合の代表約千人が台北で領土・漁業保全会議を開き、台湾と日本の両当局に漁業協定の締結を求める一方、安全操業のために台湾当局に軍艦の出動を要請する声明文を採択した。会議には台湾の外交部、国防部、保安警察の担当者も出席した。8月29日、与那国島近海で台湾の釣り船が日本の海上保安庁巡視船の臨検を受けたことを契機に、意図的に領海を侵犯する抗議運動へと発展する。9月4日、台湾の報道関係者を乗せた台湾漁船が尖閣諸島の領海を2時間半にわたり侵犯した。その後も抗議船の行動は続いた。9月25日、香港の活動家・報道関係者約40人を乗せた保釣号は領海侵犯して、魚釣島に接近し、5人は海中に飛び込み、その中の1人が溺死した。これを台湾香港のマスコミがヒーロー扱いをし抗議行動を一層煽った。10月7日、台湾から、台湾・香港・マカオの政治活動家ら多数を乗せた約49隻の漁船が尖閣諸島海域に押し寄せ、うち41隻が領海を侵犯したばかりか、4人が魚釣島に上陸して、中華人民共和国と中華民国の旗を掲げた。また、灯台を破壊する決死隊が組織されたとか、ヘリコプターで上空から中華民国の国旗を投下するなどの計画が台湾でたてられたと報道されたが、実行はされていない。香港では約1万人の抗議デモが行われた。

1997年5月7日、香港の「保釣行動委員会」はメンバー十数名は香港の日本総領事館までデモ行進を行い「日本の国会議員が上陸したことは中国人への宣戦布告を意味すると非難した。5月26日、尖閣諸島の日本領有に反発する台湾・香港の活動家ら300人以上を乗せた約30隻の抗議船団は、尖閣諸島付近に到達し、正午過ぎまでに台湾船2隻、香港船1隻の3隻が日本の領海に侵入、海上保安庁巡視船に阻止され上陸を諦め台湾基隆港へ引き上げた。その際男性3名が巡視船に飛び移ったが、強制退去手続きにより台湾船に引き渡した。香港の抗日団体「保釣行動委員会」は日本が尖閣諸島周辺海域で活動家の上陸を阻止したり、身柄を一時拘束したことについて、市内中心で抗議集会を開き、その後、数十人が駐香港日本総領事館までデモ行進を行った。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

第3章 尖閣諸島領有権問題

第1節 歴史的経緯

いつの頃からか、沖縄本島の人達は、尖閣諸島を「ユクン・クバジマ」、八重山では「イーグン・クバジマ」と呼んでいた。「ユクン」は魚を表す方言の訛、「イーグン」は魚を突き刺す銚を表す。このことから、魚のよく釣れる島、銚のように突き出た島となり、これから魚釣島、尖閣諸島の名前が生まれたらしい。

魚釣島は中国では釣魚嶼あるいは、釣魚台と呼んでいるのもそうである。「クバジマ」は、クバ（蒲葵）が群生している島として久場島（黄尾嶼）を指すものと考えられ、この代表的な二つの島の名を合わせて、尖閣諸島を総称した「ユクン・クバジマ」「イーグン・クバジマ」の名が生まれたらしい。さらに赤尾嶼とも呼ばれる大正島は、沖縄名の「アカ」あるいは「アコウ」の当て字、同様に黄尾嶼（久場島）も、八重島での別名「チルージマ」（黄色い島）を当てたとみられる。14世紀の初めには、琉球は、中国、東南アジアと交流があった。琉球と中国との進貢・冊封の関係は、琉球王朝（中山王）が1375年に始めて明代から清代の1879年（明治12年）まで続いた。国士館大学の奥原敏雄教授の調査では、その約500年間に、琉球からの進貢船は、合計241回（明代173回、清代67回）中国へ渡り、さらに、中国からの冊封船は23回来航、これに答礼を行う琉球の諸恩使船も同じく23回に達したとされている。

中国は、台湾の漁民が明朝時代（1368－1644）から漁業活動のために、尖閣諸島を使用していたと主張する。沖縄へと旅した中国の使節が琉球列島の西の境界が釣魚島の東に引かれていたとことを記録したとする。1892年、清朝の西太后は釣魚島で薬草を採集した清国民の盛宣懐に同島を下賜した。しかし、1895年1月、日本が尖閣諸島の編入を決めるまでどこも正式に尖閣諸島を領土として登録又は主張した国はない。尖閣諸島は1945年までは日本の統治下になり、島では海鳥の剥製、鳥の糞による肥料、鰹節製造などの産業が行われていた。

米国は、1951年の対日講和条約成立以来、尖閣諸島に対して法的関係を有してきた。1971年の沖縄返還協定により、尖閣諸島も含め日本へ統治権は復帰して現在に至っている。1968年エカフェ調査団により、尖閣諸島海域に多量の石油資源が埋蔵されている可能性が大であるとの報告がなされてから、台湾及び中国は沖縄返還交渉の時期を狙って、尖閣諸島は自国の領土であるとの主張を始めたため、尖閣諸島は領土問題に発展した。領土問題を棚上げして、日韓台の間で計画されていた東シナ海の石油資源共同開発計画は、中国の厳しい抗議のため中止の状況に至った。日中国交回復後は、中国と日本との間でも東シナ海の日中共同石油開発計画の交渉が行われているが、中国側が尖閣諸島の主権を強く主張するので、交渉は難航し頓座している。その後、中国は、日中の中間線の中国側の区域に鉅区を設定し、国際入札にかけ米国などのメジャーが落札している。

尖閣諸島領土問題では中国と台湾の利害が合致し共同歩調が見られるようになった。国連海洋法の執行に伴い、尖閣諸島における灯台の設置、要人の島訪問等

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

に関連し、台湾・香港などの中国人の間に民族主義的な動きが生まれ、尖閣諸島問題に関連した抗議運動が激しく続いている。

第2節 関係各国の主張

第1項 我が国の主張

1 日本の主張—日本政府の基本方針（1972. 3. 8 外務省を参考）

（1）先占による領土編入

日本は、尖閣諸島は、国際的には、それまでどこの国にも所属していなかった。それらの諸島の領有権を日本がいわゆる「先占」という行為によって取得したものである。

国際法上、どの国にも属さない地域（無主地という）がある場合、一方的な措置をとることにより、これを自国の領土とすることが認められている。

これが「先占」と呼ばれるもので、例えば英国、仏国が太平洋の島島を領有したときの大部分は「先占」による。「先占」が有効である一般的要件は、その地域が無主地であること、国家がその地域を自国の領土とする旨を明らかにすること、及びその地域に有効な実効支配を及ぼすこととされている。

尖閣諸島は、明治18年以降、日本政府は沖縄県当局を通ずるなどの方法により再三にわたり現地調査を行い、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認のうえ、明治28年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って正式に日本の領土として沖縄県に編入した。その後の支配について、日本人 古賀辰四郎が尖閣諸島の土地借用申請を正式に許可し、現地では古賀辰四郎による肥料、海鳥の剥製、鯉節製造などの事業を長期間営んだ事実がある。また、諸島の一部は、古賀辰四郎死亡の後、息子の古賀善次に売却され、古賀善次死亡の後、魚釣島、南小島、北小島は栗原国起に転売され、現在も個人の所有地になっている。

（2）サンフランシスコ平和条約による明白な根拠

同諸島は爾来、歴史的に一貫して日本の領土である南西諸島の一部を構成しており、明治28年5月発効の下関条約第2条に基づき、日本が清国から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれていない。したがって、サンフランシスコ平和条約発効にともない尖閣諸島は同条約第2条に基づき、日本が放棄した領土の内には含まれず、第3条に基づき、南西諸島の一部として米国の施政下におかれ、1971年6月17日署名の琉球列島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（沖縄返還協定）により日本に施政権が返還されることになった地域の中に含まれている。以上の事実は、日本の領土としての尖閣諸島の地位を何よりも明瞭に示すものである。

（3）中国・台湾ともに、かつては尖閣諸島を日本の領土と認識

中国が尖閣諸島を台湾の一部と考えていなかったことは、サンフランシスコ平和条約第3条に基づき、米国の施政下に置かれた地域に同諸島が含まれ

HP『海軍砲術学校』公開資料

ている事実に対し従来何ら異議を唱えなかったことから明らかである。

中国の北京の地図出版社の『世界地図集』（1958）では、尖閣諸島は日本の領土として扱われている。

中華民国政府の場合も、中華人民共和国の場合も1970年後半、東シナ海大陸棚の石油開発の動きが表面化するに及び初めて尖閣諸島の領有権を問題にするに至ったものである。また、従来、中華民国政府及び中華人民共和国がいわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠として挙げている諸点は、いずれも尖閣諸島に対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とはいえない。

尖閣諸島の領有理由を明確にするために南方同胞援護会（総理府の外郭団体）の研究報告書「尖閣列島と日本の領有権」が作成されている。

2 日本の主張への反論

(1) 中国の反論

沖縄返還の前後、公式に抗議する外到北京放送、人民日報、新華社・香港の明報などを利用して「沖縄返還協定は尖閣諸島に関し米日がグルになってデッチあげたペテン、帝国主義の強盗であり、中国の領土と主権に対する侵犯である。これは中国人民の絶対に容認できないものである。」と激しく攻撃した。そして「歴史的に釣魚島（魚釣島）などの島嶼は、明代に中国の海上防衛区域の中に含まれており、台湾の付属島嶼であった。」とし、「日本は、日清戦争を通じて、これらの島嶼を掠め取ったものであり不法なものである。」と再三再四抗議した。今もこの中国の姿勢は基本的には変わらない。

(2) 日本の一部学者の反論

日本人でも、いわゆる進歩的文化人や日中友好協会のメンバーには尖閣諸島を中国の領土であると主張するグループがいる。その中でも、井上清京都大学教授は、強硬に尖閣諸島中国領有説を主張している。井上説は、北京放送がその所論の全文を流すなどして利用している。その内容は、中国の歴代冊封録などの古文書に尖閣諸島の名前が出てくるので歴史的に中国の領土であるとするもので、日本が領有の根拠として主張する先占は、疑問があるとするものである。日本の尖閣諸島に関する先占の手続きに手落ちがあると指摘するものである。それは勅令はないし、閣議決定は公示されていない。魚釣島及び久場島に標杭を建ててもよいと政府が指令したことも、公示されていない。また地方庁である沖縄県の告示もないのは問題であるとし、小笠原諸島の場合は明確に告示などが行われていると主張するものである。

勅令については尖閣諸島の名前はでてこないが、沖縄県の区域などを定めた勅令第13号（1896）が実質的には効果があり、沖縄県がそれに基づき県内に編入しているので、有効な勅令は存在するとの説が有力である。

3 日本の政党の考え方

日本の政党は与党、野党の区別なく「尖閣諸島が、歴史的にも国際法上も、日本の固有の領土である。」という見解で、基本的姿勢は一致している。

1978年、日中平和条約締結の直前に多数の中国武装漁船による尖閣諸島

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

の領海侵犯があり、これと日中平和条約締結を巡り、各党の意見がいろいろと分かれた。

- (1) 自民党は領土問題を解決しなければ日中平和条約締結を見送れとの論派と日中平和条約締結は領海侵犯と切り離して推進すべきとの2つに分かれた。
自民党の中には日中国交回復の前後から「具体的に灯台や避難港を建設し実効支配を急げ。」の意見が支配的であったが、現在は日中関係を考慮して実効的支配の証しとしての建造物の構築は、公的な処置としては保留されている。
- (2) 社会党（現社民党）は日中友好を党是とし、侵犯事件と日中条約を切り離し、条約締結促進を主張し更に中国が領土権を主張するならば、条約締結後、将来の問題として、外交レベルで交渉すべきであるとの立場をとった。
- (3) 当時の公明党は、侵犯事件と日中平和友好条約は分離して処理するべきであるとの考えで侵犯問題は条約交渉の過程の中で、よりよい結論を見出だすべきであるとの態度であった。当時の民社党は、領土問題を避けて通ろうとしたことに問題があった。条約交渉の中で、どしどしぶつけて、本格的な解決を図るべきだとし、真正面から領土問題を取り上げるべきだと主張した。
- (4) 当時の新自由クラブは、侵犯事件により日中平和友好条約を遅らせるべきではないとして、公明党と同様に、事件の問題化を懸念する態度をみせた。
- (5) 当時の社会民主連合は、侵犯事件のさなかに訪中団が、中国で直接説明を聞いていたので、「中国側が偶発的といっている以上、詮索すべきではない。」と、中国側に立つた態度であった。
- (6) 共産党は、日本の主権を侵害し、領土保全を脅かす覇権的行為であるとして、侵犯行為をそのままにして、日中平和友好条約交渉は再開すべきではないと厳しい姿勢を示した。

第2項 中国側の主張

中国と台湾が、尖閣諸島の領有権を主張し始めたのは1970年（昭45）に入ってからである。尖閣諸島が正式に日本領土に編入された1895年（明28）から起算して、実に75年ぶりに異議を唱えたことになる。つまり、中国と台湾は、エカフェの尖閣諸島海域での石油資源発見までは、尖閣諸島を明らかに日本領土と認めており、他国を含めて、異議を持ち込まれたことは一切なかった。

1 中国外交部の公式声明（要旨）

中国外交部が、尖閣諸島について公式声明を出したのは、1971年（昭46）12月30日であった。その「中華人民共和国外交部の声明」の要旨は次のようなものであった。

この声明は、同年6月17日に、日米両国が調印した沖縄返還協定への抗議に争点が置かれたもので、この協定を「米日がグルになってデッチあげたペテンだ。」と激しく攻撃した。「沖縄返還協定のなかで、日米両国政府は、公然と釣魚島（魚釣島）などの島嶼を、その返還地域に組み入れている。これは、中国の領土と主権に対するおおびらな侵犯である。これは中国人民の絶対に容

HP『海軍砲術学校』公開資料

認できないものである。」など独特のオーバーな激しい口調で始まり、その根拠を歴史的、地理的理由、使用状況及び法理上の観点という4つの点で次のとおり述べている。

① 歴史的理

釣魚島（魚釣島）などの島嶼は、明代に中国の海上防衛区域の中に含まれており、台湾の付属島嶼であった。中国の明朝は倭寇の侵入・攪乱に対抗するため、1556年胡宗憲を倭寇討伐総督に任命し、沿岸各省における倭寇討伐の責任を負わせた。尖閣諸島はこのときの史書にでてくる。中国と琉球との境界線は、赤尾嶼（大正島）と久米島との間にある。

② 地理的理

中国大陸棚の上の島嶼はすべて中国の領土とするもので、尖閣諸島もそれに含まれるというのである。

③ 使用状

台湾の漁民は従来から釣魚島（魚釣島）などの島嶼で生産活動に携わってきた。

④ 法理上の観

日本政府は、日清戦争を通じて、これらの島嶼を掠め取り、更に、清国政府に圧力をかけ、1895年4月、台湾とそのすべての付属島嶼及び澎湖諸島の割譲という不平等条約「馬関条約」に調印させた。

第2次大戦後、日本政府は、不法にも、台湾の付属島嶼である釣魚島（魚釣島）などの島嶼を、米国に渡し、米国政府は、これらの島嶼に対して、いわゆる「施政権」を持っていると、一方的に宣言したもともと不法なものである。

この中国の主張は、歴史的な事実を歪曲したものであることは、指摘されている。

2 中国の領有の論拠（「尖閣列島と竹島」教育社から）

北京週報、人民日報などでの中国領有の論拠が述べた論文は数多く発表されている。中でも異色のものとして日本人の井上清京都大学教授は強硬に中国領有説を主張している。

これらの主張の論拠はおおよそ、次のとおりである。

① 歴代冊封録などの古文書には、琉球領の久米島と赤尾嶼（大正島）の間が、中国と琉球の「界」として書かれている。（陳保の『使琉球録』あるいは郭汝の『重編使琉球録』）

② 古代地図には、中国本土と同じ色に色別されている。（林子平の『三国通覧図説』）

③ 古代文書に台湾の付属島嶼として記されている（鄭舜功の『日本一鑑』）

④ 清朝の西太后が、釣魚台を盛宣懐に下賜した記録がある。

以上の論述のほとんどが、歴史的観点からの主張であり、領土領有の基盤である国際法的見地からのものではなく、これらの論拠は国際法上からは、あまり重要でない薄弱な論拠であるといえる。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

3 上記中国の領有の論拠に対する日本側の反論（「尖閣列島と竹島」 教育社から）

前項の中国側の論拠に対する反論が奥原敏雄国土館大学教授（国際法）を初め、日本の歴史・法学者らが、彼我の史料を克明に分析した上で、ことごとく論破している。

①は、『使琉球録』（1534）と『重編使琉球録』（1561）に、「古米山（久米島）からは琉球に属する。」あるいは「赤嶼（大正島）が琉球との境界」と解される文書があることから、「従って、それまでの島は中国領である。」との判断である。しかし、この論拠を証拠だてるには当然、それまでの航路上にある台湾並びに花瓶嶼、彭佳嶼などの諸島がすべて中国領であることを前提としなければならない。ところが、清朝の公文書では、台湾が中国領になったのは、この2つの古文書が出てから120年ないし150年後の1683年になってからである。さらに花瓶嶼、彭佳嶼などの諸島が台湾に編入されたのは、それから2百年後の日清戦争以後である。このことから、尖閣諸島が当時中国領であったという論拠は成り立たなくなる。

②は、林子平の『三国通覧図説』（1785）の中の2つの地図に、魚釣台と中国大陸の「色」が同色の赤で描かれており、従って中国領であるとの説である。しかし、この「図説」の識別は、領土を表すものではなかった。もし、これが領土を示すとしたら、当時はすでに中国領になっていた台湾は、朝鮮領（黄色）となり、旧満州（緑色）は日本領でなければならなくなる。

③は、鄭舜功の『日本一鑑』（1556）に、「釣魚嶼は小東（台湾）の小嶼也」とあるところから、台湾の付属島嶼だとするものだが、この著者は、かつて密偵だったのが、後年失脚するなど人物に信頼性がなく、この文書も当時の明朝の公文書ではないため、記述には信ぴょう性があまりない。

④は、清朝の西太后が、釣魚台などの島を、盛宣懷（子孫は現在、東京で中華料理店を経営）に下賜した、と称する文書があり、同島に対する統治行為、すなわち実効的支配の証拠だとする論であるが、この文書そのものについての裏付けもなく、信ぴょう性に乏しい。

第3項 台湾側の主張

台湾の主張は、中国の主張と基本的には同じである。エカフェの石油埋蔵の可能性の発表に対する動きは中国よりも台湾の方が早く、1969年7月に尖閣諸島の天然資源に対して主権上の権利を行使できるとの声明を発表した。台湾は1970年（昭45）7月尖閣諸島周辺を含めた「北緯27度以南の台湾北東海域の石油採掘鉦区権を米国のガルフ社に許可した。」と発表した。そして1970年10月に尖閣諸島海域の領有を宣言し、台湾海峡と東シナ海など台湾周辺の海域で5つの石油鉦区を設定した。1970年11月、日韓台3国共同の石油開発の原則的な合意を得たが、中国の反対に合い、日韓台3国共同の石油開発を断念する。1971年（昭46）4月台湾政府は公式に尖閣諸島に対する領有権を主張した。以後その主張は変わらない。台湾は、中国が1992年2月領海法を制

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

定したことに対応し、同年5月に台湾の領海法を制定した。尖閣諸島の歴史的水域に関する考えは中国と同一であり、尖閣諸島をその領海に入れている。1993年頃から中国と台湾とが南シナ海も含め共同で資源調査開発の動きがでてきている。

なお、台湾の国防研究院と地学研究所が出版した『世界地図集』（1965）と、台湾の『国民中学地理教科書』（1970）では、尖閣諸島は明らかに日本の領土とされている。

第3節 国際法的見地からの見解

第1項 著名法学者等の客観的な見解

国土館大学 奥原敏雄教授の見解

奥原教授の見解は日本政府の論拠にも採用されている論であり、ここに同教授の代表論文の全文を記述する。

国土館大学教授 奥原敏雄論文『尖閣諸島領有権の法理』（1972年）

はじめに

1970年（以下70年と略す）7月17日ガルフ社（米国）に対し国府が尖閣諸島周辺をを含む東シナ海大陸棚の石油探査権を与えたことに端を発した同諸島をめぐる領有権争いは、1971年2月中旬、我が国に対し列島の台湾帰属を主張する公文書を国府が提出し、さらに同年12月30日北京政府が正式に外交部声明を発し、その中国帰属を宣言したことによって、公然たる国際紛争の様相を呈してきた。

尖閣諸島は、1895年我が国が国際法上の無主地先占に従って日本領土に編入（1月14日）、その後の同諸島に対する継続的な実効的支配の事実を通じて戦前において十分に領有権を確立していた地域である。

尖閣諸島は戦前沖縄県に所属していたが、太平洋戦争において旧沖縄県全体を米軍が軍事占領したこともあって、同地域は戦後も引き続きサンフランシスコ平和条約第3条によって米国の施政権下におかれてきた。同諸島は1972年5月15日、沖縄返還協定発効とともに日本に返還されることになっている。この返還協定の中に尖閣諸島が含まれていることについては、すでに70年9月10日の米国国務省報道官マクロスキー談話においても明らかにされていたが、沖縄返還協定合意議事録において、このことはあらためて確認された。

尖閣諸島に対する日本の領有権について第3国が抗議を行ったり、自国の領有権を主張したのは、1970年に入ってからが初めてである。（9月4日国府立法院秘密会における魏道明外交部長証言、12月4日北京放送による新華社記者報道。）

国府及び北京政府が尖閣諸島の領有権に関心を持ち始めたのは、1968年に国連のエカフェ調査団が、黄海から東シナ海にかけての大陸棚が特に有望であるとの結論に達したことに起因する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

尖閣諸島それ自体は、八つの小島、岩礁を合計しても山中湖の大きさ（総面積6.32平方km強）位しかなく、また東シナ海に孤立して点在する居住性の低い諸島嶼である。同諸島は経済的価値も漁業を除いては、グアノ、鳥毛の採取ができる位で、それも資源量としては限られている。ただこの諸島にはおびただしい数の海鳥が生息しており、また地質、植物分布などに特異なものがあるということもあって、動植物学者や地質学者等にはかなり知られている所である。しかし、ここは気象の変化が激しく、特に秋から冬期にかけては、荒天の日がほとんどで、列島に近づくことすら危険な状態の続くところでもある。このような所であるから、大陸棚の資源が問題とされるようになるまで国府及び北京政府が尖閣諸島にほとんど関心を持たなかったとしても別段に不思議ではない。ただ尖閣諸島はかつて時代の脚光を浴びたことがあった。琉球の中山王朝と中国との間に朝貢と冊封の関係が続いていた時代である。時代的には、1372年から1866年の間のことである。尖閣諸島は中国の福州から琉球の那覇へ往来する途上であり、航路標識としてなくてはならない存在であった。尖閣諸島は、その特異な形容からいっても、航路の目標としては絶好のものであったといえる。そのため中国の歴代冊封使録や琉球の中山世鑑、航海指南書としての指南広義などに尖閣諸島の代表的な島嶼の名前がしばしばあらわれてくる。さらに尖閣諸島は沖縄の石垣島からも、台湾からもほぼ等しい距離に位置している。（石垣島の北北西150km、台湾の北東190km。ただし、台湾の彭佳島から150km）右のような歴史的事実と地理的位置のこともあって尖閣諸島はいわば国際的係争点となりやすい性格を潜在的に持っていたということがいえよう。

尖閣諸島のこのような潜在的係争点に火をつけ、これを一挙に顕在的なものとしたのは、いうまでもなく東シナ海の大陸棚問題であった。

領有権紛争に対する日本の態度

我が国はこれまで一貫して東シナ海の大陸棚問題と尖閣諸島の領有権問題とは別個の問題で、前者については第三国と外交交渉を行う用意があるが、後者の領有権問題については、いかなる国とも話し合うつもりはないとの態度をとってきた。（70年9月10日衆議院外務委員会における愛知外相の見解）これまでのところ日本が尖閣諸島の自国領有を主張する根拠としてあげているものは、第1にサンフランシスコ平和条約第3条であり、第2は、沖縄における米民政府による布告、布令である。すなわち同年9月12日の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において愛知外相は、「現在アメリカが施政権を行使しております琉球列島、あるいは南西諸島の範囲内において、極めて明白に尖閣諸島が入っている。」と述べ、佐藤首相も1971年1月26日の参院本会議で「尖閣諸島は現在、平和条約第3条に基づき、米国の施政の下に置かれている地域である。」との見解を表明している。更に、先の衆院外務委員会において愛知外相は「現在米国政府が沖縄に施政権を持っておりますが、その施政権の根拠となっております布告、布令等におきましても尖閣諸島は明確に施政権の範囲内にある。」点を指摘している。

HP『海軍砲術学校』公開資料

国府（台湾）の主張

尖閣諸島の領有権を主張する理由として台湾は、歴史的及び地理的理由、使用状況、法理の観点指摘している。

台湾は、当初、尖閣諸島の台湾帰属を主張する根拠として歴史的、地理的理由をあげていた。（71年2月中旬の我が国に対する台湾の文書）しかし、その後、使用状況という理由が加えられ、（同年2月23日国府立法院での魏道明外交部長証言。ただし、このときには使用実態という言葉が用いられている。）更に法理上の観点という理由が付加された。（同年3月18日在米中国人学者等の尖閣諸島の領有権に関連する意見書に対する張群総統府秘書長の返書）ただし、これまでのところ、国府の主張する歴史的及び地理的理由、使用状況についての具体的な根拠は明らかにされていない。尖閣諸島の領有権を主張する法理について次の四つが指摘されている。

その一つは、1971年6月11日の国府外交部声明中に見られるものである。すなわち、国府はこの声明において、米国がカイロ及びポツダム宣言に従って沖縄の日本への返還に際し、台湾と協議を行っていない点を指摘している。

第2は、第1の問題と関連するものであるが、一昨年（1970年）8月16日の監察院における日本の海外領土要求をポツダム宣言とサンフランシスコ平和条約が禁止しているとする動議の中にみられるものである。

第3は、戦後、繰り返し国府によって主張されてきた沖縄の台湾帰属に尖閣諸島を関連させる見解である。（一昨年9月25日国府立法院での王子野立法院委員の見解に対する汝剣虹外交部長代理の同意表明）

第4は、尖閣諸島を大陸棚の一部とみなす見解である。この見解は70年8月21日大陸棚条約が国府立法院において批准された際と同条約第6条1項に対する留保に関する補充説明において出されたものである。このときの補充説明においては「海面に突出した礁石あるいは小礁はいずれも大陸棚の一部分である。」という表現が使われていたが、礁石あるいは小礁が尖閣諸島を意味するものであるか否かは明らかでなかった。しかし、その後、9月25日の立法院における汝剣虹外交部長代理の説明において、これが尖閣諸島を指すものであることが明らかにされた。上述したごとく、歴史的及び地理的理由、使用状況の具体的事実について台湾は、公式非公式に、一度も触れていないが、台湾や香港の新聞、雑誌などではある程度具体的に言及している。これらの新聞などに共通する歴史的理由は、中国の古文書に尖閣諸島の島嶼の名前がしばしばあらわれている事実の指摘である。これらによって今まで指摘された中国側の古文書としては、1534年の陳侃及び1561年の郭汝霖の冊封使録、1405年の「順風相送」航海図がある。台湾の新聞などでこのほか琉球及び日本の古文書にも触れているものがあり、このようなものとして1550年の向象賢（羽地朝秀）の中山世鑑及び1708年程順則（名護寵文）の指南広義または日本の古文書として林子平の三通覧図説をあげている。

このような古文書の指摘は、尖閣諸島を最初に発見したのは中国側であること（陳侃使録）、当時すでに同諸島が中国に帰属していた（郭汝霖使録・指南広

HP『海軍砲術学校』公開資料

義) ことを説明するためのようである。

地理的理由として、これらの新聞などが、強調している点は、尖閣諸島が距離的に見て中国領に接近していること（魚釣島は中国領 綿花嶼より約100kmであるの対し、赤尾嶼は那覇より約300kmである点）を指摘している。また、尖閣諸島が中国領の花瓶嶼、綿花嶼と同一の山脈にあるとか、尖閣諸島約2,000mの水深を有する琉球海溝により琉球と地理的關係を断絶されているといった点も強調されている。

台湾の領有権主張の根拠には含まれていないが、台湾の新聞では、地理的理由も領有権の根拠の一つとして取り上げられている。そうして、この理由として、東シナ海大陸棚が黄河及び長江より流出した堆積物によって成り立っていること、またこのような大陸棚の上に尖閣諸島が存在している点を指摘する。

使用状況としては、尖閣諸島が台湾漁民の主要な漁場であり、毎年3千隻の漁船が操業している事実を強調している。また、同諸島には台湾漁民の作った波止場、小屋、井戸、運搬車道の後が残っている点、さらに、舟山列島を国府軍の遊撃隊が撤退したときに尖閣諸島に避難したとか、1955年ころに自由中国号が魚釣島へ同様に避難した、あるいは台湾省水産試験場の試験船が列島周辺の海域と漁場を調査したことなどをあげている。

国府が正式に取り上げていない法理的根拠のうち、台湾や香港の新聞などが、しばしば触れるものとして、1941年の日本の大審院の判決の中に尖閣諸島が台北州に属するものと決定したものがあるといった主張、あるいは、1895年（明治28年）の日清講和条約の「台湾全島及びその付属諸島」の中に尖閣諸島が含まれていたとする解釈がなされている。その他尖閣諸島が米国の施政権下におかれたときに、国府が異議を唱えなかったことをもって黙認とみなされないといった意見も見られる。さらに、紛争の初期においては、極東国際軍事裁判でも問題となった田中メモランダムが持ち出され、この中に尖閣諸島は国府に属するとの声明があるといった記事も見出された。

中国政府の主張

新華社や人民日報の報道は、これまでしばしば尖閣諸島が台湾の付属島嶼を構築するものであるとして論じてきた。（70年12月4日新華社、同12月29日人民日報）しかしながら、これらの報道は、単に同諸島が台湾と同様に大昔から中国領であった（70年12月29日人民日報、71年5月1日人民日報）とか、中国人民は数百年、数千年前から、これらの島を使用してきた（71年5月1日新華社）と主張するだけで、このような事実を証明する具体的な証拠を提示してきたわけではなかった。

ただ、1971年5月1日の人民日報の評論が「甲午戦争（日清戦争）の後、台湾を中国から割譲させたのに伴い、魚釣島などを日本領土とする閣議決定を行った。」と論じていたところから、中国政府が日清講和条約によって日本に割譲された台湾全島及びその付属諸島嶼の中に尖閣諸島が含まれていると考えていたであろうことは、ある程度想像できた。もっとも、人民日報の評論は、単に「甲

HP『海軍砲術学校』公開資料

午戦争の後」といっているだけで日清講和条約に直接言及しているわけではない。また、この評論は「台湾を中国から割譲させたのに伴い。」と述べているだけで、「台湾及びその付属諸島嶼を中国から割譲させたのに伴い。」といった表現を用いているわけではない。

人民日報の評論が右のような表現を用いて、この問題を論じたのは、恐らく日清講和条約締結の翌年（1896年）4月1日に公布された勅令13号をもって日本領土への編入措置と考えていたためであろう。人民日報評論は勅令13号に言及しているわけではない。しかしながら、この評論と同じ日に発表された新華社報道は、明らかにこの点に触れて論じている。すなわち報道によれば、「日本の天皇は1895年4月1日に勅令を出して尖閣諸島の日本領有を宣言するとともに沖縄に属すると決定した。」とされている。

勅令13号は、沖縄県に郡制を施行することを目的としたもので、尖閣諸島の領有を宣言するものではない。勅令13号が我が国においてもしばしば尖閣諸島を日本領土へ編入させるための法令であるかのごとく扱われてきたのは、既にその前年1月の閣議決定において沖縄県の所轄とされていた尖閣諸島が、勅令13号の施行に際して、あらためて八重山郡に所属することとなったのによるものであろう。しかしながら、勅令13号自体によって尖閣諸島が八重山郡に所属することが定められたのではなく、勅令13号に規定する51の郡のいずれかに同諸島が所属し得るかは、沖縄県の行政処理に任せられていたのである。

新華社報道は、勅令13号を尖閣諸島の領有宣言であるとみなしていた点で、また勅令13号と閣議決定が同じ時期になされと考えた点で、さらに勅令13号により閣議決定がなされたかのごとく理解していた点で、三重の事実誤認をしていたわけである。そうして、もし新華社報道のごとく日清講和条約の翌年4月にわが国が尖閣諸島の領有と沖縄県所轄を決定していたのであれば、日本自身が少なくとも同講和条約によって割譲された台湾の付属諸島の範囲に尖閣諸島が含まれたいなかったと解していたこととなる。反対に日清講和条約第2条の範囲に最初から尖閣諸島が含まれていたのであれば、日本はわざわざ翌年になって同諸島の領有を宣言したり、沖縄県の所轄をする決定を行う必要はなかったわけである。

人民日報の評論が「甲午戦争の後に。」といったような表現を用いて日本の同諸島領有の経緯を論じていたのは、右のような事情あるいは解釈の余地を考慮してなされたものであろう。

71年12月30日の中国外交部声明は、日清戦争の終了の前になされた我が国の閣議決定（1895年1月14日）をもって、日本による同諸島に対する編入措置と解している。外交部声明は先の人民日報の評論や新華社報道の事実誤認を正すとともに、日清講和条約と尖閣諸島との関係についての中国政府の公式な見解を明らかにした。すなわち、中国外交部は、この声明の中で、「日本政府は中国と日本の甲午戦争中これらの島嶼を掠め取り、更に1895年4月には清朝政府は台湾及びすべての付属諸島と澎湖列島割譲の不平等条約・馬関条約に無理やり調印させた。」との見解をも表明している。

中国外交部の声明は、要するに日本が中国の領土である尖閣諸島を日清戦争の

HP『海軍砲術学校』公開資料

終了前に不法に自国領土に編入した後、既成事実を承認させるというかたちで馬関条約において同諸島を含む台湾の付属諸島嶼を中国から割譲させたという論理を用いているわけである。だが、中国外交部の論理は飽くまでも論理であるに過ぎない。この論理を立証するためには、日清講和条約でわが国に割譲される台湾の付属諸島嶼に尖閣諸島が含まれていることについて、日清両国から了解していた事実を明らかにしなければならない。

中国外交部の声明は、右の事実を立証していない。そればかりではなく、むしろ尖閣諸島の中国領有を証明する方法としては、明朝の時代に、これらの島嶼が中国の海防の区域に入っていたとか、冊封諸使録に言及しているわけではないが、これを意識して中国と琉球の境界は赤尾嶼と久米島の間が存在していたとか、中国の台湾漁民が、従来から魚釣島などの島嶼で生産に携わっているといった事実が指摘されている。これらがはたして事実であるか、また領有権の帰属を決定し得るような国際法上の根拠であるかといった問題はともかくとして、中国外交部が上述した諸点を理由に同諸島の中国帰属を証明しようとする態度は、一応注目してよい事実であろう。更に、右の諸事実の指摘の方が日清講和条約の台湾の付属諸島であるか否かの論議よりも、先に触れた点でも注目される。以上のことから中国政府は、日清講和条約における「付属諸島」に尖閣諸島が含まれていたことを証明することの困難さを十分認識しているように思われる。

台湾が、今のところ公式には、日清講和条約と関係させて尖閣諸島の自国領有を主張していないのも、あるいはこのことと関係があるのかもしれない。

おわりに

沖縄返還協定が日米両国によって署名された71年6月17日、米国はプレイ国務省報道官の声明を通じて、尖閣諸島の領有権紛争に対する自国の態度を明らかにした。

すなわち、プレイ報道官の声明において、尖閣諸島の施政権を日本に返還することは、同列島に米国が施政権を及ぼす以前の日本の法的権利を強めるものではなく、また中華民国の権利を阻害するものではないとの米国政府の見解を明らかにした。

尖閣諸島の領有権をめぐる国際紛争に、できる限りコミットしたくないという米国の立場は、先のマクロスキー談話（70年9月10日）において示唆されていたが、プレイ報道官の声明は、この点をより具体的に指摘するというかたちで米国の態度を表明している。このプレイ報道官声明は、ある意味では我が国の政府に対して向けられた皮肉のようにも解せられる。なぜならば、既に指摘してきたごとく、政府は尖閣諸島に対する我が国の領有権の根拠を説明するに当たって、サンフランシスコ平和条約第3条の南西諸島に同諸島が含まれており、その事実は米民政府の布告、布令によって明らかである点だけを指摘しているに過ぎないからである。

このような政府の説明は、第三国、特に米国からみれば、尖閣諸島に対する我が国の領有権を主張し得る積極的な根拠に乏しいがために、日本は、米国が同地

域に施政権を及ぼしているという事実をもっぱら強調して同諸島の領有権を主張しているのではないかといった印象を与えられるであろう。

この問題に対する米国の態度が明らかになった以上、我が国としても、これまでのような消極的な主張では、台湾、中国はもとより、米国をも納得させることは困難であろう。サンフランシスコ平和条約には、台湾、中国のいずれもが参加していないという事実を十分に認識して、両国を十分に理解させるような法理を真正面から展開することが必要となっている。

第2項 国際司法裁判所における類似問題の判例

尖閣諸島関連では問題になるのが国家が領土を取得する権限として日本が主張する先占及び大陸棚の境界画定の問題がある。この2つの事例等を検討する。

1 国家が領土を取得する権限としての先占（調査月報47.5から）

領土紛争の基準となるべき国際法規は、いわゆる領域取得の法理である。国家が領土を取得する権限としては先占、割譲、添付、征服、時効である。現実の領土紛争は、割譲条約のような明白な行為がある場合は別として、明確に区別することは困難である。先占と時効は微妙に関連しあっている。右の権原だけではすべてをカバーすることはできない。最近の国際判例も、必ずしも既成の概念にとらわれていないようである。歴史的経過において日本の尖閣諸島の先占は無主地に対する領有措置であることから、先占の理論について考える。先占は、いずれの国にも属さない地域（無主地）を、国が領有の意思をもって実効支配することによって行われる領域の取得であるが、その理論、規制は欧州諸国の植民地取得の過程で確立していったものであり、1885年のベルリン会議におけるコンゴ議定書を基礎として、大体次の条件を挙げることができる。

- ① 先占の目的となる特定地域が無主地であること、従来いかなる国家の管轄下にもなかったことが必要である。いずれの国家にも属していないことが要件であり、人が住んでいるか否かは無関係である。
- ② 先占を行う意思が必要である。先占の主観的要件といわれるものであり、国家の名において、国家行為として国家の正当な権限ある機関又は官憲によって表示されなければならない。このような意思は具体的には、外国に対する通告、国内に対する公示、先占の対象となる土地に置ける国旗の掲揚又は領土標識の建設又は当該土地の上に主権的行為を排他的に行うのいずれかの方法によって表示される。
- ③ 当該地域に対する実効的占有が必要である。客観的要件又は実体的要件ともいわれるもので、国家の領有意思が現実にもどのような形であられるのか、国家の実力が具体的にいかなる程度にまで及ぶかを意味するものである。この点については、後に判例を通じて考察する。
- ④ 特定の地域に対する先占が成立した事実を関係諸国に通告する必要がある。先占に関する公示の原則ともいわれるものであるが、領有意思を表示する方法としてはともかく、実効的先占の絶対的要件であるとするには疑問があ

HP『海軍砲術学校』公開資料

る。

1885年のコンゴ議定書第34条は、アフリカ大陸の海岸における先占を他国に通告すべき義務を定めた。しかし、これは条約国に関する限りは、1919年のサン・ジェルマン条約によって廃棄されており、単にアフリカ大陸海岸に関する特殊規定と考えるべきであろう。学説上も、通告の国際法原則は存在しないとするのが、有力のようである。例えば、立博士は「現国際法としては、一般の土地先占につき外国に対する通告なる特定の形式をもってする領土獲得の意志の表示を必要としない。」と述べているし、オッペンハイムも「他国に対する先占の通告が、その有効性の必要要件を構成するという国際法の規則は存在しない。」と述べている。このことは、国際判決の中でも示されており、1928年のパルマス島事件及び1931年のクリップパートン島事件の仲裁判決においても、外国に対する通告が必要でない旨が示されている。我が国においても小笠原、南鳥島、硫黄島及び沖の鳥島の先占について、先占そのものの外国への通告は行われていないが、問題はないうようである。最も、実際上は、多くの国が宣言を行っており、法的安全のためにも望ましいことではある。

以上が先占の要件といわれているものであるが、問題は国家の領有の意志と実効的占有という要件である。これらの要件は時効においても必要とされている。時効については理論上認められるか否か自体が問題となるが、現実の紛争においては、国家の土地に対する実効的支配を領有権確立のために決定的要素としており、1928年のパルマス島事件において始められ、1933年の東部グリーンランド事件、1953年のマンキエ・エクレオ島事件に踏襲されている。

以下これらの国際判例を考察する。

(1) パルマス島事件

先ず、パルマス島事件は、オランダと米国との間に1906年に生じた。この島は米西戦争終結のためにパリ講和条約（1898年）によって、スペインより米国に割譲されたフィリピン群島の中に含まれており、しかも、スペインは同群島とその周辺の島に主権を持っていたことを主張し、パルマス島はフィリピンの地理的部分を構成するから、フィリピン群島の主権をもつものに帰属すべき旨を主張した。これに対してオランダは、スペインによる同島の発見及び取得が行われたという事実が存在しないこと、オランダは1648年以前から主権を保持し、今日まで行使してきていると主張した。

つまり、争点は1898年のパリ講和条約成立当時、パルマス島がスペイン領であったか、オランダ領であったかである。常設仲裁裁判所の判決は、1928年4月4日に行われ、パルマス島はオランダに帰属するものとされた。

(2) クリップパートン島事件

1931年1月28日に仲裁判決がなされたクリップパートン島事件は、メキ

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

シコとフランスとの間の事件である。フランスの一海軍士官が、1858年に同島付近を航行中の船から、フランスの名において先占を宣言した。これに関する文書を作成したのみで、後日乗組員が上陸した際も何らフランスの主権の標識を残すことはなかった。1897年12月、メキシコはこの事実を知らず、派遣隊を上陸させてメキシコ国旗を掲げた。問題は、フランスの実効的主権の行使を伴わない単なる先占主張の宣言の有効性であった。イタリア王ビクトル・エマニュエル三世の仲裁裁判はフランスの領有を認めた。

これに対しては、実効的占有の要件を無視するものとの論評がある。

(3) 東部グリーンランド事件

1933年、常設国際司法裁判所が裁判した東部グリーンランド事件は、ノルウェーとデンマークとの間で争われた。紛争の発端は、1931年、ノルウェーが東部グリーンランドの一部を無主地として先占の宣言をしたことに始まる。これに対してデンマークは、その地域は既にデンマークの主権の下にあり、ノルウェーの宣言は無効である旨を主張した。ノルウェーの宣言した1931年7月10日に、問題の地域が無主地であったか、それともデンマークの主権の下にあったかが争点であった。裁判所は紀元10世紀にさかのぼって先占の効果を確認しようと試み、結局1931年までデンマーク以外のいかなる国もグリーンランドに対する権原を主張しなかった事実を重視した。

(4) マンキエ・エクレオ島事件

1953年11月17日、国際司法裁判所が判決したマンキエ・エクレオ島事件は、フランスと英国の間で争われた。この事件は無主地の先占に関するものではない。両国はともに長期間に亘って主権を維持しており、原始的権原及び実効的権原に基づいて領域主権を有する旨を主張した。それぞれ文書、地図、契約書、特許状などを証拠として提出したが、裁判所は、これらの主張や文書を詳細に検討した結果、主権行使の有効性を比較して、その相対的評価を行い、英国に所属する旨を判示した。

以上の事件から、共通して見られるいくつかの規則が存在する。例えば、ウオールドックはパルマス島事件、クリップarton島事件及び東部グリーンランド事件の三つを総合的に検討した結果、国家主権の行使又は発現は、平和的 (PEACEFUL)、現実的 (ACTUAL)、主権に対する有効な権原を有するに十分なものであり (SUFFICIENT TO CENTER A VALID TITLE TO SOVEREIGNTY)、継続的 (CONTINUOUS) であることを要するとしている。又、皆川洗教授も4点に整理している。

発見の効果は、決定的に領域主権を発生させるものではなく、国家権能の発現に基づく確定的権原に優先することはできない。それは、未終結権原を発生するに過ぎず、その後の主権の継続的行使があったか否かが問題である。

(パルマス島事件) 原始的に保有された封建的スタイルも同様に優先することはできない。(マンキエ・エクレオ島事件)

領域主権は、その行使の態様が平和的、現実的かつ継続的なものでなければ

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

ばならない。平和的とは、主権の最初の主張が他の国家の先占を侵害するものでなく、第3国との関係において、その権原に関して争われていない状態である。（パルマス島事件及び東部グリーンランド事件）

現実的とは、主権の行使又は発現が真正なものであって、主権行為を装った単なる紙上の要求であってはならないが、この要件は、人口稀薄又は無人地域については、競争的主張が存在しない限り、相当に緩和される。（クリップarton島事件及び東部グリーンランド事件）継続的とは、国家機能の継続的発現が主権の主張と結び付いていなければならないということであるが、この要件の現実的要件と同様に、それぞれの事情に応じて異なり、相対的な問題である。人が居住しているか否か、他国の競合的主張があったか否かなどによる。（東部グリーンランド事件）クリップarton島事件は極端な例であろう。

以上のような実効的支配を根拠付けるものとしての証拠は係争小島の占有に直接関係のあるものが決定的である。この要件は前述の「現実的」要件と重なり合う。国家機能の具体的発現を示す事実－裁判権、地方行政権、立法権などが特に重視された。（マンキエ・エクレオ島事件）当該地域に適用することを目的とした立法的、行政的措置や他国が締結した条約で意識的に当該地域を除外し、あるいは多くの国家から明示の承認が与えられているような場合も、領域権確立の証拠となる。（東部グリーンランド事件）しかも、この証拠価値は相対的評価をもってなされる。（マンキエ・エクレオ島事件）以上のような観点から尖閣諸島に対する具体的な適用を考察する。

尖閣諸島の件は、前述の事件の中では東部グリーンランド事件が比較的似ているようである。中国側の主張と日本側の主張が対立している形が、歴史的な権原を主張するものと無主の地に対する先占を主張するものとの対立である点が似ている。しかしながら、具体的検討に入る前に、今一つ予備的考察をしておかなければならない。すなわち、紛争の解決に当たって、当事者がそれぞれの主張を根拠付けるための証拠を提出することを許される期日はいつかといういわゆる「クリティカル・デイト（CRITICAL DATE）」の問題である。「クリティカル・デイト」以前になされた抗議は、当該地域の領有権原が成立するか否かを決定する問題と関係を持つが、それ以後になされる国家の何らかの行為は領域権の問題と無関係となる。「クリティカル・デイト」は「その日以後の当事国の行為が、その法的状態に影響しない日」と定義付けることができる。マンキエ島事件においては、これが大きな問題となり、単なる先決問題というよりは、紛争の事実や案件に結び付けられる基本的決定の問題であるといわれている。マンキエ島事件においては、裁判所は英国、フランス両国の主張を排除して、紛争・主権に関する紛争が具体的に発生した日、すなわち、フランスが最初にマンキエ島とエクレオ島に対して主権を主張した1886年から1888年の間をクリティカル・デイトとした。1928年のパルマス島事件においては、スペインが米国に対してフィリピン群島の割譲したパリ条約締結の日の1897年12月10日が、又、

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

1933年の東部グリーンランド事件においては、ノルウェーが無主地として先占の宣言を行った1931年7月10日が、それぞれクリティカル・デイトとされた。これらは、いずれも関係当事国の間で当該地域に関して紛争が国際的に発生する契機となる事実のあった日である。又、フィッツモーリスは、クリティカル・デイト決定の基準となるものを理論的に列挙している。

- ① 紛争を開始した日
- ② 原告の国が、当該地域に対して明確な要求をした日
- ③ 領域主権について、当事国の間で明確な問題に具体化した日
- ④ 紛争の当事国の一方が、交渉、斡旋、調停、国際機関への依頼など、仲裁や司法的解決に至らない他の手段をとることを提案し、その手続を始める実際の措置が行われた日
- ⑤ ④の手続のいずれかが実際に取られ、又は行われた日
- ⑥ これら全ての方法が失敗し、問題が仲裁や司法的解決に依頼されるべく提案され、又は依頼された日

これらの判決及び理論を尖閣諸島の場合に当てはめてみると、一つは、尖閣諸島の編入された明治28年（1895年）1月14日の閣議決定の行われた日がクリティカル・デイトと考えられる。この時は、中国（当時の清国政府）から全く抗議ないし反対の意志表示が行われていなかった。もう一つは、中国（台湾及び中華人民共和国）から抗議がなされ、これについて両国の間で話し合いがなされた日が考えられる。昭和46年（1971年）6月14日、愛知外相が国府大使を招いて、尖閣諸島の帰属について初めて話し合った日ともいえる。中国との間では、今だ紛争というほどのものにはなっていないので、決定することは困難である。従って、現在のところ前記の日を、クリティカル・デイトとし、それ以前の両国の尖閣諸島をめぐる諸事実、諸関係法規等をすべて帰属決定の要素として検討の対象とすべきであろう。

2 大陸棚問題について

北海大陸棚事件の国際司法裁判所の判決（『尖閣列島ノート』高橋庄五郎 青年出版社 1979年、28頁）

1969年2月20日の北海大陸棚事件の国際司法裁判所の判決は、あらゆる場合に義務的な境界線策定の唯一の方法はないとし、各当事国がその陸地の海底に向かっての自然の延長をなす大陸棚を、同様に他の国のそれを侵害することなく、できるだけ多く確保し得るよう、すべての関連ある事情を考慮に入れて、合意によって決定されるべきであるとしている。そして、その交渉に当たって考慮にいれるべき要素としては①当事国の沿岸の一般的な地形及び特別あるいは異状な形態の存在、②既に知られているか、あるいは十分に予測される限りは、当該大陸棚の物理的、地質学的形状及び天然資源、③衡平の原則に従って行われる境界確定が、沿岸国に属する大陸棚地域の広がりや沿岸線の一般方向で測られる沿岸の長さの間にもたらすべき合理的な釣り合い、この3つを含むものと裁判所は判示している。国際司法裁判所は、大陸棚が沿岸国に帰属する根拠を、大陸棚と陸地の地質学的一体性を求め、大陸棚に対する沿岸国

HP『海軍砲術学校』公開資料

の権利は陸地領土に対する主権に基づいているとした。

第3項 国連海洋法との関係

「海洋法に関する国際連合条約」(UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA(UNCLOS))通称、国連海洋法条約は、前文、本文17部320条、末文及び付属書9部から成り、「1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定」(実施協定)と合わせると、合計約500条に及ぶ膨大な条約である。この条約は第3次国連海洋法会議(1948年～57年)における交渉の結果、同会議で1957年4月に採択された。1957年12月ジャマイカで開催された署名会議において、119か国が署名し、日本は1958年2月7日にこれに署名した。同条約は、60番目の批准書又は加入書が国連事務総長に寄託された日の12か月後に発効することとされた。1993年11月16日にガイアナが60番目の批准書を寄託したことにより、1994年11月16日に条約は発効し成立した。日本は、第136回国会において同条約の締結についての承認を得て、1996年6月20日、批准書を国連事務総長に寄託し1996年7月20日に発効させた。これに関連し、一番重要で問題になるのは排他的経済水域である。今までは領海は12海里、排他的経済水域は200海里で一挙に日本の管轄する水域面積は451万平方キロメートルとなり世界で第6位の海域を有する海洋国家となる。日本の陸地国土面積は37万8千平方キロメートルであるから、海域面積は陸地国土の12倍である。島を中心に200海里的円を描くと日本の陸地面積がほぼ入ってしまう。大海の一小島であっても大変な価値を持つことになる。日本にとって一番の問題は中国・台湾・韓国との排他的経済水域の境界である。日本は今回、排他的経済水域の境界として尖閣諸島と中国大陸との中間線を引いて定めた。中国は尖閣諸島との境界線については将来に持ち越している。中国は尖閣諸島の領有を主張しており、加えて大陸棚問題も加え、将来、新たな動きにでることが予想される。

1 排他的経済水域の境界画定

(1) 排他的経済水域の定義等

国連海洋法は排他的経済水域について「沿岸国は、領海の外側に領海基線から200海里を超えない範囲内で排他的経済水域を設定することができる。」とし、「沿岸国は、排他的経済水域内において、①天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利②経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動(海水、海流及び風からのエネルギーの生産等)に関する主権的権利③人工島、施設及び構造物の設置及び利用に関する管轄権、④海洋の科学的調査に関する管轄権⑤海洋環境の保護及び保全に関する管轄権を有する。」と権限を認めている。そして「すべての国は、排他的経済水域においては、国連海洋法条約第87条に定める航行及び上空飛行等の自由を有する。」「排他的経済水域における生物資源に関し沿岸国は、一定の条件の下に漁獲可能量の余剰分の他の国による漁獲を認める。」としている。

(2) 排他的経済水域の境界画定

排他的経済水域の境界画定に関して国連海洋法条約は次のように定めている。(以下、立教大学法学部奥脇直也教授の論文「排他的経済水域の境界画定」から要約抜粋)

国連海洋法条約第74条1項は「向かい合っているか、または隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う。」と規定している。この規定は、大陸棚の境界画定に関する規定と同文である。これは少なくとも沿岸から200海里以内においては、排他的経済水域の海底及びその下の部分と大陸棚が重複することからすれば当然のようにも思われる。条約の大陸棚の定義に関する規定は、自然延長の概念を維持しつつも、自然延長が基線から200海里まで伸びていない場合には、沿岸からの距離基準を採用して、沿岸から200海里までの海面下の区域の海底及びその下を大陸棚と定義することにより、排他的経済水域制度との調整を図っている。この大陸棚の定義が大陸棚の境界画定には影響を及ぼさないことを明文で規定している。大陸棚は「事実上当然にかつ原初的に沿岸国に帰属するものであるのに対して、排他的経済水域は沿岸国がこれを設定する明示的な行為が必要である。

2 大陸棚の境界画定

(1) 大陸棚の定義等

国連海洋法は今までの大陸棚条約を包含している。国連海洋法は「大陸棚とは、①沿岸国の領海を超える海面下の区域の海底及びその下であって、その領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、②大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から200海里的距離まで伸びていない場合には、沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から200海里的距離までのもの。」と規定され「大陸棚の外側の限界線は、領海の幅を測定するための基線から350海里を超え又は2,500m等深線から100海里を超えてはならない。」と制限を設けている。権原としては「沿岸国は、大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。」とし「沿岸国は、国連海洋法条約第76条の規定に従って自国の大陸棚の外側の限界を200海里を超えて設定する場合には、その科学的データ等を添えて、大陸棚の限界に関する委員会に10年以内に資料を提出する。」と定めている。

(2) 大陸棚の境界画定

大陸棚条約では、大陸棚の境界について「相対する沿岸を有する二以上の国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合には、これらの国に属するその大陸棚の境界は、それらの国間の合意によって決定するものとする。合意がない場合には、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、境界は、いずれの点をとっても、それぞれの国の領海の幅員測定の起点となる基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線とする。」及び「二つの

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

隣接する国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合には、その大陸棚の境界は、その両国の合意によって決定するものとする。合意がない場合には、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、境界は、両国のそれぞれの領海の幅員測定の起点となる基線上の最も近い点から等しい距離にあるという原則を適用して決定するものとする。」と規定し「大陸棚の境界の画定に際し、この条の1及び2に定める原則に従って引かれる線は、特定の日付に存在する海図及び地形に関連し、かつ、陸上の固定した恒久的な識別し得る地点に関連して確定されなければならない。」としている。

大陸棚の境界画定については、従来から、一方で自然延長論を根拠に、海底の地質学的連続性を根拠として、大陸棚の境界画定問題が生じるのはあくまで自然延長が重複する場合であると主張する立場と、他方で境界画定について当事者間で合意が達成されない場合には、等距離中間線を原則とする立場「等距離中間線+特別事情」原則 (COMBINED EQUIDISTANCE-MEDIAN LINE AND SPECIAL CIRCUMSTANCES PRINCIPLE) とが対立してきており、これらの対立を調整するために国際司法裁判所や国際仲裁裁判の判決においていわゆる「衡平原則」 (EQUITABLE PRINCIPLE) による解決が図られてきた経緯がある。もっともこの衡平原則の国際法上の法源性あるいはその適用において考慮されるべき「関連事情」の範囲については、判例を通じて、必ずしも一貫した法理が示されているわけではない。

「等距離中間線+特別事情」原則により境界を画定した例も多いが、その意義及び内容については多くの議論がなされてきた。自然延長論を根拠する場合は大陸棚は「事実上当然にかつ原初的」に沿岸国に帰属するものと考えることにある。

日本は過去の東シナ海の石油共同開発の交渉において、韓国との共同開発では韓国側の自然延長論を認め、中国との関係では等距離中間線を基本に交渉を進めた経緯がある。1996年7月の海洋法発効の際の排他的経済水域では等距離中間線をとった。

第4節 問題解決等に関する姿勢

第1項 日本の姿勢と対応

尖閣諸島問題に対する日本政府の姿勢は、沖縄返還により尖閣諸島が日本の統治下に戻って、1895年日本の領土として確認されて以来、日本の領土であることに何等問題は起こらなかったが、1969年に尖閣諸島周辺に石油の存在が確認されてから台湾と中国が尖閣諸島の領有権を主張し始めた。これに対し日本政府は一貫して日本の固有の領土であることを主張しを続けているが、石油開発計画及び灯台や観測所の設置などの実効支配の計画は中国の反対によって、日中関係を考慮する余り、いずれも実現できずに現在に至っている。従来から尖閣諸島周辺には海上保安庁の巡視船を配置していたが、最近はその強化態勢をとる方針を決定した。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

1996年7月、日本は、国連海洋法条約を発効させ排他的経済水域を設定したが、その際の尖閣諸島を含む中国との間の境界を日中の中間線又は合意線と画定した。中国は同年5月に国連海洋法条約を発効させたが、この海域の境界は保留にしている。この尖閣諸島の境界画定については日本がはっきりした決心を示したといえる。その他、尖閣諸島に関する日本の対応などは以下のとおりである。

1 中国・台湾・香港などからの漁船海洋調査船等の領海侵犯などに対する対応
従来から日本政府は、海上保安庁巡視船を配置して警備に当たらせていたが、1996年には台湾・香港から漁船を主とする多数の船舶が尖閣諸島周辺に抗議活動と領海侵犯並びに上陸を試みる事件が多発した。1996年4月22日、日本政府は香港・台湾の市民が尖閣諸島に上陸した場合は実力行使をすることに政策を転換することを決めた。具体的には4月下旬から海上保安庁の船舶、航空機による尖閣諸島周辺海域への重点的警戒態勢や海上自衛隊の対潜哨戒機P3Cによる監視態勢を強化することを決めた。抗議船が香港や台湾を出港し、尖閣諸島に向かった場合は、領海12海里の外の接続水域に達した時点で「警告」を発する。島に近付いた場合、領海に入れば拿捕する方針である。警戒線を突破して上陸した場合に備え、事前に警察官を島に配置し、メンバーの上陸と同時に出入国管理法違反で逮捕する方策も練られている。又、メンバーが武装しているケースも想定して、今後、具体的な対応策の詰めを急いでいると、9.4.23の産経新聞は報じた。その他中国の海洋調査船が日本の領海や排他的経済水域の中を巡視船の制止を無視して観測活動を行う事件が頻発しているが、これへの決め手となる対応策はまだ定められていない。（詳細は第2章第2節第3項参照）

2 石油資源開発

尖閣諸島周辺における東シナ海大陸棚の石油開発は1970年以降何度も計画されたが領土問題が絡み、今だに実現していない。当初の日本の計画は韓国・台湾と競合していたので、その後、日・韓・台の三国が共同で実施することで計画はかなり進展していたが、中国の厳しい対応で中止となった。日中国交回復後は、日中共同計画も交渉されたが尖閣諸島の領土問題で難航し実現に至っていない。（詳細は第2章第1節第1項3参照）

3 日本政府による学術調査等

1884年に古賀辰四郎が尖閣諸島を探検しその後、尖閣諸島で事業を手掛け第2次大戦直前まで継続した。その間も日本政府は頻繁に資源調査団等を派遣した。戦後、米国の統治下にあった時も1950年、1952年、1953年、1963年、1968年に琉球大学・琉球政府学術調査団が派遣された。

沖縄返還交渉が始まる頃、石油資源埋蔵の可能性の話も加わり、日本政府による資源調査団は、1969年、1970年、1971年に派遣された。しかし、領土問題がクローズアップされてから、頻繁に行われていた尖閣諸島に対する学術調査はストップされ、沖縄返還以後は実施された記録が見当たらない。

むしろ最近目立つのは、中国の海洋調査船による日本の尖閣諸島の領有権や排他的経済水域を無視した調査活動である。

HP『海軍砲術学校』公開資料

第2項 中国側の姿勢及び対応

1978（昭53）8月、日中平和友好条約締結では、尖閣諸島問題は棚上げを決めているが、中国は、尖閣諸島に対する主権について、いろいろな公式及び非公式交渉において主張し続けている。日本側の尖閣諸島関連の処置・行動に対しては、事あるごとに、「尖閣諸島問題は棚上げ」を根拠に、いろいろと厳しいクレームを付け日本側の尖閣諸島関連の政策・行動を制約している。例えば、かつて実施していた学術調査や、要人の尖閣諸島訪問も非難の対象になりつつある。

中国は、1992年2月、中国領海法を制定し、尖閣諸島を自国の領土として規定した。中国政府又はその政策の代弁者である新華社などの報道による日本への非難は香港・台湾その他の中国系の活動家を刺激し、日本大使館等へのデモや尖閣諸島への漁船などによる領海侵犯又は上陸などを扇動していると考えられる。海洋調査船や戦闘機などの中国軍又は準軍隊の尖閣諸島周辺の行動が目立つようになった。具体的な中国の対応は次のとおりである。

1 武装漁船の領海侵犯事件

1978（昭53）4月12日に中国漁船団が大挙して尖閣諸島周辺に集結した。数は常識を越える140隻を数え、その内40隻は領海侵犯を繰り返した。海上保安庁の巡視船が対応したが制止は無視され、ここは中国の領土であると中国語で書いたプラカードを掲げ、自動小銃をちらつかせる不穏な情勢であった。海上保安庁は直ちに第1管区の巡視船2隻を急派するとともに他の管区からの巡視船10隻を増派する未曾有の総動員体制を取った。日本政府は13日に中国大使館を通じて中国に遺憾の意を伝え、漁船の即時撤去を求めた。

当時は国内で日中平和友好条約再開を巡って議論が紛糾していた。4月15日、中国の耿副首相が、訪中していた田英夫社民連代表に「侵犯は偶然の出来事だった。」と語った。中国政府は偶発と叫んだが、この事件は上海、天津、青島船籍の13ミリ機銃で武装した漁船が140隻も1か所に集結して領海侵犯を繰り返したのである。4月25日の上海市の壁新聞によれば、この武装漁船団は上海市革命委員会の指令による決死隊であることが明らかになった。漁船団には、「血をもって尖閣諸島を日本の侵略から守れ。」とする約500人の海軍正規兵と民兵が乗り込み、出発前の決起大会では、「武力衝突も辞すな。」と演説で氣勢を盛り上げたという。この船団が、現場に到着したあと突然、予定を変更して退去したのは、中国政府の高官が退去させると発言したように「中央の命令」だったということだが、引き返すか引き返さざるか、船団は上海の本部とやり合い、大きな混乱があったようである。この間の輻奏した無線通信は、日本の巡視船も傍受している。侵犯漁船の首謀者4人が北京当局によって逮捕されたとの報道もあり、中国政府の意図に反した偶発事件といえなくもない。しかし、これだけの反乱船団が、現場に到着するまで、政府は一体何をしていたのかとなると偶発事件というには疑問が残る。6年越しの懸案であった日中平和友好条約は、1978年、北京で調印された。「領海侵犯事件が起こったのは、日中正常化の際、尖閣諸島問題を棚上げしたからだ。」として、条約交渉では中国側に、「中国政府は、再びあのような事件は起こさない。」

HP『海軍砲術学校』公開資料

との約束は取り付け、事件再発は防ぐとの譲歩はしたものの、尖閣諸島の領有権については、一切言質を与えず、実質上、尖閣諸島問題を棚上げする形で政治的決着を図ったのである。

2 マスコミを利用した宣伝活動（華人、華僑を利用した反日デモ等）

中国は、公式にも機会あるごとに、尖閣諸島の領有権を主張しているが、同時に又はもっと頻繁に新華社通信・人民日報などマスコミを利用して、国外に対して中国の尖閣諸島領有権を主張し日本の尖閣諸島に関する行動・計画・政策などに対しては、激しい調子で度々非難を行った。世界の中国系各紙は、これらの記事を掲載し、1971年の沖縄返還の際は、米国の各地で日本への尖閣諸島返還に反対する中国系のデモ集会が大々的に行われた。1996年には、7月の日本民間団体の灯台設置を契機に、8月30日の人民日報は「日本はばかなことをするな。」との題の激しい内容の論説を掲載した。内容は「魚釣島に対する中国の主権を主張し、この百年余り中国人民は暴力を恐れず、前の者が倒れても後の者が続き、何千何百万の人々の鮮血と命で国家の独立と主権を勝ち取った。いま12億の中国人民が領土をたとえわずかでも放棄すると望むならば、それは愚かな妄想である。国家の主権の関わることで、炎帝・黄帝の子孫の心は一致していると断言できる。いかなる中国人も領土を拱手で人に譲るならば、永遠に汚名を残すことになる。」であり、これが台湾・香港などの抗議運動を大きく刺激した。その結果、9月以降、多数の香港台湾の漁船の尖閣諸島への抗議行動を繰り返すことになり、現在も続いている。

3 石油資源開発

中国は、日中国交回復後、日本との東シナ海の石油共同開発について交渉を重ねていたが尖閣諸島の領有権問題で折り合いがつかず、1992年3月、日本との交渉を打ち切り、6月、東シナ海大陸棚で日中・中間線の北側に鉤区を設定し、世界の石油企業に国際入札を呼び掛け、1993年末までに世界のメジャーのほとんどが参入した。中国は1993年から台湾との石油共同探査・開発の話しを押し進め、1996年7月には、台湾海峡南部海域の海底石油探査の契約に調印する運びになっている。その前、中国は既に南シナ海において台湾と共同で海洋調査開発を行うことを決めている。日本に対しても1996年に石油共同開発の話を再度持ちかけている。（詳細は第2章第1節第1項3参照）

なお、1996年8月、北京で開かれた国際地質大会で中国は大洋底掘削計画への参加を決定した。これにより中国は南海、東海及び沖縄トラフの海底掘削を実現して中国大陸及びその周辺地域の地質構造を解明することを目的とする学術研究であるとして説明し、日本の海洋地質学関係者に、沖縄トラフ海底掘削計画への参加を呼び掛けている。尖閣諸島が絡む大陸棚と排他的経済水域の境界画定はこれらの地質学の研究成果が影響を与えることから、海洋調査船の活動とともに注目される中国の動きである。

4 軍事活動等

最近は、台湾・香港の漁船の侵犯が目立つのに対して中国の漁船の侵犯は1

HP『海軍砲術学校』公開資料

978年の大量侵犯事件以来目立たない。代わりに公船である海洋調査船などの行動が目立つようになった。海洋海軍に成長しつつある中国海軍を誇示するのか、中国海軍の行動が尖閣諸島付近海域で頻繁になった。1995年頃から航続距離の長い、中国軍SU-27戦闘機の尖閣諸島上空を領空侵犯とか、尖閣諸島付近の海上への潜水艦派遣とか、東海艦隊の演習が尖閣諸島に近いところで行われたとかの報道が多くなったことは注目される。（詳細は第2章第1節第3項2参照）

第3項 台湾側の姿勢及び対応

台湾は、中国と同調してかどうかは不明であるが、日本の灯台設置や国会議員の尖閣諸島訪問などに対して公式に反対し、「尖閣諸島に台湾の主権がある。」ことの主張を繰り返している姿勢は、1969年以来変えていない。1992年5月台湾は領海法を制定したが、尖閣諸島などについては中国ほど明確に領有を規定していない。台湾政府当局は、民間の活動家や漁業関係者の反対運動や漁船などを使用した抗議行動には同調はしないが、禁止はせず黙認状態にあるといえよう。1996年8月、台北で、日台水産関係者の間で日本の排他的経済水域設定に伴う漁業権に関する協議が行われ「尖閣諸島周辺海域での台湾漁船の操業を当面現状通りとすることで一致した。台湾側は日本の排他的経済水域設定には一定の理解を示し、領有権問題の棚上げを前提に、漁業権協定の締結に向けた交渉を拒否しない姿勢を見せたといわれている。この協議を受けて、8月4日李総統は「主権問題は簡単なことではなく、平和的に解決するべきである。」とデモの中止を呼び掛け、漁業権を中心とする問題の平和的解決を表明したように、尖閣諸島領有に関連した台湾の民間活動家の激しい反対運動はあっても、中国のように海洋調査船の領海侵犯や戦闘機の領空侵犯のような政府機関による対抗行動はほとんどない。1997年3月13日、台湾当局は13日までに、海軍の実弾演習海域のラインを与那国島付近から台湾側に大幅に後退させる方針を固めた。これは、1月に訪問した日華関係議員懇談会会長と李総統との会談の結果実現したもので台湾の姿勢が窺え、中国の場合と異なり、台湾軍部による尖閣諸島に対する特別な行動は今のところないようである。一般台湾漁民の間には尖閣諸島周辺を漁場としているようで、特に尖閣諸島問題では活発な抗議反日活動を繰り返している。以下に台湾の対応を記述する。

1 台湾の漁船等の尖閣諸島への領海侵犯と不法上陸

1968（昭43）8月に南小島に台湾人労務者数十名が坐礁した船舶の解体作業に従事のために不法上陸した事件があったが、後に入域の手続きをとったため、大きな問題とはならなかった。

1970年9月2日、台湾の水産試験所所属の海憲号が、魚釣島に上陸し青天白日旗を立てた。琉球政府は米民政府の指示を取り付け、琉球警察がこれを撤去した。

1996年、国連海洋法条約の批准に連動し、尖閣諸島の領有問題に関連して、特に7月以降、日本の民間団体の灯台設置を契機に中国・台湾・香港で日

HP『海軍砲術学校』公開資料

本に対する抗議行動が激しくなった。同年8月から10月にかけて香港・台湾の活動家と台湾漁民は尖閣諸島に上陸し、一方、領海内で香港の活動家が抗議行動中に死亡し、これを台湾・香港のマスコミがヒーロー扱いをし抗議行動を一層煽った。これ以降、現在に至るまで抗議運動は継続されている。

2 石油開発

台湾は、日本・韓国に続き1970年7月、尖閣諸島周辺を含めた台湾北東海域に石油採掘鉱区権を設定し米国のガルフ社に許可した。この海域は、日本・韓国と鉱区が重複していたので日韓との共同開発交渉が始まり、領土問題を棚上げして、日・韓・台三国が共同で石油開発をすることがほとんど決まっていたが、中国の猛烈な反発で1971年3月計画を断念した。1996年7月11日には中国と台湾が共同で台湾海峡南部海域における海底石油探査を実施する契約に台北で調印した。同年3月の台湾海峡のミサイル発射訓練で緊張した中台関係にもかかわらず、南シナ海も含め石油開発について中台が今後、一層の協力をする可能性は高い。（詳細は第2章第1節第1項3参照）

3 国際司法裁判所への提訴運動

1997年4月、台湾で尖閣諸島を管轄する宜蘭県が主催し日米欧の国際法専門家を招いて「国際セミナー」を開き、成果の総括としてハーグの国際司法裁判所に日本を提訴する運動を起こすと宣言したと9. 4. 4の産経新聞は報じた。

第4項 米国の見解と日米安保

1 米国議会調査局報告書（8. 10. 1）

米国議会調査局は報告書「尖閣諸島紛争（釣魚島）・米国の法的関係と責務」を8. 10. 1に発表した。その内容の概要は次のとおりである。日米安保条約は、尖閣諸島に適用され、米国が第3国の軍事攻撃に対して同島を防衛する条約上の責務を負うことを明確にしている。現在も有するという実態を沖縄返還当時の米国国務長官の証言などを引用して明記している。（8. 10. 3、4産経）

(1) 競合する領有権主張

中国は尖閣諸島を歴史的に台湾又は中国の所有であると主張するが、中国は同島に軍事、民間いずれもの人員を定住させたことは全くなく、付近の海域に海軍力を常駐させたこともない。

日本は1984年から1985年にかけての日清戦争までは尖閣諸島の領有権を主張したことはなかった。だが、1895年1月14日、明治天皇は尖閣諸島の日本領土編入を認めた。同年に日中両国が調印した戦争終結の下関条約で中国は日本に台湾島に関連あるいは所属するすべての諸島とともに台湾を日本に割譲した。だが、同条約は、尖閣諸島には触れず、条約の交渉でも同諸島が論じられることはなかった。日本はこのことから、尖閣諸島の自国編入は日清戦争とは別個の行動だと主張する。中国はそれに対し日本が同戦争の勝利を利用して尖閣諸島を取得したと主張する。中国は更に第2次

HP『海軍砲術学校』公開資料

大戦での連合国のカイロ、ポツダム宣言の意図は日本が軍事侵略により中国から奪取した領土を返還させることだと主張する。

(2) 米国の尖閣諸島統治

米国の尖閣諸島に対する施政権行使は1951年の対日講和条約の結果として1953年に始まった。同条約は、尖閣諸島には触れてないが、中国が領有権を主張し中国の統治に復帰した他の諸島には言及していた。それらの諸島には、台湾、澎湖諸島、南沙諸島、西沙諸島が含まれていた。同条約第3条は「(琉球列島と大東諸島を含む)北緯29度以南の南西諸島」の統治権はすべて米国に付与した。1953年には米琉球民政府は、布告第27号で「北緯29度以南の南西諸島」には尖閣諸島をも含むことを示す境界を定義付けた。沖縄返還協定の調印時には米国国務省高官数人が、対日講和条約調印の際に「北緯29度以南の南西諸島」には尖閣諸島が含まれることを日米両国が了解していたと言明した。更に、米国の尖閣諸島統治中、米海軍は同諸島に射撃訓練場を設置し、その賃貸料年間1万1千ドルを同諸島の最初の開拓者の子供の古賀善次に支払っていた。

(3) 沖縄返還協定における尖閣諸島

沖縄返還協定は、1971年6月17日に調印され、同年11月10日に米国上院により批准された。この協定は、米国が対日講和条約の下に統治した琉球列島と大東諸島の「行政、立法、司法の全て、且つ、いかなる権力」をも日本に返還することを規定していた。沖縄返還協定第1条は「琉球列島と大東諸島」を「行政、立法、司法の全ての権力を行使する権利が対日講和条約第3条に基づいて米国に与えられたすべての領土と領海」と定義している。沖縄返還協定の了解覚書は「琉球列島と大東諸島」の境界を米琉球民政府布告第27号により明示している。同覚書のこの境界が規定する緯度経度は、尖閣諸島を含んでいる。このことは米国上院外交委員会が1971年10月に開いた沖縄返還に関する公聴会で証言した中国の領有権支持者によっても、中国政府によっても認められた。国務省東アジア太平洋問題局法律顧問のロバート・スター氏が、ウィリアム・ロジャーズ国務長官の指示で書いた1971年10月20日付けの書簡は、「沖縄返還協定は尖閣諸島を含む琉球列島の返還の諸条件を盛り込んでいる。」と記していた。

(4) 米国の立場

米国務省は、沖縄返還協定を米国上院での批准のために提出するに際して、米国は、尖閣諸島への日本や中国の競合する領有権主張に対して中立の立場をとると言明していた。米国が尖閣諸島の統治を日本に返しても、そう言明していた。国務省当局者達は、同諸島の施政権の日本への返還が同諸島の領有権主張に何の影響も与えないことを強調していた。上院外交委員長から沖縄返還協定が尖閣諸島の主権の決定にどう影響するかを問われたロジャーズ国務長官は、「この協定は、尖閣諸島の法的地位に影響するものではない。」と答えていた。スター法律顧問は、1971年10月20日付けの書簡で次のように述べた。「日本と中華民国の両政府は、尖閣諸島の主権を巡っ

HP『海軍砲術学校』公開資料

て意見を一致させていない。中華人民共和国も同時にそれらの諸島への主権を主張していることを知るべきだ。米国はこれら諸島の施政権の日本への返還が領有権の既存の各主張に影響を与えないと信じている。米国は日本の保有する法的権利を、日本が同諸島の統治と権利を米国に引き渡す前より強化することはできない。また、米国は同諸島の返還により他の国の主権主張を弱めることもできない。米国は尖閣諸島への主権について主張せず、衝突する権利主張が当事者同士で解決されるよう目指す。」米国の歴代政権は、尖閣諸島の領有権に関して中立の立場をとることを繰り返してきた。国務省や在日米国大使館は、この中立的な立場を何度も繰り返してきたのである。

(5) 日米安保と尖閣諸島

尖閣諸島の「琉球列島と大東諸島」の定義の下での沖縄返還協定への包含は、同協定第2条を尖閣諸島に適用させる結果となった。同第2条は、「日米安全保障条約を含む日米両国で結ばれた条約や協定は制限なしに、琉球列島と大東諸島に適用される。」と規定している。沖縄返還協定でカバーされる領土、領海すべてを簡略に「沖縄」という言葉で総括しながら、ロジャーズ国務長官は米国上院外交委員会の公聴会で「日米安全保障条約は日本本土と同様に沖縄にも適用されるようになった。」と証言した。デービッド・パッカー国防副長官も同じ公聴会の証言で、「日本は沖縄返還協定の対象となる地域の防衛に第1の責任を負うが、この地域には安保条約が適用される。」と明言し、尖閣諸島でも日本との共同防衛での米国の責務があることを明らかにした。要するに、米国は尖閣諸島への競合する領有権主張には中立を保ちながら、沖縄返還協定が尖閣諸島を含む返還対象地域に適用されることに同意したのだった。更に、注目されるのは、沖縄返還を審議する上院が批准に際し尖閣諸島について（中国などの主権主張のために何らかの区分をするような）留保を付けるべきだとの一部の要求を排除し、尖閣諸島に何の言及もしなかったことである。その上、日米安保条約は第5条で「日本国の施政の下にある領域における攻撃」に対し日米両国が「自国の憲法上の規定や手続きに従って共同で行動する。」と宣言している。「主権」とか「領有権」ではなく「施政の下」にある地域への攻撃としている点は、尖閣諸島の日米安保条約の適用の鍵である。米国と日本は1971年以来、日米安保の尖閣諸島への適用について何の変更もしていない。

2 最近の米国有識者の見解

(1) モンデール駐日大使の尖閣諸島に関する発言

平成8年9月16日付のニューヨークタイムズ紙は、モンデール駐日大使は「米国は尖閣諸島を誰が領有するかについては特に立場はとらない。」、そして「米軍は尖閣諸島の紛争に（武力攻撃を受けた際）介入する日米安保条約上の責務は有していない。」と米側報道陣に対して発言した。議会調査局関係者や沖縄返還にかかわった元米国政府関係者らは「大使は、尖閣諸島の施政権の返還時の実情を知った上で、日米安保不適用説を述べているかどうかは極めて疑問だ。もし過去の経緯を知った上で、今、日米安保の不適用

HP『海軍砲術学校』公開資料

を説くならば、当初の日米安保条約の一方的な変更等に等しい。」と批判ぎみな論評があった。なお、米国国務省は、米国が尖閣諸島の主権に対してはどの国の主張にも特に賛成も反対もしないという中立の立場をとることを言明している。

(2) 国務省キャンベル次官補の発言

平成8年11月27日読売新聞のインタビューに答えたものである。米国国務省キャンベルアジア国務次官補（太平洋担当）は尖閣諸島の領土問題については日中がもっと積極的に話し合うべきであると述べ、「米国はアジアの経済大国の間で紛争が起らないことを期待している。領有権の問題への言及は避け、地域において中国の立場と日本の重要性は米国にとっていずれも極めて重要なパートナーである。」を強調した。そして「日米安保条約第5条により米国は日本に対する強いコミットメントを持っている。それは日本及びその領土を支援することは明白である。」と述べ、米国は尖閣諸島が日本の領土であることを認めるかの質問に対して「主権と統治下にあるとの区別に言及し、尖閣諸島は1971年の沖縄返還協定により、日本の統治下にあることは明白である。このことは、日米安保条約条文に従えば、米国の責務の範囲内にあることになる。」と述べ米国の公式な立場にある者としては、初めて尖閣諸島に日米安保条約が適用されることを発言した。「尖閣諸島に関連して、日中間で紛争が起こることは考えられない。領土問題について、両国が話し合いを通じて平和的に解決することを期待する。」と結んだ。

(3) 米国防省元日本部長 ジェームズ E. アワー氏の見解

平成8年10月13日産経のインタビューに答えたものである。

尖閣諸島には中国などが領有権を主張し、一部活動家が上陸を試みているが、同諸島に攻撃がかけられた場合、日米安保条約は適用されると考えるかの問いに対して「尖閣諸島が日米安保条約の対象範囲であることは疑問の余地はない。同条約は条約適用対象として『日本国の施政の下にある領域』と明確に規定している。一方、米国は1972年の沖縄返還時に尖閣諸島も含めて施政権を日本に返した。その後、この日本の施政権に変化はない。また、米海軍は尖閣諸島の一部を射撃訓練場として使用するために、日本側地主と賃貸契約を結んでいる。日本側の権利を認めたからこそであろう。なお、この契約は現在も有効であると聞いている。」と答え、クリントン政権の国務省などは、尖閣諸島に日米安保条約が適用されるか否かについて、決して明確な言明をしようとしながとの問いに対して「おそらく中国の反応を懸念してのことであろう。たしかに中国を不必要に刺激することは避けるべきである。だが、ことは米国と日本の同盟関係という重大な案件である。日本は米国にとって過去40年間以上、最も重要な同盟の相手である。その相手の施政権下にある島が、攻撃を受けた場合、米日両国が力を合わせて、防衛に当たるのは当然であり、その意思を明示することは絶対に必要である。こんな時に日本支援の責務を明確に表明しないと言う事は、同盟の基盤を浸食し得る。また、日本に対しての背信行為ともなりかねない。日米同盟はそれほ

HP『海軍砲術学校』公開資料

ど大切だということである。」と答え、米國務省報道官らは尖閣諸島への軍事的脅威は今のところなく、日米安保条約の適用について言明する必要はないと言っているがの問いに対して「それは現在、尖閣諸島に日米安保条約が適用され、いざ武力攻撃という際には日米が共同で軍事対応するという基本が明らかだからだろう。日米安保条約が抑止的に機能し、領土的野心を抱く第3国も米軍を相手にしてまでの軍事行動はとれないということである。もし、日米安保が尖閣諸島に全く適用されず、有事にも米軍が支援しないということが明確になれば、朝鮮戦争での実例のように、尖閣諸島への軍事的脅威は一挙に高まるであろう。」と答え、在米中国大使館代表らによると、中国政府は日米安保が尖閣諸島には適用されないという見解を明確にとっていると言うがの問いに対して「日米安保条約の解釈を中国にゆだねる必要は全くない。そもそも中国の反応を恐れて、最も重要な同盟国の日本との安保のきずなの存在をあいまいにするというクリントン政権の態度は、危険だと思う。」と答えた。

あとがき

尖閣諸島を巡る中国との交渉は、日本はその領土とする理由、過去の実績そして実効支配している現実などから圧倒的に有利であるにもかかわらず、共同開発、学術調査、灯台、観測所の建設、国会議員の訪問などで中国の抗議を受け、日本の実効支配を弱める方向に進んでいるように思われる。台湾と中国との関係も不可解なところがあるが、尖閣諸島の問題については、いずれの考え方もほぼ同じで、南シナ海で共同したように尖閣諸島問題については、日本に対して共同歩調をとる可能性は高い。国連海洋法条約発効の際、日本が排他的経済水域の境界を日中の中間線または合意線に決めたことは、中国が明確に決めなかったのに対して、一歩先んじたといえる。そのために、中国は海洋観測船を使って沖縄近海の調査活動を行っているとも考えられる。尖閣諸島をめぐるのは、中国側の不可解な行動は多く、その意味するところは推測の域を出ないが、いずれにせよ、何かの政治目的の意味を含んでいると考えるべきであろう。また、中国にとって南シナ海における条件と東シナ海における条件の違いに思いをいたす必要がある。

もし、中国が仮に南シナ海でとったと同じ行動を取ろうとする場合の阻害要因の一つに、米軍と自衛隊の存在があげられよう。領土問題の解決は、かつては武力を用いる外に解決策のなかった時代もあった。尖閣諸島問題は、間違いなく領土問題であることをしっかり認識するべきであると同時に、中国・韓国・台湾などの関係諸国と海域の石油資源を共同して開発することに、より利益を共有できる道を探り相互の信頼醸成を図り、地域の紛争防止と安定を図ることが必要であろう。かつて、チモール海峡で対立していた豪州とインドネシアが、その海峡を中心として共同事業から共同訓練から防衛協定を結ぶ同盟国へと発展した例は日本周辺にも適用できないものかなと考える次第である。東シナ海で尖閣諸島が日本の領土であることの関係国の合意が得られた上で、埋蔵される膨大な石油資源が人類のために利用される日が来ることを願っている。

尖閣諸島関連年表

- 1317 (文保元年)
琉球の宮古船 2 隻に乗った 60 余人が、はるかシンガポールの地で、交易していた事実が中国の『温州府志』に記録されている。当時の船は、季節風を利用する航海術を会得しており、南シナ海、東シナ海を航海し、那覇の港は賑わったと伝えられる。
- 1372 (文中元年)
琉球王朝は明朝の中国へ進貢船を派遣した。そのとき進貢船は、那覇から尖閣諸島を経て、東シナ海を横断、中国の福州に至るコースをとった。
- 1534 (天文 3 年)
明朝の冊封使、陳侃の「使琉球録」に、福州から那覇への航路標識として釣魚台、赤尾嶼、黄尾嶼等の島名が記載されている。
- 1562 (永禄 5 年)
郭汝霖の「使琉記」に、尖閣諸島の島名が記載されている。
- 1650 (慶安 3 年)
第 27 代琉球国王 尚質の摂政 汎朝秀の中山世鑑 (琉球国史) に平嘉山、釣魚嶼、赤尾嶼、黄尾嶼等の島名が記載されている。
- 1663 (寛文 3 年)
夏子陽の「使琉球録」に、尖閣諸島の島名が記載されている。
- 1708 (宝永 5 年)
琉球の学者 名護籠文に「指南広義」に釣魚嶼等の島名が記載されている。
- 1785 (天明 5 年)
林子平の「三国通覧図説」に釣魚台、赤尾嶼、黄尾嶼等が記載されている。徐葆光の「中山伝信録」に、尖閣諸島の島名が記載されている。
- 1843 (天保 14 年)
英国軍艦サマラン号、尖閣諸島を探検
- 1872 (明治 5 年)
琉球藩となる。(藩主 尚泰)
- 1879 (明治 12 年)
廃藩置県
松井忠兵衛編「大日本全図 (欧文)」に和平山、赤尾嶼、黄尾嶼の記載がある。
- 1881 (明 14)
内務省地理局大日本府県分轄図に島嶼名あり

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

1884 (明17)

古賀辰四郎 大阪商船の永康丸(約300トン)にて尖閣諸島を探検し尖閣諸島の開発を始めたいと翌年政府の4島の借用願いを出す。

1885 (明18)

9月 沖縄県美里間切詰、山方筆者大成永保、尖閣諸島の視察報告書を沖縄県庁に提出

沖縄県令、尖閣諸島を県の所轄とし、国標を建てたいと申請する。この後、1890年と1893年にも上申した。

10月 沖縄県令、出雲丸を尖閣諸島及び大東島の实地調査のために派遣

11月 出雲丸報告書沖縄県庁へ提出

1886 (明19)

3月 海軍水路部尖閣諸島に関する調査結果を発表

1887 (明20)

6月 軍艦金剛、宮古、八重山、尖閣諸島を調査

1890 (明23)

1月 沖縄県令、尖閣諸島を県の所轄とし、国標を建てたいと再申請

1892 (明25)

8月 軍艦を尖閣諸島調査のため派遣

1893 (明26)

11月 笹森儀助、沖縄各地を踏査し「南島探検」を出版し、尖閣諸島にも触れる。

11月 沖縄県令、尖閣諸島に国標を建てたいと三度目の申請

1894 (明27)

8月 日清戦争、宣戦布告

12月 内務大臣と外務大臣と協議して尖閣諸島に国標建設の閣議提出に同意した。

1895 (明28)

1月12日 尖閣諸島に標杭建設を閣議決定

1月 尖閣諸島、沖縄県に編入される。

3月 日清戦争講和会議始まる。

4月17日 日清戦争講和調印

1896 (明29)

3月5日 勅令第13号により沖縄県八重山郡に編入

政府は尖閣諸島の魚釣島、久場島、北小島、南小島の4島を、八重山郡に編入後、国有地に指定し国有地台帳に記載した。魚釣島及び久場島は農林省所管、南北二小島は内務省所管とされた。

6月10日 古賀辰四郎は尖閣諸島の30年間無料貸し付けの許可を申請

9月 古賀辰四郎へ尖閣諸島30年間無料貸し付けを認可

古賀辰四郎は当初の開拓民50人を派遣

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- 1897 (明30)
古賀辰四郎、毎年開拓民を送り込み、アホウ鳥の羽毛の採取、海産物の採集、グアノ（鳥の糞）の採掘事業を開始する。
- 1898 (明31)
古賀辰四郎、開拓民50人を送り込む。
- 1899 (明32)
古賀辰四郎、開拓民29人を送り込む。
- 1900 (明33)
古賀辰四郎、開拓民22人を送り込む。
最初の4年間に島に渡った移住者は136人に達し、その中には9人の女性が含まれていた。
- 1900 (明33)
5月 古賀辰四郎の依頼で学術調査が行われた。
- 1902 (明35)
11月 尖閣諸島を石垣島大浜間切登野城村所属とした。
- 1903 (明36)
12月 臨時沖縄県土地整理事務局によって、最初の実地測量と地図の作製が行われた。
- 1903 (明36)
内地から剥製職人十数人が移住した。
- 1907 (明40)
古賀商店の産物価格は13万4千円であった。当時としては大変な金額である。この年の4月に三越百貨店の食堂で料理1食50銭、洋菓子10銭、コーヒーが一杯5銭であった。
- 1909 (明42)
尖閣諸島の定住者は248人に達し99戸を数えた。
古賀辰四郎は尖閣諸島の開拓殖産の功績により藍綬褒章を受ける。
- 1915 (大4)
日本水路部による尖閣諸島の実地測量
- 1917 (大6)
海軍水路部による尖閣諸島の実地測量
- 1918 (大7)
古賀辰四郎亡くなる。息子の善次が後を継ぎ事業を継続した。
特に魚釣島と南小島で、鯉節及び各種海鳥の剥製製造、森林伐採、フカの鱗、貝類、鼈甲などの加工が営まれた。アホウ鳥の鳥毛採集は乱獲と猫害などのために1915年以降中止した。グアノ採掘も第1次大戦の船運賃の高騰により採算が取れなくなって中止した。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

1919 (大8)

中国福建省恵安県の漁民男女31人が魚釣島付近で遭難し、同島に避難した。古賀善次らはこれを救助し、石垣村に収容し、全員を中国へ送還した。これに対して1920 (大9) 5月 中華民国駐長崎領事より石垣村長と古賀善次ら4人に感謝状が送られたが、その中で漁民の遭難場所として日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島と明記している。

1921 (大10)

7月 久米赤島は大正島と名付けられて国有地に指定された。

1926 (昭元)

尖閣諸島、国有地4島の無料使用期限が終了し、政府は以後1年ごとの有料契約にした。

1931 (昭6)

沖縄県営林署による尖閣諸島の实地測量

1932 (昭7)

3月31日 日本政府は、古賀善次の有料払い下げの願い出に応じ、尖閣諸島を古賀善次に売却した。価格は魚釣島1,825円、久場島247円、南小島47円、北小島31円50銭であった。

1932 (昭7)

日本政府は農林省による尖閣諸島の資源調査団を派遣した。

尖閣諸島における事業は、第二次大戦直前、船舶用燃料が配給制になり、昭和15年頃には事業を止め、人員を引き揚げたため、それ以後は尖閣諸島は無人となり、今日に及んでいる。尖閣諸島の魚釣島、南小島、北小島は、古賀善次夫人花子から埼玉県在住の実業家栗原国起に売却されている。久場島は古賀花子が所有している。

1940 (昭15)

定期航空便阿蘇号が魚釣島に不時着し、八重山警察が救助に当たった。

1943 (昭18)

石垣測候所が調査を実施した。

1945 (昭20)

台湾へ疎開途中の沖縄県民が、米軍の空襲に遭い魚釣島へ漂着した。

4月 米軍沖縄へ上陸

6月 沖縄戦終了

8月 第2次世界大戦終結 沖縄は米軍が占領を継続

1946 (昭21)

1月 GHQ (連合軍総司令部) は北緯30度以南の南西諸島を日本か

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

ら分離した。

- 4月16日 米軍は、国有地 大正島を演習地に指定した。
- 1950 (昭25)
- 3月 琉球大学学術調査団 (高良鉄夫団長) を尖閣諸島に派遣
- 8月4日 米軍政府布令「群島組織法」を施行した。その中に八重山群島の範囲に尖閣諸島を含めていた。
- 1951 (昭26)
- 9月8日 サンフランシスコ平和条約では尖閣諸島を含む南西諸島は、米軍施政下に置かれた。
- 1952 (昭27)
- 2月 琉球政府章典 (布令第68号) 公布、尖閣諸島を含む行政管轄規定
- 3月 琉球大学と琉球政府資源局が共同で第2次資源調査を実施した。
- 1953 (昭28)
- 1月8日 中国の人民日報は「琉球群島人民の米国占領に反対する闘争」の記事の中で琉球群島は尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖縄諸島、大島諸島、土噶喇諸島、大隅諸島を含むと解説している。琉球諸島は南西諸島を指しているとみられる。(8. 10. 3産経)
- 7月 琉球大学と琉球政府資源局が共同で第3次資源調査を実施した。
- 1955 (昭30)
- 10月以降 久場島を米海軍の演習地として使用した。その前は米空軍が演習地として使用していた。米民政府は琉球政府を代理人として、久場島の使用について所有者古賀善次と賃貸契約を結び、使用料を払った。琉球政府は古賀善次から固定資産税を徴収している。
- 1956 (昭31)
- 4月 米軍、大正島を演習地として使用
- 1958 (昭33)
- 米軍、高等弁務官布令第20号に基づき、久場島を軍用地に指定、古賀善次と米軍間に借地料契約 (年間11, 104ドル)
- 11月 中国、「世界地図集」 (地図出版社) で尖閣諸島を日本領土と明記
- 1961 (昭36)
- 6月 周恩来中国首相は、宇都宮代議士に「琉球は日本に属する」と語る。」
- 1963 (昭38)
- 5月 琉球大学と琉球政府資源局が共同で第4次資源調査を実施した。
- 1965 (昭40)
- 10月 台湾国防研究院と地学研究所が出版した「世界地図集第1冊東亞地図」初版では、尖閣諸島を日本領土と明記
- 1967 (昭42)

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

6月 新野弘教授（地質学）とエメリー氏は、「東中国海と朝鮮海峡の海底地質層および石油展望」と題する論文を発表した。

1968（昭43）

6月 米国は、第7艦隊所属の調査船によって調査を行い、エカフェの依頼により航空磁気探査を行った結果、中国の黄海、東シナ海、南シナ海の大陸棚に豊富な石油埋蔵の可能性を確認した。

7月 琉球大学と琉球政府、石垣市からなる総理府派遣合同調査団（沖縄問題等懇談会委員 高岡大輔団長）は、琉球政府水産研究所所属の凶南丸（159トン）を使用して石油資源の予備調査を完了した。

8月 台湾の貨物船が台風のために難破坐礁して南小島海岸に打上げられ、その処理のために、6月頃から台湾省のサルベージ会社が南小島で、クレーンを2基も持ち込んで、45人の台湾人作業員に沈没船解体をやらせていた。

8月12日 八重山警察と米民政府渉外局次長らが現地に調査に行き確認した。久場島でも14人の台湾の作業員が、沈没船解体をやっているのを琉球政府出入管理庁の係官が確認している。琉球政府担当官はその上陸が不法であることを説明し退去を要求し、正規の入域許可証を取れば可能であることで納得させ退去させた。その後、許可証を得て入域した。

9月 エカフェ（国連アジア極東経済委員会）の斡旋で東シナ海一帯米・日・韓・台の共同調査が行われた。この調査には水産大学の海鷹丸が使用された。主役は米国ウッズホール海洋研究所で、日本からは石油開発公団の技術者が参加した。

10月12日～11月29日の間、CCOPの依頼により米海軍は海洋調査船ハント号（850トン）で調査した。この調査には日・米・韓・台の科学者が参加した。

1969（昭44）

米国ウッズホール海洋研究所のエメリー教授他は台湾中部の苗栗油田沖の大陸棚で、石油の存在を確認し、その地層が尖閣諸島方面に伸びているとの予測を発表した。

1月 日本政府、尖閣諸島の資源調査所用経費940.5万円計上

2月2日 沖縄県の大見謝恒寿氏は、尖閣諸島周辺海域の石油に対する鉱業権5,219件を琉球政府に出願した。大見謝恒寿氏は1961年頃から沖縄周辺海域の石油、天然ガスについての調査に着手していた。

2月11日 石油開発公団は、沖縄県籍の社員古堅総光氏の名義で、7,611件の鉱業権を琉球政府に出願した。沖縄の新里景一氏は1万1,726件の鉱業権を琉球政府に出願した。新里景一氏の出願は、大見謝恒寿氏の書類の不備をついたもので、申請鉱区は大見謝恒

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- 寿氏のそれと重複していた。
- 4月 ハント号の調査報告書はバンコックで発表された。海底に莫大な石油資源が埋蔵されている可能性を示唆するものである。
- 5月 石垣市は行政区域を明確にする必要があるとして尖閣諸島に標柱を建てた。
- 5月 日本政府は第1次尖閣列島周辺海底地質調査団（団長 新野弘東海大学教授）を5月から7月にかけて派遣し石油、天然ガスの埋蔵状況を調査した。
- 7月17日 台湾国府は「釣魚諸島地域の天然資源に対して主権上の権利を行使できる。」との声明を発表
- 12月 台湾の呉祺芳国府經濟部研究發展主任の名で、東シナ海は中華民国台湾に帰属すると国連に提訴するが、国連は何ら回答せず
- 1970（昭45）
- 1月 台湾国府国定教科書「国民中学地理科教科書4冊（初版）」では、尖閣諸島を日本領土と明記していた。
- 2月 韓国は28度線以南の周辺海域を6つの鉱区に分けて、第1、第5鉱区権をカルテックス、第2、第4鉱区権をガルフ、第3、第6鉱区権をロイヤル・ダッチ・シェルに与えた。その海域は黄海、東シナ海大陸棚であるが、中国と協議せずに区分を決めた。韓国は日本に対しては、大陸棚は陸地領土の自然延長と主張したが、中国との関係では中間線をとっている。
- 3月～4月 琉球大学尖閣列島学術調査団（池原貞雄団長）は3月29日から4月10日まで尖閣諸島の地質、植物、鳥類の調査をした。
- 5月 日本政府は第2次尖閣列島周辺海底地質調査団（団長 星野通平東海大学教授）を5月から6月にかけて派遣した。
- 6月 韓国は米国のウエルデル・フィリップ社に、日本石油開発（三菱グループとシェル石油の共同出資）が通産省に申請していた鉱区と重複した鉱区に開発権を与える契約をした。このため日韓大陸棚紛争が起こった。
- 7月14日 米陸軍省琉球列島米国民政府民政官室の勧告で、尖閣諸島に警告板を設置した。警告板は英語、日本語、中国語で書かれ、内容は「警告 この島を含む琉球列島のいかなる島またはその領海に琉球列島の住民以外の者が無害通行の場合を除き、入域すると告訴される。但し、琉球列島米国民政府高等弁務官により許可された場合は、その限りではない。」である。この警告板が建てられた理由は1968年6月頃から台湾省のサルベージ会社が南小島で、台湾人作業員に沈没船解体をやらせていたためである。
- 7月 台湾は、東シナ海の大陸棚の尖閣諸島周辺を含めた「北緯27度以南の台湾北東海域の鉱区権を米国のガルフ石油会社の日本法人であるパシフィック・ガルフ社に与え、ガルフ社は12月から探

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- 査開始の予定」を公表したために日台間に摩擦が生まれた。
- 8月1日 愛知外相は、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会で、尖閣諸島は日本の南西諸島の一部であり台湾とガルフ社との契約は無効と言明した。
- 8月17日 日本政府は、沖縄に対する潜在主権者として3つの方針を固めた。
①琉球の米民政府を通じて、尖閣諸島が現在、米民政府の統治下
にあり、沖縄とともに日本に返還されることを再確認する。
②琉球政府に対し、尖閣諸島の領有権を表明するように要請する。
③現在、琉球政府に対し、鉱区権を申請している石油資源開発会
社に、早急に調査権を認めるよう働きかける。
- 8月18日 琉球政府の屋良首席は、記者会見で、「尖閣諸島は石垣市に属する日本領であり、これを内外に明らかにするため、早急に、琉球政府の公式見解をまとめたい。」と語った。
- 8月21日 台湾国府立法院は大陸棚条約を批准「海面に突出した礁石あるいは小礁はいずれも大陸棚の一部」と補足説明
- 8月 台湾国府外交部「国際法の原則と大陸棚条約に基づき、中華民国政府は台湾北方大陸棚資源に対し、探査、採掘の権利を有する」と声明
- 8月25日 台湾立法院は尖閣諸島周辺の「海域石油資源採探条例」を採決した。
- 8月31日 琉球立法院は尖閣諸島が沖縄の石垣市に属するとの決裁を採択し、「尖閣諸島の領土防衛に関する要請決議」を可決し採択した。
- 9月2日 台湾の水産試験所所属の海憲号が、魚釣島に上陸し青天白日旗を立てた。琉球政府は、米民政府の指示を取り付け、琉球警察がこれを撤去した。
- 9月3日 日本政府は板垣国府大使を通じ沈劍虹外交次官に尖閣諸島を含む大陸棚問題について話し合う用意がある旨を申し入れ。
- 9月5日 国府外交部は尖閣諸島の5つの島は国府に帰属すると初めて領有権を主張した。
- 9月10日及び12日 衆議院外交委員会と沖縄及び北方問題に関する特別委員会での愛知外相の答弁。「尖閣諸島の領有権問題につきましては、いかなる政府とも交渉とか何かを持つべき筋合いのものではない、領土権としては、明確に日本側が持っている、こういう立場をとっている次第です。」
- 9月10日 琉球政府は「尖閣諸島の領有権及び大陸棚資源の開発主権に関する主張」を公表し県民から出願中の鉱業権申請を1年以内に認可の方針を決定米国国務省は「対日平和条約第3条によって米国が施政権を有する南西諸島は、北緯29度以南のすべての島を指す。それに尖閣諸島が含まれ、72年度中にその施政権を日本に返還する。この問題に主張の対立があるときは、関係当事者間で解決

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- されるべきである。」と米国の態度を公式に表明
- 9月17日 琉球政府は「尖閣諸島の領土権について」という声明を発表した。
- 9月18日 「沖縄県尖閣諸島の石油資源等開発促進協議会（会長平良良松沖縄市長会会長）」の46団体の結成大会が行われた。
- 9月21日 台湾漁業協同組合は日本の海上自衛隊が台湾漁船団の操業を妨害と抗議した。
- 9月28日 第5次琉球大学学術調査団、30日の調査を中止
- 9月30日 台湾省議会は「尖閣諸島は我が領土主権に属すべきであり、日本政府はいかなる要求も提出すべきではない。」との決議を採択した。
- 10月 日本政府は国府に対し大陸棚問題での友好的な話し合いを申し入れ。
- 10月13日 北朝鮮は、韓国の大陸棚開発について、韓国、日本、米国を非難した。
- 10月15日 台湾は台湾海峡及び東シナ海大陸棚の天然資源の調査開発のため、五大「海域石油鉱区」を設置したと宣言。その第2鉱区には尖閣諸島が位置している。
- 11月14日 日韓台3国共同の東シナ海の石油開発について、原則的な合意を得た。日本のイニシアティブで主権問題は棚上げ
- 12月2日 (株)日本石油開発は米国のテキサコ、シェブロン両社と男女群島沖に広がる東シナ海の石油資源の共同開発に同意した。
- 12月3日 中国は、新華社通信を通じて「共同開発は日本の海賊行為であり、中国の海底資源を略奪するものであり、新たな中国への侵略行為である。尖閣諸島の島々は中国の領土である。」と声明した。
- 12月4日 外務省は尖閣諸島周辺の大陸棚の帰属をめぐって「台湾」との間で行われている交渉には、双方とも問題の海域での開発や探査は、話し合いがつくまで見合わせるとの方針を明らかにした。
- 12月6日～15日 九州大学・長崎大学の合同学術調査隊が魚釣島をベース・キャンプとして尖閣諸島の地質・生物の本格的な調査を行なった。
- 12月6日 香港の「明報」は「尖閣諸島は中国のもの」と題する社説で、尖閣諸島が中国領であると主張した新華社報道を支持した。
- 12月21日 「日韓台3国委員会」の「海洋開発研究連合委員会」は、東京で会議を開き、領土の領有問題、大陸棚主権問題を棚上げして、共同で東シナ海の石油資源を開発することを決めた。これに対して中国は、新華社通信を通じて非難した。
- 12月29日 中国の人民日報は日・韓・台共同開発を絶対に許さないと論説した。
- 1971（昭46）
- 1月25日 日中国交回復促進議員連盟（藤山愛一郎会長）は、尖閣諸島周辺の日・韓・台共同開発は好ましくないと政府に申し入れることにした。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- 1月29日・30日 在米中国人はニューヨーク、ワシントン、シカゴ、シアトル、サンフランシスコ、ロサンゼルスで尖閣諸島の領有問題に関し請願デモを行い抗議した。
- 2月13日 魏国府外交部長は立法院で「一部の在米留学生が、釣魚台列島問題で再び請願デモを起こそうとしているのは注目に値する。既に教育省や海外事務を主管する部門を協力してこれらの動きを緩和させる措置を取りつつある。」と言明。
- 2月20日 香港の学生約200名が尖閣諸島問題で日本総領事館に抗議デモを行った。
- 3月1日 日中覚書貿易の会談コミュニケと新貿易取決めが北京で調印され、そのとき中国側は日・韓・台共同開発を容認できないとし、尖閣諸島の主権領有を強調した。
- 3月11日 政府筋は、台湾海峡における石油の日・韓・台共同開発を当分見合わせる方針を固め、事実上開発を断念した。
- 3月23日 魏国府外交部長は立法院で「釣魚台列島は歴史的・地理的・使用実態から見て国府の領土である。」と表明
- 4月4日 外務省は、尖閣諸島は沖縄返還協定の中の「返還区域内」に含めることで日米の合意が成立したことを明らかにした。
- 4月9日 米 국무省は「尖閣諸島の施政権は1972年に沖縄とともに日本に返還されるだろう。」と言明した。また、「領有権をめぐる紛争については、当事者間の話し合いによるか、あるいは当事者が希望するなら、第三者によって解決するのが望ましいというのが米国の立場である。」との見解を示した。
米 国 国 務 省 は、中 国 の 正 式 の 申 し 入 れ を 受 け て、中 国 の 黄 海、東シナ海での海底石油探査活動を中止するよう、米国系石油開発会社に要請したことを正式に表明した。尖閣諸島付近で調査中のガルフ・オイル社の調査船ガルフ・レックス号は、佐世保に引き揚げた。日本政府は、尖閣諸島周辺の石油開発を、沖縄返還まで凍結することとした。
- 4月10日 台湾外交スポークスマンは南西諸島の施政権を日本に返還するとの米国 국무省の声明に対し「釣魚台列島の日本への返還に断固反対する。」と表明し公式に尖閣諸島に対する領有権を主張した。
- 4月10日 米国ワシントンで2,500人の中国系による日本の尖閣諸島領有権主張に反対するデモが行われた。同日、ロサンゼルス of 日本領事館へ200人の中国系が押し掛けた。
- 4月19日 日本政府は、魚釣島に無人気象観測所を設けることを、当分見送ることにした。
- 4月23日 日本石油開発（株）は、東シナ海の石油開発を、当分見合わせると発表した。
- 5月11日 米 国 国 務 省 当 局 者 は 尖 閣 諸 島 の 赤 尾 嶼、黄 尾 嶼 を 米 海 軍 射 爆 演 習 場

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- に指定されていると確認
- 6月11日 国府外務部「日米沖繩返還協定、特に尖閣諸島の日本への返還に強く反対する。」との声明を発表
- 6月14日 愛知外相、彭孟緝駐日国府大使を招き、尖閣諸島問題について会談
- 6月17日 沖繩返還協定調印 尖閣諸島日本に戻る。
台湾外交スポークスマンは沖繩返還協定調印に関連して、日米両国政府に対し国府の釣魚台列島に対する主権尊重を要求
- 6月20日 人民日報は沖繩返還協定の中で、尖閣諸島を返還の範囲に入れていることに抗議し、警告した。
- 6月～7月 第3次尖閣諸島周辺海域地質調査を東海大学に依頼した。
- 7月15日 ニクソン大統領は1972年5月までの間に中国を訪問すると発表した。
- 7月20日 米上院外交委員会は、全会一致で「台湾決議」廃棄を採択した。
- 9月18日 香港の中国学生約1,000人「日本帝国主義の釣魚台列島侵犯反対」のデモ
- 10月26日 国連総会は「国連における中国の合法的権利を回復する決議案」を採択
- 11月2日 米上院外交委員会は、全会一致で沖繩返還協定を承認したが、この協定は尖閣諸島の帰属問題には無関係との立場を明らかにした。
- 11月5日 E C A F Eは、12日からバンコクで開く貿易拡大委員会に出席するよう中国に招聘電を打った。
- 11月10日 米上院は本会議で、沖繩返還協定を承認した。
- 11月11日 中国の首席国連代表が米国入りした。
- 11月15日 喬冠華中国外務次官は第26回国連総会において「中国は中南米諸国の200海里的の海域に対する自己の権利を守るとの主張を支持する。」と演説
- 11月24日 衆院本会議で、沖繩返還協定を承認確定した。
- 12月22日 参院本会議は、沖繩返還協定を承認した。
- 12月30日 中国外交部は尖閣諸島は台湾の付属島嶼であり沖繩返還協定で返還区域に組み入れたことは全く不法であるとの趣旨の声明を発表した。
- 1972（昭47）
- 2月11日 台湾の中央日報は「国府行政院は釣魚台諸島を台湾省宜蘭県の行政区域に属すると決定。この決定により宜蘭県は調査団を編成し、3月中に管理事務所を同島に設置の予定」と報道した。
- 2月17日 日本政府は国府に対し「尖閣諸島の宜蘭県編入は領土権の侵害」と抗議
- 2月21日 ニクソン大統領北京到着
- 2月27日 米中共同声明

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 3月3日 国連の海底平和利用委員会で中国代表は「尖閣諸島を含む台湾付近の海底資源はすべて完全に中国の所有に属し、いかなる外国侵略者といえども、これに手をつけることは絶対に許さない。」と述べ、日本代表はこれに対し尖閣諸島は日本の領土であると反論した。フィリップ米国代表は「尖閣諸島の主権に関する中国の発言は不必要であり根拠がない。」と述べた。
琉球立法院は「尖閣諸島が日本の領土であることは明白な事実であり、領土権を争う余地は全くない。」との決議を採択
- 3月7日 日本国際貿易促進協会は定時総会で「尖閣諸島を中国から窃取する策動に反対する。」との72年運動計画を採択
- 3月8日 外務省は、尖閣諸島について基本的見解を発表した。
- 3月10日 国連の海底平和利用委員会で中国代表は「日本の釣魚台諸島に対する領有権の主張は、ギャングの論理であり、強盗的な軍国主義の表れである。」と非難
- 3月21日 米国国務省は「沖縄返還に伴い尖閣諸島の施政権は日本に返還するが、主権の帰属問題については中立の立場をとるという米国の従来の方針は今後も不変である。」との見解を発表
- 3月22日 福田外相は参院で尖閣諸島問題について「現在、施政権を行使している米国が中立的立場をとることを正式に表明すれば米国政府に対し嚴重に抗議する。」と言明
- 3月23日 米国務次官補は牛場駐米大使に「尖閣諸島の領有権問題に関し米国政府は中立の立場をとっている。」と表明したに対して大使は「この問題に対する米国政府の発言は影響が大きく積極的な発言は控えて欲しい。」旨要望
- 3月24日 日本社会党は「尖閣諸島は日本領土の一部である。しかし、領土問題の解決は平和的話し合いによるべきであり、その前提は日中国交回復であり、政府は中国敵視政策をやめるべきである。」との統一見解を発表
- 3月30日 日本共産党は「尖閣諸島が日本の領土であることは明らかである。」との見解を発表
北京放送は「もし佐藤政府が、中国の領土釣魚島などの島嶼とその周辺領海でパトロールを行うとか国旗を掲げるなどの侵略行為を進めるならば中国人民の断固とした反対にあうに違いない。」と強調
- 3月31日 人民日報は「尖閣諸島は15～16世紀ごろから中国領台湾の付属島嶼として中国の海上防衛地域に組み入れられており、琉球に属したことはない。」と主張
- 4月1日 日本のいわゆる進歩的文化人約100人は「日帝の尖閣諸島強奪阻止の闘いへの協力」を呼び掛け
- 4月4日 日中友好協会（正統）沖縄県支部は「尖閣諸島は中国の領土であ

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- り、侵略占領したものは返還すべきである。」との声明を発表
- 5月4日 北京放送は、「中国領土釣魚台諸島を、侵略占領することは許さぬ」とし「佐藤政権は、沖縄返還後に中国領土釣魚台諸島を侵略占領するための根拠をデッチあげてを企んでいる。」と非難
北京放送は雑誌「日中文化交流」に掲載された井上清京大教授の論文「釣魚台諸島（尖閣諸島）は中国領土である。」の全文を放送
- 5月5日 米国は日本へ沖縄を返還、尖閣諸島を含む南西諸島の施政権を返還した。
- 5月13日 米国留学の中国学生約1,000人は沖縄返還反対、米国の陰謀粉砕、日本軍国主義打倒、釣魚島を守れなどを掲げワシントンでデモ
- 5月14日 愛国青年連盟の小林建、魚釣島に単身上陸、日章旗を立てる。
- 5月15日 沖縄日本に復帰
- 5月18日 人民日報は「日米両国は中国領土釣魚台諸島を返還地域に組み入れた。これは中国の領土主権を侵犯する重大な行為である。」と非難した。
- 5月20日 国連中国代表は「日米両国は中国領土である釣魚台諸島を沖縄返還地域に公然と組み入れた。これは中国の領土主権に対する重大な侵犯である。これら諸島は昔から中国領土であり、その移管は違法かつ無効である。」と事務総長と日米代表に書簡をもって非難した。
- 5月24日 中川国連大使は安保理議長の米国国連代表を訪ね、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることを主張した文書を安保理の公式文書として各理事国に配布するように要請
- 6月13日 公明党外交部会は尖閣諸島の領有権問題について「日本が尖閣諸島に対する領有権を主張するのは正しいが、石油開発は関係国と協議すべきだ。」と同党初の公式見解を発表
- 9月25日 田中首相北京に到着
- 9月29日 日中共同声明調印で日中国交を回復した。尖閣諸島問題は棚上げにした。
- 10月5日 日・韓両国の実務者会議は、東シナ海に両国が、石油、天然ガス開発のために設定した鉱区が重複して紛争となっていたが、世界に前例のない大陸棚主権棚上げの共同開発方式で、開発に臨むことを決めた。
- 1977（昭52）
- 2月7日 中国政府は「日韓大陸棚共同開発協定による共同開発地域は中国の主権を侵犯するものであり、同意できない。開発を進めるならば、これによって引き起こされるすべての結果に対して全責任を負わなければならない。」と発言した。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

1977 (昭52)

- 4月7日 「日韓大陸棚共同開発協定」は、衆議院で可決された。
- 6月9日 「日韓大陸棚共同開発協定」は、参議院で自然承認された。
- 6月13日 中国は「日韓大陸棚共同開発協定の自然承認に対して、中国をさしおいて一方的に調印したもので完全に不法なものであり、無効であるとし、中国の同意なしに東シナ海の大陸棚で勝手に開発行動を進めてはならない。」と反発した。

1978 (昭53)

- 3月 古賀善次病没
- 4月12日～16日 中国漁船団は大挙して尖閣諸島周辺に来航 140隻を数え、その殆どが武装しており、その内40隻は領海侵犯をした。漁船は13ミリ機銃を備えていた。
- 5月12日 日本から「尖閣諸島領有決死隊」と称する民族派数名が上陸、20日程度テント生活を続けるが退去
- 6月3日 日本と韓国は「日韓大陸棚共同開発協定」の批准書を交換した。
- 6月26日 中国は今までと同様に激しい口調で抗議声明を出した。
- 8月12日 日中平和友好条約締結 尖閣諸島は棚上げを決める。
- 9月20日 「日韓大陸棚共同開発協定」に基づいて、通産省は日本側の開発権者として日本石油開発(株)と帝国石油(株)の両社に探査権を認可した。
しかし、南シナ海と東シナ海における中国の強い態度等から日韓大陸棚共同開発は中止された。
- 10月25日 中国の副総理は、東京記者クラブでの記者会見の席上で「中国では尖閣諸島を釣魚島と呼んでいます。この島についての中日間の呼称は違っており、双方の見方が食い違っていますので、中日国交正常化を実現するとき、双方はこの問題に触れないことを申し合わせました。今度の中日平和友好条約交渉の時でも、同様です。」と語った。

1989 (平元)

- 8月 日本の政治結社・日本青年社が尖閣諸島の魚釣島に高さ6米の耐蝕アルミ合金製の太陽電池充電で30km光達距離の灯台を建てた。これを譲り受けた石垣島民が正式の航路標識として認可を受けるため、石垣海上保安部に申請し、1990年秋には正式許可の予定であった。

1990 (平2)

- 10月18日 中国外交部はスポークスマンの発言という形で「釣魚島は中国固有の領土であり、日本の右翼団体が釣魚島に設置した灯台は、中国の主権を侵犯する行為である。」と厳しく批判した。そのため海上保安庁は許可を保留した。
- 10月27日 中国は在中国日本大使を呼び「日本政府は日中国交正常化交渉の

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

際、双方が将来また話し合うことで合意した。尖閣諸島領有権問題に関する了解事項に違反し、放任の態度をとり、日本の右翼団体が建てた灯台を航路標識として認定する意向を示して、中国の主権をひどく侵犯し、全中国人民の感情を著しく傷つけた。」と批判したが、それに続いて中国政府は「双方が主権問題を棚上げし、釣魚島海域資源の共同開発、釣魚島海域の漁業資源開放などの問題について、できるだけ早く話し合う。」ことを提案し、日本政府が積極的な反応を示すことを希望した。

その後の共同開発交渉では中国は東シナ海大陸棚は中国に主権的権利があるとして譲らなかった。

1992 (平4)

- 2月25日 中国領海法を制定し、尖閣諸島を自国の領海に盛り込んでいる。日本はこれに対して口頭でのみ抗議しただけであった。
- 3月 中国は日本との共同開発の交渉を打ち切った。
- 5月 台湾は中華民国領海及び接続水域法及び専管経済水域及び大陸棚法を制定
- 6月30日 中国は東シナ海大陸棚の日中中間線の中国側海域に2か所の鉱区を設置して、世界の石油企業に国際入札を呼び掛け1993年末までに世界の代表的な石油企業が次々と落札した。

1993 (平5)

- 4月 シンガポールで中国と台湾の民間トップ会談が行われエネルギー資源の開発と交流についての合意が得られた。

1994 (平6)

- 1月3日 台湾が大陸に対して「主権問題に触れず。」に、かつ「投資額に応じて石油を配分する。」二つの原則に基づいて、共同で大陸棚を開発することを提案したと『聯合晩報』は報じた。
- 1月6日 台湾の石油視察団が大陸を訪問
- 1月16日 中国科学院院長を団長とする24人の代表団が台湾を訪問した。
- 1月24日 中国海洋石油総公司是台湾と協力する旨を表明した。
- 4月 中国科学院と台湾大学海洋研究所が共同で南シナ海の海洋調査を実施すると発表した。
- 5月5日 ベトナム外務省報道官は中国と台湾の海洋調査船がベトナム南部の沖合の南沙諸島海域で共同で探査活動を行った事実を明らかにしベトナムの主権に対する侵害と批判した。

1995 (平7)

- 2月 台湾經濟部は、台湾の大陸委員会が中国石油公司の子会社・海外投資会社が大陸と海域での石油探査などで共同事業を進めることに同意した。
- 5月 中国海洋調査船「向陽紅09号」は、5月11日から6月7日にかけて、尖閣諸島海域において、海上保安庁巡視船の警告を無視

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- し、2回延べ18日間、領海侵犯し調査活動を行った。
- 8月16日 中国軍SU-27戦闘機2機が尖閣諸島上空を領空侵犯し、自衛隊F-4戦闘機2機がスランブル（緊急発進）を行った。
- 12月12日 日本政府は5月～6月の中国海洋調査船「向陽紅09号」が尖閣諸島付近で資源調査などを行っていた問題で外交ルートを通じて中国側に主権の侵害がないよいうに申し入れた。
- 12月 日中の海洋法条約批准の実務者協議で中国は尖閣諸島の領有権と大陸棚の主権的権利を主張し両者の話し合いは平行線のままであった。
- 12月初頭 中国の石油掘削リグ・勘探3号が東シナ海大陸棚より570メートル日本側に入った海域に錨泊し、1996年2月中旬まで海上保安庁の中止要求にかかわらず作業を継続し、商業生産の可能性はともかくとして、石油の試掘に成功した。
- 1996（平8）
- 3月8日 中国は、3.8～3.25の期間に計3回、台湾近海においてミサイル発射訓練、海・空軍の実弾演習、陸海空統合演習を実施した。
- 4月 海洋法条約批准に伴う漁業問題に関する日中非公式協議で中国は尖閣諸島の領有権と大陸棚の主権的権利を主張し、両者の話し合いは平行線のままであった。
- 4月24日から26日間の予定で中国フランス共同の沖縄近海の海洋調査活動が行われた。中国は海洋13号（2,000トン）、東標203号（以下いずれも1,000トン）、東標223号、東標226号、東標227号の5隻の海洋調査船が、フランスは海洋調査船アテランテ（3,500トン）が参加し沖縄本島と宮古島の間位置する宮古海峡を中心とする日中中間線の日本側の海域で海洋調査を実施した。
- 5月15日 中国は国際海洋法条約を批准し、境界線に関しては大陸沿岸の一部と南シナ海の西沙諸島のみで、尖閣諸島、台湾、南沙諸島その他の海域の境界線については「引き続き行う。」として将来に持ち越している。
- 6月2日 中国海洋調査船・奮闘7号はケーブルを引きながら、日中中間線を越えて日本側海域に入ってきた。海上保安庁の巡視船の質問に対して「目的は資源調査、中国政府の許可で活動している。」と回答した。
- 6月20日 日本は国際海洋法条約を批准し、日中間では、尖閣諸島と中国大陸との間に排他的経済水域の境界として中間線又は合意線を初めて引いた。
- 7月11日 中国と台湾が共同で台湾海峡南部海域における海底石油探査を実施する契約に台北で調印した。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- 7月14日 日本の政治団体が尖閣諸島の北小島に高さ5メートル、重さ210kg、耐蝕アルミ軽合金、太陽電池式で約30kmの光達距離の灯台設置した。これを契機に中国・台湾・香港で日本に対する抗議行動が盛んになった。
- 7月17日 台湾駐日代表は日本の交流協会に対し、灯台建設に関して日本政府に嚴重抗議して「中華民國は釣魚台列島に対して主権を有している。」ことを伝えた。
梶山官房長官は「尖閣諸島は日本の領土であり、所有者が灯台建設を許可したのであれば、政府が関与する余地はない。」と説明した。これに対して台湾駐日代表は抗議を表明した。
- 7月18日 中国外交部は定例の記者会見で、灯台の建設に抗議して「釣魚島などの島は古来から中国の固有の領土である。日本の一部の者が勝手に島に施設を建設することは、中国の主権に対する重大な侵犯であり、われわれは重大な関心を持っている。日本政府がただちに有効な措置をとり、今回の事件による良くない影響を排除する。」ことを要求した。
- 7月20日 日本の国連海洋法条約発効
- 7月21日 台湾東岸の漁業組合は、7月28日から8月2日までの間に漁船200隻以上で尖閣諸島に上陸を敢行し、台湾の国旗を掲げる方針を表明した。台湾内政部は漁民保護のために沿岸警備を担当する保安警察第7総隊の巡視船の派遣を明らかにした。しかし、28日頃台風が来襲し、漁船団の派遣は延期され加えて台風のために灯台が傾いたために灯台の申請が取り下げられ、派遣は中止された。
- 7月22日 台湾内政部が抗議を表明し、台北では民間団体が日本国旗を焼いて抗議した。
- 7月24日 台湾外交部は尖閣諸島周辺海域での排他的經濟水域設定など日本の支配強化を受け入れないと公式に声明した。声明は尖閣諸島の台湾帰属を重ねて主張し、漁民による漁業權益保護の訴えを支持した。中国外交部は「われわれは一貫して友好的な話し合いによって解決することを主張しており、双方が自制の態度を保持し、一方がことを荒立てないことを希望する。」と述べ交渉による解決を主張した。
- 7月25日 石垣海上保安部へ灯台は航路標識として許可申請が出された。その後台風により灯台が傾いたために申請は一旦取り下げられた。
- 7月末 中国は尖閣諸島付近の海上に潜水艦2隻を派遣し、3日間にわたって、周辺海域を遊よくさせたとの情報が明らかにされた。（読売新聞8. 12）
- 8月3日 台北で、日台水産関係者の間で日本の排他的經濟水域設定に伴う漁業権に関する協議が行われ「尖閣諸島周辺海域での台湾漁船の

HP『海軍砲術学校』公開資料

操業を当面現状通り。」とすることで一致した。台湾側は日本の経済水域設定には一定の理解を示し、領有権問題の棚上げを前提に、漁業権協定の締結に向けた交渉を拒否しない姿勢をみせたといわれている。この協議を受けて、8月4日李総統は「主権問題は簡単なことではなく、平和的に解決するべきである。」とデモの中止を呼び掛け、漁業権を中心とする問題の平和的解決を表明した。

- 8月4日から13日まで北京で開かれた国際地質大会で中国は大洋底掘削計画への参加を決定した。これにより中国は南海、東海及び沖縄トラフの海底掘削を実現して中国大陸及びその周辺地域の地質構造を解明することを目的とする学術研究であるとして説明し、日本の海洋地質学関係者に、沖縄トラフ海底掘削計画への参加を呼び掛ける計画書が届けられていると平松教授は著書で述べている。
- 8月12日 台湾の39地区漁業組合の代表約千人が台北で領土・漁業保全会議を開き、台湾と日本の両当局に漁業協定の締結を求める一方、安全操業のために台湾当局に軍艦の出動を要請する声明文を採択した。会議には台湾の外交部、国防部、保安警察の担当者も出席した。台湾に加え大陸系政治勢力による香港などでの抗議運動の動きが始まる。
- 8月29日 与那国島近海で台湾の釣り船が日本の海上保安庁巡視船の臨検を受けたことを契機に、意図的に領海を侵犯する抗議運動へと発展する。
- 8月30日 人民日報は「日本はばかなことをするな。」との題の激しい内容の論説を掲載した。論文は「魚釣島に対する中国の主権を主張し、この百年余り中国人民は暴力を恐れず、前の者が倒れても後の者が続き何千何百万の人々の鮮血と命で国家の独立と主権を勝ち取った。いま12億の中国人民が領土をたとえわずかでも放棄すると望むならば、それは愚かな妄想である。国家の主権の関わることで、炎帝・黄帝の子孫の心は一致していると断言できる。いかなる中国人も領土を拱手で人に譲るならば、永遠に汚名を残すことになる。」と論じた。別な記事では、橋本首相が「不測の事態に備えて準備する。」と指示したことを以て、灯台建設を日本政府の従容の下に発生したと決め付けている。中国系各紙はこの記事を掲載し台湾香港などの抗議運動を大きく刺激した。
- 9月2日～3日 中国の海洋調査船・海洋4号は尖閣諸島・大正島の南方海域を、短冊型に何回も往復して海洋調査を実施し、その際日本の領海を数回にわたり侵犯した。
- 9月4日 台湾の報道関係者を乗せた台湾漁船が尖閣諸島の領海を2時間半にわたり侵犯した。その後も抗議船の行動は続いた。
- 9月8日～9日 中国の海洋調査船・大洋1号は尖閣諸島・久場島から大正

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- 島の北方海域を、西から東に向けて航行し、その際、日本の領海を侵犯した。
- 9月9日 台風で傾いた北小島の灯台が修復された。
- 9月18日 中国東海艦隊は補給訓練を中心として、潜水艦や海軍陸戦隊の参加した島嶼攻略作戦の軍事演習を実施した。
- 9月25日 香港の活動家・報道関係者約40人を乗せた保釣号は領海侵犯して魚釣島に接近し、5人は海中に飛び込み、その中の1人が溺死した。これを台湾香港のマスコミがヒーロー扱いをし抗議行動を一層煽った。
- 同日 日本石油公団の役員がシンガポールで、尖閣諸島海域での共同事業は「緊張緩和を促進する可能性がある。」と関連諸国の間で海底石油の共同開発を進めることを呼び掛けた。
- 9月26日 中国海洋石油総公司は、日本石油公団の役員の発言に対するロイター通信の電話取材に対して「尖閣諸島での石油共同探査について、日本企業との交渉再開に応じる。」と答えた。
- 9月30日 中国海軍東海艦隊のミサイル駆逐艦2隻、護衛艦2隻、原子力潜水艦が、尖閣諸島の約30海里の海域を遊よくし、南京軍区空軍のF8戦闘機4機とSU-27制空戦闘機4機が尖閣諸島の上空を通過したと香港「星島日報」は報じた。
- 10月2日 米議会調査局「尖閣諸島（釣魚島）紛争・米国の法的関係と責務」を作成、日米安保条約は尖閣諸島に適用され、米国が第3国の軍事攻撃に対して同島を防衛する条約上の責務を現在も有するという実態を、沖縄返還当時の米国国務長官の証言などを引用して明記している。（8.10.2～4 産経）
- 10月4日 日本政府は北小島灯台の許可申請を保留した。
- 10月7日 台湾から、台湾・香港・マカオの政治活動家ら多数を乗せた約49隻の漁船が尖閣諸島海域に押し寄せ、うち41隻が領海を侵犯したばかりか、4人が魚釣島に上陸して、中華人民共和国と中華民国の旗を掲げた。また、灯台を破壊する決死隊が組織されたとか、ヘリコプターで上空から中華民国の国旗を投下するなどの計画が台湾でたてられたと報道されたが、実行はされていない。香港では約1万人の抗議デモが行われた。
- 10月12日 中国の海洋調査船・雪竜号（1万4千5百トン）は、南西諸島・久米島の北西約140海里の海域で海洋調査を行い日中中間線を越えて約20海里日本側海域に入った。海上保安庁巡視船の警告により日本側海域を離れ中国側に移動した。
- 10月12日 中国外相は日本報道界訪中団の質問に文書で回答し、尖閣諸島の領有権棚上げによる石油資源の共同開発を提案し、日本側がこの問題の重要性を認識し、尖閣諸島の問題で二度と新しい事件を起こさないことを希望した。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

- 10月13日 中国の海洋調査船・海洋13号は、南西諸島・久米島の南西33海里で宮古海峡の北側入り口にあたる海域で海洋調査を実施した。海上保安庁巡視船の警告を無視して海洋調査を継続した。
- 10月13日 台湾「中国時報」は10月1日～3日に中国空軍は東シナ海で空中演練を実施し、毎日2機の戦闘機が1時間おきに6回出動し、尖閣諸島から140海里離れた空域であるが、日本と台湾の防空識別圏に向けて飛行した。尖閣諸島の領有権争いに関連した対日示威行動であると台湾軍の参謀本部ではみていると報じた。
- 10月31日 中国の海洋調査船・海洋13号は、魚釣島と与那国島間の海域で、東測226号と東測227号は、平湖油田の南で中間線の日本側に少し入った海域で海洋調査を実施した。これらの海洋調査船は海上保安庁巡視船の問い合わせに応答しなかった。
- 11月27日 米国国務省キャンベルアジア国務次官補（太平洋担当）は日米安保の重要性を強調し、尖閣諸島は日米安保の適用の範囲内であることを明らかにした。
- 1997（平9）
- 3月13日 台湾海軍による沖縄県与那国島沖公海での実弾射撃演習に対し与那国島漁民らの批判が高まっていた問題で、台湾当局は13日までに、演習海域のラインを与那国島付近から台湾側に大幅に後退させる方針を固めた。これは1月に訪問した日華関係議員懇談会会長と李総統との会談の結果実現したもの（9. 3. 14産経）
- 4月3日 台湾で尖閣諸島を管轄する宜蘭県が主催し日米欧の国際法専門家を招いて「国際セミナー」を開き、成果の総括としてハーグの国際司法裁判所に日本を提訴する運動を起こすと宣言した。（9. 4. 4産経）
- 4月 中国海洋調査船「海洋13号」（2千トン）1隻が沖縄県宮古島近くの排他的経済水域に進入し4月17日1000以降、漂泊し、先端に円筒形の観測機器（直径約25センチ、長さ約70センチ）のついたワイヤーを海中に垂らし無許可で調査活動を4月21日まで続けた。同調査船は海上保安庁の度重なる活動中止要求は無視し巡視船からの交信に対して「本船は中国の大陸棚を航走しており、何ら不法ではない。」などと応答した。
- 4月22日 日本政府は香港台湾の市民が尖閣諸島に上陸した場合は実力行使をすることに政策を転換することを決めた。具体的には4月下旬から海上保安庁の船舶、航空機を尖閣諸島の周辺海域に重点的に配備して警戒態勢を敷く。防衛庁も海上自衛隊の対潜哨戒機P3Cによる監視態勢を強化する。抗議船が香港や台湾を出港し、尖閣諸島に向かった場合は、領海12海里の外の接続水域に達した時点で「警告」を発する。島に近付いた場合、領海に入れば拿捕する方針である。警戒線を突破して上陸した場合に備え、事前に

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

警察官を島に配置し、メンバーの上陸と同時に出入国管理法違反で逮捕する方策も練られている。又、メンバーが武装しているケースも想定して、今後、具体的な対応策の詰めを急いでいる。

(9. 4. 23 産経)

- 5月6日 新進党西村衆議院議員他3名とともに尖閣諸島に上陸、橋本首相は「土地の所有主が上陸を拒否し、その意思を伝達しているのに、それを一切無視して行動する権利が、国会議員といえどもあるのか。」と述べた。
- 5月7日 台湾外交部は駐日代表を通じ日本側に視察の事情説明を求め、一方、尖閣諸島への領有権を主張する台湾当局の立場を強く伝えた。香港の「保釣行動委員会」はメンバー10数名は香港の日本総領事館までデモ行進を行い「日本の国会議員が上陸したことは中国人への宣戦布告を意味する。」と非難した。中国の外務次官は、日本駐中国大使を呼び西村議員の尖閣諸島視察について「中国の主権を著しく侵害した。」と抗議し、強烈な憤りを表明した。これに対し日本大使は、尖閣諸島の領有権は日本にあり、主権を侵害したとする中国側の主張は受け入れられない。」とした上で、「尖閣諸島問題で日中関係全体が損なわれてはならない。」との立場を説明した。
- 5月13日 尖閣諸島をめぐる香港の「保釣行動委員会」の責任者、何俊(アルバート・ホー) 主席は記者会見し、香港や台湾のメンバーが5月18日に予定していた尖閣諸島への上陸計画を中止すると発表した。
- 5月15日 日本政府は尖閣諸島問題で香港、台湾などの活動家が尖閣諸島に上陸を試みた場合に備え、海上保安庁の巡視船などで阻止する態勢を整えた。平林博内閣外政審議室長が橋本龍太郎首相に報告了承された。日本政府は5月18日に予定されていた香港などの活動家の上陸はないとの情報を得ているが、万全の態勢を取ることにした。(9. 5. 16 産経)
- 5月26日 尖閣諸島の日本領有に反発する台湾・香港の活動家ら300人以上を乗せた約30隻の抗議船団は、尖閣諸島付近に到達し、正午過ぎまでに台湾船2隻、香港船1隻の3隻が日本の領海に侵入、海上保安庁巡視船に阻止され上陸を諦め台湾基隆港へ引き上げた。その際男性3名が巡視船に飛び移ったが、強制退去手続きにより台湾船に引き渡した。香港の抗日団体「保釣行動委員会」は日本が尖閣諸島周辺海域で活動家の上陸を阻止したり、身柄を一時拘束したことについて、市内中心で抗議集会を開き、その後、数十人が駐香港日本総領事館までデモ行進を行った。台湾外務省は、尖閣諸島の領有権を巡り台湾などの活動家が尖閣諸島近海で行った抗議活動について「海上保安庁の巡視船が活動家の釣魚島への

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

上陸を妨害したのは、わが国の主権を侵犯する非友好的な態度で極めて不満である。」として日本側を非難した。

参 考 文 献 等

1 本作業で使用した主要参考文献

- 尖閣列島と竹島－中国・韓国との領土問題
上地龍典 教育社 1978年
- 尖閣列島ノート
高橋庄五郎 青年出版社 1979年
- 尖閣諸島について
外務省情報文化局 1972年
- 中国の海洋戦略
平松茂雄 勁草書房 1993年
- 尖閣諸島 どうする日本
江戸勇介 恒友出版 1996年
- 解説 条約集
三省堂
- 続中国の海洋戦略
平松茂雄 勁草書房 1997年
- 海上保安白書 平成8年度版
海上保安庁 1997年

2 尖閣諸島研究の権威である国学院大学、桑原教授の論文に記載されている参考文献

- わが国による尖閣諸島に対する実効的支配の事実について
「尖閣列島の法的地位」
(季刊「沖繩」52号 南方同胞援護会)
- 「尖閣列島と日本の領有権」
(季刊「沖繩」56号、尖閣列島特集号 南方同胞援護会)
- 尖閣諸島の歴史について
「尖閣列島－歴史と政治のあいだ」
(「日本及び日本人」70号新春号)
- 台湾の新聞等による領有権主張の批判について。
「尖閣列島の領有権問題」
(季刊「沖繩」56号、尖閣列島特集号 南方同胞援護会)
- 香港の雑誌「明報」所載論文に対する批判について
「尖閣列島の領有権と明報論文」
(「中国」71年6月号)

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

○その他

「尖閣列島－その法的地位」

(「沖縄タイムズ」 70年9月2日～9日、連載論文)

THE TERRITORIAL SOVEREIGNTY OVER THE SENKAKU ISLANDS AND PROBLEMS
ON THE SURROUND-ING CONTINENTAL SHELF ; JAPANESE ANNUAL OF INTERNAT
IONAL LAW;THE JAPAN BRANCH OF THE INTERNATIONAL LAW ASSOCIATION 1971